

# 平成25年度業務実績評価シート

|    |  |
|----|--|
| 氏名 |  |
|----|--|

# 平成25年度評価項目について

| 区分   | 25年度計画記載項目                                      | 頁   |
|--|---|-----|
| <b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>   |   |     |
| 評価項目 1   | 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備                            | 1   |
| 評価項目 2   | 2 業務管理（リスク管理）の充実                                | 6   |
| <b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>   |   |     |
| 評価項目 3   | 1 業務・システムの効率化と情報化の推進                            | 12  |
| 評価項目 4   | 2 経費の節減   | 16  |
| <b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  |   |     |
| 評価項目 5   | 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）                              | 27  |
| 評価項目 6   | 2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）                              | 36  |
| 評価項目 7   | 3 福祉医療貸付事業（債権管理）                                | 44  |
| 評価項目 8   | 4 福祉医療経営指導事業                                    | 52  |
| 評価項目 9   | 5 社会福祉振興助成事業                                    | 59  |
| 評価項目 10  | 6 退職手当共済事業                                      | 70  |
| 評価項目 11  | 7 心身障害者扶養保険事業                                   | 75  |
| 評価項目 12  | 8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）                    | 83  |
| 評価項目 13  | 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業                          | 87  |
| 評価項目 14  | 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務           | 92  |
| <b>第4 予算、収支計画及び資金計画 第5 短期借入金の限度額 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途</b> |   |     |
| 評価項目 15  | 第4 予算、収支計画及び資金計画                                | 97  |
|  | 第5 短期借入金の限度額                                    | 98  |
|  | 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 | 98  |
|  | 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画       | 99  |
|  | 第8 剰余金の使途                                       | 99  |
| <b>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>  |   |     |
| 評価項目 16  | 1 職員の人事に関する計画                                   | 105 |
|  | 2 施設及び設備に関する計画                                  | 106 |
|  | 3 積立金の処分に関する事項                                  | 106 |

| 中期目標  | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績   |
|---|--|---|--|
| <p><b>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</b><br/>独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> | <p><b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b><br/>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第三期中期目標期間においては、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p> | <p><b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b><br/>機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組を実施する。</p> | <p><b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b><br/>法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p>   |
| <p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b><br/>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>          | <p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b><br/>(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p> <p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p>          | <p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b><br/>(1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。</p> <p>(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。</p>                         | <p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b><br/>【業務運営体制の継続的見直し】#1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年度の業務運営体制について、以下の組織見直しを決定した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営支援室について、国の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」などにおける社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のための組織見直し（経営サポートセンターの設置）</li> <li>・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた組織体制整備</li> <li>・ 助成事業について、事務効率化による組織のスリム化を図るとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、NPO等の相談支援及びガバナンス強化に対応するための組織見直し</li> <li>・ 更なる広報機能強化のための組織体制整備（広報課の設置）</li> </ul> </li> <li>○ 特に、金融庁検査等の導入を見据えた対応として、福祉医療貸付先の事業状況や財務状況等を適切に把握し、貸付債権の適正管理及びリスク管理債権の未然防止を図るため、債権管理部門にモニタリングを専門に行う部署を新設したほか、ガバナンスの高度化に向け監査機能の強化に必要な態勢を整備するため、監査部門を検査役制から課長制へ変更することに伴い監査課を設置した。</li> <li>○ 平成25年度においては、ガバナンスの更なる高度化に向けて各部横断的に対応するためにガバナンス高度化推進室を設置し、新たな態勢整備を推進した。</li> </ul> <p>【経営企画会議・役員連絡会の運営】#2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を23回開催し、理事長からの「平成25年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による平成25年度重点目標の指示、平成26年度計画の策定、第2期中期計画の業績評価、平成24年度業務実績評価、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、品質マネジメントシステムに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監</li> </ul> |

| 中期目標 | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |
|------|--|---|---|
|      |  |   | <p>視を行った。</p> <p>○ 役員連絡会を43回開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</p>  |
|      | <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p> | <p>(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p> | <p><b>【業務間の連携強化】#3</b></p> <p>○ 福祉と医療の連携を支援するための「業務間連携強化プロジェクトチーム」を9回開催し、機構の総合力の強化を図るための取組みについて検討を行った。</p> <p>○ 福祉医療貸付に係る債権悪化の未然防止のため、退職手当共済事業を行う共済部から債権管理部門である顧客業務部に対して、掛金未納を理由に退職手当共済契約を解除した法人に関する情報を提供し、顧客業務部においては、当該情報を基にデータの突合を実施した。</p> <p>○ 助成事業部と情報システム室が連携して、特色ある助成事業を実施した助成先を取材し、記事と取材動画を作成のうえ、WAMNET基盤を活用して公表した。</p> <p>○ 福祉医療貸付及び承継年金住宅融資に係る償還条件緩和中の貸付先について、顧客業務部と年金貸付部が連携し、決算状況を把握するとともに、今後の対応等にかかる検討及び当該貸付先への実地調査を行った。また、年金貸付部と併せて当該貸付先に対し、来年度以降の返済条件等について提示した。</p> <p>○ ガバナンス高度化推進室と業務管理課、企画室等との連携により、金融検査マニュアルに基づき、機構全体のガバナンスの仕組みを高度化し、平成26年度から適用できるよう規程体系等の整備を行った。</p> <p>○ 東日本大震災への対応については、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、WAMNETを活用した被災地支援団体用掲示板コーナーによる情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成事業の重点化などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを各部署が連携して平成25年10月28日に宮城県にて開催（参加者数154名）し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。</p> |

| 評価の視点等  | 自己評定   | S | 評価項目 1 | 評 定  |  |
|---|--|---|--------|--|--|
|   | <p>トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的に開催し、理事長からの「平成25年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による平成25年度重点目標の指示、平成26年度計画の策定、第2期中期計画の業績評価、平成24年度業務実績評価、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等の重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断するとともに、役員連絡会を開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</p> <p>業務運営体制の整備については、国の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」などにおける社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる経営支援機能強化のための組織見直し、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた組織体制整備、助成事業における事務効率化による組織のスリム化と「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、NPO等の相談支援及びガバナンス強化に対応した組織見直し、広報機能強化のための組織体制整備を平成26年4月から実施することを決定し、更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。</p> <p>特に、更なるガバナンスの高度化への取組みとして、平成25年度においては、各部横断的に対応するためにガバナンス高度化推進室を設置し、新たな態勢整備を推進した。</p> <p>東日本大震災への対応については、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、WAM NETを活用した被災地支援団体用掲示板コーナーによる情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成事業の重点化などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを各部が連携して平成25年10月28日に宮城県にて開催し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、WAMの総力を挙げて支援に努めた。</p> <p>以上のとおり、平成25年度においては、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断するとともに、役員連絡会を開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図ることができた。また、社会福祉法人の経営高度化等に向けた経営支援機能強化やガバナンス高度化等に向けた組織体制強化など更なる効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。</p> |   |        | <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p> |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の業務運営体制について、①国の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」などにおける社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人の経営高度化等に向けた経営支援機能強化のための経営支援室の組織見直し、②「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた組織体制の整備、③助成事業における事務効率化による組織のスリム化と「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、NPO等の相談支援及びガバナンス強化に対応した組織見直し、④更なる広報機能強化のための組織体制整備を決定した。</li> <li>特に、金融庁検査等の導入を見据えた対応として、福祉医療貸付先の事業状況や財務状況</li> </ul>  |   |        |  |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p> <p>○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p> | <p>等を適切に把握し、貸付債権の適正管理及びリスク管理債権の未然防止を図るため、債権管理部門にモニタリングを専門に行う部署を新設したほか、ガバナンスの高度化に向け監査機能の強化に必要な態勢を整備するため、監査部門を検査役制から課長制へ変更することに伴い監査課を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なるガバナンスの高度化に向けて各部横断的に対応するためにガバナンス高度化推進室を設置し、新たな態勢整備を推進した。<br/>※ 業務実績P1【業務運営体制の継続的見直し】#1</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トップマネジメントを補佐する経営企画会議を23回開催し、理事長からの「平成25年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、全役員による平成25年度重点目標の指示、平成26年度計画の策定、第2期中期計画の業績評価、平成24年度業務実績評価、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、品質マネジメントシステムに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。</li> <li>組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図るため、役員連絡会を43回開催した。<br/>※ 業務実績P1【経営企画会議・役員連絡会の運営】#2</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉と医療の連携を支援するための「業務間連携強化プロジェクトチーム」を9回開催し、機構の総合力の強化を図るための取組みについて検討を行った。</li> <li>福祉医療貸付に係る債権悪化の未然防止のため、退職手当共済事業を行う共済部から債権管理部門である顧客業務部に対して、掛金未納を理由に退職手当共済契約を解除した法人に関する情報を提供した。顧客業務部においては、当該情報を基にデータの突合を実施した。</li> <li>助成事業部と情報システム室が連携して、特色ある助成事業を実施した助成先を取材し、記事と取材動画を作成のうえ、WAMNET基盤を活用して公表した。</li> <li>福祉医療貸付及び承継年金住宅融資に係る償還条件緩和中の貸付先について、顧客業務部と年金貸付部が連携し、決算状況を把握するとともに、今後の対応等にかかる検討及び当該貸付先への実地調査を行った。また、年金貸付部と併せて当該貸付先に対し、来年度以降の返済条件等について提示した。</li> <li>ガバナンス高度化推進室と業務管理課、企画室等との連携により、金融検査マニュアルに基づき、機構全体のガバナンスの仕組みを高度化し、平成26年度から適用できるよう規程体系等の整備を行った。</li> <li>東日本大震災への対応については、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、WAM NETを活用した被災地支援団体用掲示板コーナーによる情報提供、被災地におけるNPO等の活動を支援するための助成事業の重点化などを各事業において実施するとともに、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを各部が連携して平成25年10月28日に宮城県にて開催（参加者数154名）し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、</li> </ul> |  |
|---|---|--|

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>(政・独委評価の視点等)</p> <p>■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。</p> | <p>業務の効率的な運営を図った。</p> <p>※ 業務実績P2【業務間の連携強化】#3</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構に対する国民のニーズを把握して業務改善を図る取組み、または、職員の積極的な貢献を促すための取組みを、次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経営理念を達成するために策定された理事長の経営方針に基づき、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を設定した。</li> <li>イ 各部における重点目標に基づき、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの重点目標及び個人目標の進行管理については、QMS及び人事評価制度に基づき適切に実施した。</li> <li>ウ 人事評価結果に基づく処遇への反映にあたっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。</li> <li>エ 各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指すため、担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修を実施した。</li> <li>オ 民間活動応援宣言の具体化に向けて、福祉と医療の連携を支援するための「業務間連携強化プロジェクトチーム」を開催し、機構の総合力の強化を図るための検討を行った。</li> <li>カ 理事長自らが幹部職員全員との面談を実施し、今後の事業の在り方や職員の育成方針などについて意見交換を行った。</li> <li>キ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、職員からの意見提案箱制度の運用を行い、投稿された意見、提案について、業務改善の効果が期待できる提案をした職員を表彰するとともに、寄せられた意見、提案については担当部署において検討し、対応可能なものから実施した。</li> <li>ク 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を効果的に運営した。</li> <li>ケ 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図った。</li> <li>コ 全部署に対し、リスク管理及び業務の継続的改善に重点化した内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行い、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめるとともに、改善実施計画の進捗管理を行い、業務改善の推進及びリスクの抑制を図った。</li> </ul> </li> </ul> |  |
|---|---|--|



| 中期目標   | 中期計画  | 25年度計画   | 25年度業務実績  |
|--|---|--|---|
| <p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b><br/> 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。</p> <p>なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることを。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p> | <p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b><br/> （1）効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やALM（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。</p> <p>なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることを。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p> | <p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b><br/> （1）内部統制の更なる充実・強化を図るため、顧客保護等管理態勢及び信用リスク管理態勢等の整備並びに監査機能の強化を行う。</p> <p>また、金利リスク抑制の観点から、ALM（資産負債管理）システムを活用し、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析等を行うほか、情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。</p> | <p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b><br/> 【内部統制の更なる充実】#4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化に向けて各部横断的に対応するために設置したガバナンス高度化推進室と業務管理課、企画室等との連携により、ガバナンス高度化推進室会議を4回開催し、新たなガバナンス態勢を整備した。</li> <li>○ 金融検査マニュアルに基づき、機構の各業務をリスクカテゴリーごとに分類し、各リスクと統制レベルのマトリックスによるリスク対応計画の全面的な見直しを実施するとともに、内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行った。</li> <li>○ 平成26年度からのガバナンス態勢において、リスクカテゴリー別のリスク管理を行うため、統括管理責任部署を設置するなどの態勢整備を図った。</li> <li>○ 平成26年度から実施するリスク管理上のモニタリング等を行うガバナンス委員会の設置整備を図った。</li> <li>○ 平成26年度からのガバナンス態勢において、より一層のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・マニュアルを作成した。</li> <li>○ リスク管理態勢等の整備状況や平成25年度内部監査の運用を踏まえ、ガバナンスの高度化に向け監査機能の強化に必要な態勢（規程整備や監査手法の見直しなど）を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施するとともに、平成26年度内部監査計画を策定した。</li> <li>○ 事業継続計画の実施に必要な安否確認システムを5月から運用開始し、7月に役員に対してシステム稼働確認テストを実施した。</li> </ul> <p>【ALMシステムの活用】#5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度においては、平成24年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアダプ分析、デュレーションギャップ分析）を実施した。<br/> 平成24年度のデュレーションは、平成23年度より実施している償還期間30年の貸付制度及び財政融資資金（30年償還）の借入等の影響により、前年度に引き続き、運用・調達サイドともに長期化した。<br/> （参考）デュレーション<br/> ・調達（借入）サイド…6.88（前年度6.71）<br/> ・運用（貸付）サイド…7.54（前年度7.36） ※小数点以下第3位未満は四捨五入。<br/> なお、デュレーションギャップについては、前年度と変わらず0.65となっており、過去の数値と概ね同程度の値であり、特に問題がないことを確認した。</li> <li>○ ALMシステムを活用して、財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。</li> <li>○ 複数の金利シナリオによる金利収支差の将来推移の分析を実施し、調達条件の違い</li> </ul> |



| 中期目標     | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |  |    |    |          |    |    |          |    |    |
|----------|--|---|---|--|----|----|----------|----|----|----------|----|----|
|          |  |   | <p>によるリスクを検証した。</p> <p><b>【情報セキュリティ対策の推進】#6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報漏えい事故の発生を未然に防ぐことを目的として、外部への電子メール送信時の添付ファイルを自動暗号化する仕組みを導入した。</li> <li>○ 全役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を3回実施した。</li> <li>○ セキュリティ研修内容に係る理解状況の確認を行うため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施した。</li> <li>○ 災害発生時における情報資産の安全確保の観点から、災害発生を想定した情報システム等の被害状況確認及び外部委託先との緊急連絡先の確認に係る訓練を実施した。</li> </ul>  |  |    |    |          |    |    |          |    |    |
|          | <p>(2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。</p> | <p>(2) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの適切な運用を通じ、業務上の課題や顧客からのニーズ等へ効果的に対応するとともに、リスク管理及び業務の継続的改善の観点を重視した内部監査に基づく是正・予防処置活動により、業務管理の充実を図る。</p> <p>また、業務改革等に向けた職員の自主的な取組を奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。</p> | <p><b>【品質マネジメントシステムの運用等】#7</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全部署に対し、リスク管理及び業務の継続的改善に重点化した内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行った。<br/>また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめるとともに、改善実施計画の進捗管理を行い、業務改善の推進及びリスクの抑制を図った。</li> </ul> <p><b>【業務改善活動の活性化】#8</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事長自らが幹部職員全員との面談を実施し、今後の事業の在り方や職員の育成方針などについて意見交換を行った。</li> <li>○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、引き続き、職員からの意見提案箱制度の運用を行った。</li> <li>○ 平成24年度下期及び平成25年度上期において、意見提案箱に投稿された意見、提案について、業務改善の効果が期待できる提案をした職員を表彰するとともに、寄せられた意見、提案については担当部署において検討し、対応可能なものから実施した。<br/>(参考) 意見提案箱への投稿件数</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1828 1541 2457 1661"> <thead> <tr> <th></th> <th>意見</th> <th>提案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度下期</td> <td>2件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>平成25年度上期</td> <td>1件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分発揮できるよう行動計画を策定・推進した結果、平成25年7月17日付で厚生労働省より次世代育成支援対策推進法第13条に基づく基準適合一般事業主に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得した。</li> </ul> |  | 意見 | 提案 | 平成24年度下期 | 2件 | 5件 | 平成25年度上期 | 1件 | 4件 |
|          | 意見   | 提案  |   |  |    |    |          |    |    |          |    |    |
| 平成24年度下期 | 2件   | 5件  |   |  |    |    |          |    |    |          |    |    |
| 平成25年度上期 | 1件   | 4件  |   |  |    |    |          |    |    |          |    |    |

| 評価の視点等   | 自己評価   | S | 評価項目 2 | 評 定  |  |
|--|--|---|--------|--|--|
|  | <p>平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化のための態勢構築に向けて、ガバナンス高度化推進室と業務管理課、企画室等との連携により、金融検査マニュアルに基づき、機構の各業務をリスクカテゴリーごとに分類し、各リスクと統制レベルのマトリックスによるリスク対応計画の全面的な見直しを実施するとともに、内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行い、監査機能の強化に必要な態勢（規程整備や監査手法の見直しなど）を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施した。また、平成26年度からのガバナンス態勢において、リスクカテゴリー別のリスク管理を行うために統括管理責任部署を設置したほか、リスク管理上のモニタリング等を行うガバナンス委員会を設置するなどガバナンス高度化への態勢整備を推進した。</p> <p>情報セキュリティ対策については、技術的対策として、情報漏えい事故の発生を未然に防ぐことを目的として、電子メール送信時の添付ファイルを自動暗号化する仕組みを導入する一方、人的対策として、全役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施するとともに、セキュリティ研修内容に係る理解状況の確認を行うため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施した。</p> <p>また、災害発生時における情報資産の安全確保の観点から、災害発生を想定した情報システム等の被害状況確認及び外部委託先との緊急連絡先の確認に係る訓練を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図った。</p> <p>品質マネジメントシステムの運用については、全部署に対し、リスク管理及び業務の継続的改善に重点化した内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うとともに、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、改善実施計画の進捗管理を行い、業務改善の推進及びリスクの抑制を図った。</p> <p>また、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、引き続き、意見提案箱制度の運用を行い、意見提案箱に投稿された意見、提案について、担当部署において検討し、対応可能なものから実施した。</p> <p>さらに、理事長自らが幹部職員全員との面談を実施し、今後の事業の在り方や職員の育成方針などについて意見交換を行ったほか、職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分発揮できるよう行動計画を策定・推進した結果、平成25年7月に次世代認定マーク「くるみん」を取得するなど、役職員が一丸となって業務改善の推進に努めた。</p> <p>以上のとおり、平成25年度においては、平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化のための態勢構築に向けた整備を推進するとともに、役職員が一丸となって業務改善の推進に努めており、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図っているか。</p> | <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化に向けて各部横断的に対応するために設置したガバナンス高度化推進室と業務管理課、企画室等との連携により、ガバナンス高度化推進室会議を4回開催し、新たなガバナンス態勢を整備した。</li> <li>金融検査マニュアルに基づき、機構の各業務をリスクカテゴリーごとに分類し、各リスクと統制レベルのマトリックスによるリスク対応計画の全面的な見直しを実施するとともに、内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行った。</li> </ul>  |   |        |  |  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスクの抑制に努めているか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度からのガバナンス態勢において、リスクカテゴリー別のリスク管理を行うため、統括管理責任部署を設置するなどの態勢整備を図った。</li> <li>平成26年度から実施するリスク管理上のモニタリング等を行うガバナンス委員会の設置整備を図った。</li> <li>平成26年度からのガバナンス態勢において、より一層のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・マニュアルを作成した。</li> <li>リスク管理態勢等の整備状況や平成25年度内部監査の運用を踏まえ、ガバナンスの高度化に向け監査機能の強化に必要な態勢（規程整備や監査手法の見直しなど）を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施するとともに、平成26年度内部監査計画を策定した。</li> <li>事業継続計画の実施に必要な安否確認システムを5月から運用開始し、7月に役職員に対してシステム稼働確認テストを実施した。<br/>※ 業務実績P6【内部統制の更なる充実】#4参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度においては、平成24年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアダプ分析、デュレーションギャップ分析）を実施した。<br/>平成24年度のデュレーションは、平成23年度より実施している償還期間30年の貸付制度及び財政融資資金（30年償還）の借入等の影響により、前年度に引き続き、運用・調達サイドともに長期化した。なお、デュレーションギャップについては、前年度と変わらず0.65となっており、過去の数値と概ね同程度の値であり、特に問題がないことを確認した。<br/>※ 業務実績P6【ALMシステムの活用】#5参照</li> </ul> |  |
| <p>○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。</p>   | <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報漏えい事故の発生を未然に防ぐことを目的として、外部への電子メール送信時の添付ファイルを自動暗号化する仕組みを導入した。</li> <li>全役職員向けに標的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリティポリシーに係る周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を3回実施した。</li> <li>セキュリティ研修内容に係る理解状況の確認を行うため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施した。</li> <li>災害発生時における情報資産の安全確保の観点から、災害発生を想定した情報システム等の被害状況確認及び外部委託先との緊急連絡先の確認に係る訓練を実施した。<br/>※ 業務実績P7【情報セキュリティ対策の推進】#6</li> </ul>   |  |
| <p>○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。</p> | <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全部署に対し、リスク管理及び業務の継続的改善に重点化した内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行った。<br/>また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめるとともに、改善実施計画の進捗管理を行い、業務改善の推進及びリスクの抑制を図った。<br/>※ 業務実績P7【品質マネジメントシステムの運用等】#7</li> </ul>  |  |
| <p>○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。</p>   | <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長自らが幹部職員全員との面談を実施し、今後の事業の在り方や職員の育成方針など</li> </ul>   |  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>(政・独委評価の視点等)</p> <p>■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。</p> | <p>について意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、引き続き、職員からの意見提案箱制度の運用を行い、平成24年度下期及び平成25年度上期において、意見提案箱に投稿された意見（3件）、提案（9件）について、業務改善の効果が期待できる提案をした職員を表彰するとともに、寄せられた意見、提案については担当部署において検討し、対応可能なものから実施した。</li> <li>職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分発揮できるよう行動計画を策定・推進した結果、平成25年7月17日付で厚生労働省より次世代育成支援対策推進法第13条に基づく基準適合一般事業主に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得した。<br/>※ 業務実績P7【業務改善活動の活性化】#8参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <p>(1) 法令等の遵守</p> <p>ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備している。</p> <p>イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程」に基づき、平成20年4月に個人情報管理委員会を設置し、「個人情報保護マニュアル」を策定するとともに、マニュアルの遵守状況を把握するための職員向けアンケートを実施し、その分析結果をもとにマニュアルの見直しや個人情報保護の取組強化としての個人情報保護方針の策定など、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。</p> <p>ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修（e-ラーニング形式の研修を導入）を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。</p> <p>(2) 業務の有効性・効率性</p> <p>ア 機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進しているところである。<br/>現理事長は平成20年4月に民間から就任したところであるが、機構のこれからの方向性を明示するため、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、平成20年10月に経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、発信している。<br/>これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。<br/>機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進しているところである。</p> <p>イ 理事長の指揮、監督のもと、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、さらに、各事業部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。<br/>全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> |  |
|--|--|--|

ウ 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と健全性」という2つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。

エ 毎年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、役員連絡会を年間43回開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底している。

オ 経営理念「民間活動応援宣言」については、イントラネット内の掲示板及び執務室内の各所に掲示するとともに、お客さまへ配布するリーフレットや各役職員の名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行っている。

カ 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行うとともに、役員連絡会を年間43回開催し、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図っている。

キ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成21年4月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立ち上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。

ク 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を達成するため、毎年度、経営方針を定め、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

ケ 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門又は管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

- 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。
- ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務の改善を図っている。業務の合規性及び業務の継続的改善の観点から、全部署に対し厳格な内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、更なる継続的改善活動を推進している。

また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。

コ 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

上記の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。

**(3) 財務報告等の信頼性**

会計監査人による監査、監事監査、内部監査、会計検査院による監査、独立行政法人評価委員会による評価などにより信頼性を確保している。

| 中期目標   | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績  |
|--|---|---|---|
| <p><b>第3 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> | <p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> | <p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>   | <p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>   |
| <p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b></p> <p>（1）業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。</p>   | <p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b></p> <p>（1）業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。</p>                                      | <p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b></p> <p>（1）業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。</p>                    | <p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b></p> <p>【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達にあたっては、引き続き、データ作成精度に係るサービスレベルを設定した調達仕様書を作成し、実施した。</li> <li>○ また、委託業者選定後においては、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援を受け作成した委託業者の適正な管理を行うためのチェック事項を記載した「実施計画書点検リスト」を使用し、実施計画書の内容を点検することにより、作業実施の効率化を図るとともに、外部委託業務の適正な管理を行った。</li> </ul> |
| <p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>                            | <p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。</p>  | <p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定しシステム等の改善を図る。</p>                                       | <p>【情報化推進計画に基づくシステム改善】#10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価及び見直し方針を踏まえて、第3期中期計画期間における情報化推進計画を策定した。</li> <li>○ 福祉医療貸付事業については、平成25年度融資条件の変更への対応を図るため、貸付総合電算システムの改修を実施した。</li> <li>○ 福祉保健医療情報サービス事業については、障害者総合支援法施行に伴う対応を図るため、WAMNETの改修を実施した。</li> <li>○ 年金担保貸付事業については、システムで使用する電子記録媒体の見直しに伴うシステムの改修を実施した。</li> </ul>   |
| <p>（3）情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p>   | <p>（3）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p>   | <p>（3）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> | <p>【情報化推進体制の強化等】#11</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、研修プログラムに基づき、外部研修を15回受講した。</li> <li>○ 職員が培ってきた専門的な知識や経験を活用し、IT技術に精通した人材を長期安定的に確保していくため、平成26年度よりキャリアパス整備の一環として専門職コースを新設することを決定した。</li> </ul>  |

| 中期目標 | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |
|------|--|---|---|
|      | <p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p> | <p>(4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p> | <p><b>【職員研修の実施】#12</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報管理担当部署の専門性向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官によるIT人材育成のための研修を受講した。</li> <li>○ 機構職員のITリテラシーの向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官によるITに関する知識習得のための研修を実施するとともに、情報管理担当部署等によるOA研修(e-ラーニング研修：受講者484名)及び業務システム操作研修等(集合研修：受講者60名)を実施した。</li> </ul> |



| 評価の視点等   | 自己評価  | A | 評価項目 3 | 評 定  |  |
|--|---|---|--------|--|--|
|  | <p>業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達にあたっては、データ作成精度に係るサービスレベルを設定した調達仕様書を作成し、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、委託業者選定後においては、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援を受け作成した委託業者の適正な管理を行うためのチェック事項を記載した「実施計画書点検リスト」に基づき、実施計画書の内容を点検することにより、作業実施の効率化を図るとともに、外部委託業務の適正な管理を行うことができた。</p> <p>また、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価及び見直し方針を踏まえて、第3期中期計画期間における情報化推進計画を策定するとともに、福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム（平成25年度融資条件の変更対応）、福祉保健医療情報サービス事業（障害者総合支援法施行対応）、年金担保貸付事業における年金担保資金貸付システム（システムで使用する電子記録媒体の見直し対応）について、それぞれ改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。</p> <p>情報管理担当部署の専門性向上を図るため、研修プログラムに基づき、外部研修を受講（15回）するとともに、情報化統括責任者（CIO）補佐官によるIT人材育成のための研修を受講した。また、職員が培ってきた専門的な知識や経験を活用し、IT技術に精通した人材を長期安定的に確保していくため、平成26年度よりキャリアパス整備の一環として専門職コースを新設することを決定した。さらに、機構職員のITリテラシーの向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官によるITリテラシー向上のための研修を実施するとともに、情報管理担当部署によるOA研修（e-ラーニング研修：受講者484名）及び業務システム操作研修等（集合研修：受講者60名）を実施した。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減等を図っているか。</p> <p>○ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するために、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達にあたっては、引き続き、データ作成精度に係るサービスレベルを設定した調達仕様書を作成し、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、選定後の委託業者については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援を受け作成した委託業者の適正な管理を行うためのチェック事項を記載した「実施計画書点検リスト」を使用し、実施計画書の内容を点検することにより、作業実施の効率化を図るとともに、外部委託業務の適正な管理を行うことができた。</li> <li>※ 業務実績P12【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価及び見直し方針を踏まえて、第3期中期計画期間における情報化推進計画を策定した。</li> <li>福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム（平成25年度融資条件の変更対応）、福祉保健医療情報サービス事業（障害者総合支援法施行対応）、年金担保貸付事業における年金担保資金貸付システム（システムで使用する電子記録媒体の見直し対応）について、それぞれ改修を実施した。</li> <li>※ 業務実績P12【情報化推進計画に基づくシステム改善】#10参照</li> </ul>   |   |        |  |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。</p> <p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理担当部署の専門性向上を図るため、研修プログラムに基づき、外部研修を受講(15回)するとともに、情報化統括責任者(CIO)補佐官によるIT人材育成のための研修を受講した。</li> <li>職員が培ってきた専門的な知識や経験を活用し、IT技術に精通した人材を長期安定的に確保していくため、平成26年度よりキャリアパス整備の一環として専門職コースを新設することを決定した。<br/>※ 業務実績P12【情報化推進体制の強化等】#11、P13【職員研修の実施】#12参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構職員のITリテラシーの向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官によるITリテラシー向上のための研修を実施するとともに、情報管理担当部署等によるOA研修(e-ラーニング研修：受講者484名)及び業務システム操作研修等(集合研修：受講者60名)を実施した。<br/>※ 業務実績P13【職員研修の実施】#12参照</li> </ul> |  |
|---|---|--|

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績   |                |                  |                 |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
|--|--|--|--|----------------|------------------|-----------------|----------|--|---------------|--|----|----|----|----|----|----|-------|---------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|-----------------|---------|---------------|----------------|-------------|----------------|---------------|----------------|------------------|---------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|-----------------|----------------|---------------|-----------------|--------------|---------------|-------------|---------------|----|--------------|----------------|--------------|---------------|--------------|----------------|
| <p><b>2 経費の節減</b><br/> (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>  | <p><b>2 経費の節減</b><br/> (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。</p>                      | <p><b>2 経費の節減</b><br/> (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。</p>                             | <p><b>2 経費の節減</b><br/> <b>【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療貸付事業における元利金の返済にあたって、返済月の都度、機構から口座引き落としを利用する貸付先に対して送付している「預金口座振替案内」を平成25年7月の約定返済分から廃止したことにより、事務の効率化を図るとともに、郵送料を削減（年間▲480万円程度）した。</li> <li>○ 平成25年度分助成団体に対する内定事務説明会や助成事業完了に伴う事務説明会において、職員が汎用の無料ソフトを利用し、解説動画を制作することで、経費をかけずに分かりやすい周知を行うことができた。</li> <li>○ 平成26年度分助成事業の募集にあたって、募集チラシの印刷や送付部数を最小限に絞った上で、職員が制作した募集の解説動画をWAMNET基盤を活用して公開するとともに、当該動画を機構ホームページ、メールマガジン及びfacebookなどを活用することにより、事務の効率化を図った。</li> <li>○ 退職手当共済事業に係る退職金の振込手数料について、金融機関と交渉し、単価引下げを行ったことにより、経費を削減（年間▲515万円程度）した。</li> <li>○ システム保守等の契約について、契約期間の複数年化により事務の効率化を図った。</li> <li>○ 定期健康診断について、平成25年3月に一般競争入札を実施するとともに、複数年契約（5年間）としたことで、平成25年度は前年度に比べ約172万円を削減した。</li> <li>○ 電話回線に光ファイバーを使ったサービスを導入したことにより、経費を削減（年間▲196万円程度）した。</li> </ul>   |                |                  |                 |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
| <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 随意契約については、原則として</p> | <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 随意契約については、原則として</p> | <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 随意契約については、原則として</p> | <p><b>【随意契約の適正化】#14</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組状況については、次表のとおりである。<br/> なお、平成24年度の取組状況については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」に基づき、平成25年8月に機構ホームページで公表した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（単位：件、億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成20年度実績<br/>（参考）</th> <th colspan="2">平成25年度実績</th> <th colspan="2">見直し計画<br/>（参考）</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(47.4%)<br/>37</td> <td>(34.3%)<br/>15.8</td> <td>(81.6%)<br/>31</td> <td>(85.6%)<br/>5.4</td> <td>(59.0%)<br/>46</td> <td>(77.7%)<br/>35.7</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(24.4%)<br/>19</td> <td>(11.7%)<br/>5.4</td> <td>(7.9%)<br/>3</td> <td>(11.2%)<br/>0.7</td> <td>(33.3%)<br/>26</td> <td>(14.5%)<br/>6.7</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約<br/>（小計）</td> <td>(71.8%)<br/>56</td> <td>(46.0%)<br/>21.1</td> <td>(89.5%)<br/>34</td> <td>(96.8%)<br/>6.1</td> <td>(92.3%)<br/>72</td> <td>(92.2%)<br/>42.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のない<br/>随意契約</td> <td>(28.2%)<br/>22</td> <td>(54.0%)<br/>24.8</td> <td>(10.5%)<br/>4</td> <td>(3.2%)<br/>0.2</td> <td>(7.7%)<br/>6</td> <td>(7.8%)<br/>3.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%)<br/>78</td> <td>(100%)<br/>46.0</td> <td>(100%)<br/>38</td> <td>(100%)<br/>6.3</td> <td>(100%)<br/>78</td> <td>(100%)<br/>46.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 随意契約等見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、機構ホームページ</li> </ul> | 区分             | 平成20年度実績<br>（参考） |                 | 平成25年度実績 |  | 見直し計画<br>（参考） |  | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 競争入札等 | (47.4%)<br>37 | (34.3%)<br>15.8 | (81.6%)<br>31 | (85.6%)<br>5.4 | (59.0%)<br>46 | (77.7%)<br>35.7 | 企画競争・公募 | (24.4%)<br>19 | (11.7%)<br>5.4 | (7.9%)<br>3 | (11.2%)<br>0.7 | (33.3%)<br>26 | (14.5%)<br>6.7 | 競争性のある契約<br>（小計） | (71.8%)<br>56 | (46.0%)<br>21.1 | (89.5%)<br>34 | (96.8%)<br>6.1 | (92.3%)<br>72 | (92.2%)<br>42.4 | 競争性のない<br>随意契約 | (28.2%)<br>22 | (54.0%)<br>24.8 | (10.5%)<br>4 | (3.2%)<br>0.2 | (7.7%)<br>6 | (7.8%)<br>3.6 | 合計 | (100%)<br>78 | (100%)<br>46.0 | (100%)<br>38 | (100%)<br>6.3 | (100%)<br>78 | (100%)<br>46.0 |
| 区分   | 平成20年度実績<br>（参考）   |  | 平成25年度実績   |                | 見直し計画<br>（参考）    |                 |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
|  | 件数   | 金額   | 件数   | 金額             | 件数               | 金額              |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
| 競争入札等  | (47.4%)<br>37  | (34.3%)<br>15.8  | (81.6%)<br>31  | (85.6%)<br>5.4 | (59.0%)<br>46    | (77.7%)<br>35.7 |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
| 企画競争・公募  | (24.4%)<br>19  | (11.7%)<br>5.4   | (7.9%)<br>3  | (11.2%)<br>0.7 | (33.3%)<br>26    | (14.5%)<br>6.7  |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
| 競争性のある契約<br>（小計）   | (71.8%)<br>56  | (46.0%)<br>21.1  | (89.5%)<br>34  | (96.8%)<br>6.1 | (92.3%)<br>72    | (92.2%)<br>42.4 |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
| 競争性のない<br>随意契約   | (28.2%)<br>22  | (54.0%)<br>24.8  | (10.5%)<br>4   | (3.2%)<br>0.2  | (7.7%)<br>6      | (7.8%)<br>3.6   |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |
| 合計   | (100%)<br>78   | (100%)<br>46.0   | (100%)<br>38   | (100%)<br>6.3  | (100%)<br>78     | (100%)<br>46.0  |          |  |               |  |    |    |    |    |    |    |       |               |                 |               |                |               |                 |         |               |                |             |                |               |                |                  |               |                 |               |                |               |                 |                |               |                 |              |               |             |               |    |              |                |              |               |              |                |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |
|--|--|--|---|
| <p>一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成</p> | <p>一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成</p> | <p>一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業日以上とする。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成</p> | <p>シにおいて公表済みである「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、競争性、透明性の確保を図った。</p> <p>[1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること（国における「予算決算及び会計令」等においては10日間）</li> <li>・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しないこと 等</li> </ul> <p>○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総O406第5号）を踏まえ、契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の事項の審議を徹底した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</li> <li>② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</li> </ol> <p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡）により、平成23年7月1日以降の入札公告に係る契約等から、契約の相手先に係るOBの再就職情報等を公表することとされたことを踏まえ、入札参加者に対する周知のため、機構ホームページにおいて「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力をお願い」を公表し、引き続き入札公告への記載等の措置を講じた。</p> <p>○ 「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部）により、独立行政法人から公益法人等への会費支出の見直し・点検、会費支出の公表を行うこととされたことを踏まえ、会費支出の見直し・点検を実施し、機構ホームページへの公表を行った。</p> <p>○ 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）により、独立行政法人からの公益法人に対する契約による支出状況、独立行政法人からの公益法人に対する契約以外の支出状況を公表するとともに、同支出の点検・見直しを行うこととされたことを踏まえ、点検・見直しを実施し、機構ホームページへの公表を行った。</p> <p>○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会にオブザーバーとして監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">（参考）<br/>「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」においては、主務大臣及び各</p> |

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績   |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
|---|---|---|--|-----|--|-----|----------|------------|----|-----------|----|-----------|------------|----|-----------|----|-----|--|-----|-----|-----------|------|---|-----------|---|
| <p>する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</p> | <p>成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p>        | <p>する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> | <p>法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表するとされていることから、平成25年7月に平成24年度の契約監視委員会のフォローアップ状況を総務省行政管理局に対して報告するとともに、平成25年8月に「平成24年度における契約状況のフォローアップ」を機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」及び「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成24年9月7日付総務省行政管理局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡）等により、引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置し、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること等とされているため、平成26年2月24日に同委員会の点検を受けた。</p> <table border="1" data-bbox="1849 642 2870 915"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成24年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>17件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったものを対象とした。</p> <p>[点検の観点]</p> <table border="1" data-bbox="1849 989 2870 1220"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な意見等としては、次のとおりであった。</p> <p>① 落札率が97～99%台の契約が見受けられる。これは予定価格以下の入札者がいない場合に再入札を複数回行った結果との説明であったが、予定価格をもっと下げておけば、契約金額も低く抑えられた可能性はなかったか。</p> <p>② 内閣府からの要請もあり総合評価落札方式へとシフトしたものが一方、企画競争での入札方式も依然存在するようだが、今後はそれぞれの方式を選択した理由を明確に説明いただきたい。</p> <p>[委員の意見等に対する対応]</p> <p>同委員会における意見等に対し、次の対応を講じることとした。</p> <p>① 予定価格については、システムの専門家である情報化統括責任者（CIO）補佐官が第三者的な立場からも検証し、前回の調達実績額とも比較するなど適正に設定しているが、今後も引き続き適正な価格設定に努める。</p> <p>② 次回以降の委員会においては、それぞれの入札方式を選択した理由を明確に説明する。</p> | 区 分 |  | 件 数 | 平成24年度契約 | 競争性のない随意契約 | 1件 | 一者応札・一者応募 | 8件 | 平成25年度契約※ | 競争性のない随意契約 | 4件 | 一者応札・一者応募 | 4件 | 合 計 |  | 17件 | 区 分 | 点 検 の 観 点 | 随意契約 | ・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性 | 一者応札・一者応募 | ・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性 |
| 区 分   |   | 件 数   |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
| 平成24年度契約  | 競争性のない随意契約  | 1件  |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
|   | 一者応札・一者応募   | 8件  |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
| 平成25年度契約※   | 競争性のない随意契約  | 4件  |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
|   | 一者応札・一者応募   | 4件  |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
| 合 計   |   | 17件   |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
| 区 分   | 点 検 の 観 点   |   |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
| 随意契約  | ・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性                   |   |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
| 一者応札・一者応募   | ・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性 |   |  |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |
| <p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く）</p>         | <p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く）</p>               | <p>(3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効</p>        | <p>【一般管理費等の節減】 #15</p> <p>○ 平成25年度においては、運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・</p>   |     |  |     |          |            |    |           |    |           |            |    |           |    |     |  |     |     |           |      |   |           |   |

| 中期目標   | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績   |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
|--|---|---|--|----|--------------------|--------|--|-----------|----------|----|-----|---------|-----|-----|---|-----|--------|----|--------------------|--------|--|-----------|----------|----|-------|------------|-----|-----|---|-----|--------|
| <p>く。)については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注)貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p> | <p>く。)については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p>(注)貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p> | <p>果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。</p> <p>(注)貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。</p> | <p>保険勘定)に係る一般管理費及び業務経費について、基準額(平成24年度決算額)に対して、一般管理費は▲3%、業務経費は▲1%の額を削減できるよう、削減対象経費を個別に検証し、効率的かつ効果的な執行に努めた結果、一般管理費は▲11.5%、業務経費は▲43.9%を節減した。</p> <p>&lt;一般管理費&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1804 426 2867 604"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準額<br/>(平成24年度決算額)</th> <th colspan="2">平成25年度</th> </tr> <tr> <th>目標額(対基準額)</th> <th>実績(対基準額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>233</td> <td>226(▲7)</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>-</td> <td>▲3%</td> <td>▲11.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;業務経費&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1804 688 2867 867"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準額<br/>(平成24年度決算額)</th> <th colspan="2">平成25年度</th> </tr> <tr> <th>目標額(対基準額)</th> <th>実績(対基準額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>1,056</td> <td>1,045(▲11)</td> <td>592</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>-</td> <td>▲1%</td> <td>▲43.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【給与水準の検証結果】#16</b></p> <p>○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成25年度において以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成26年6月公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減(平成25年4月1日施行)</li> <li>国家公務員に準じ、55歳を超える職員は標準の成績では昇給停止とした(平成26年1月1日施行)</li> <li>55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給について、国を上回る引下げを引き続き実施(国△1.5%、機構△2.0%)</li> <li>特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続</li> <li>平成24年4月より引き続き国家公務員の給与特例法に準じた以下の給与減額支給措置を実施       <ol style="list-style-type: none"> <li>本俸           <ol style="list-style-type: none"> <li>課長相当職員以上(役員、7~5等級) △9.77%</li> <li>課長代理、係長相当職員(4~3等級) △7.77%</li> <li>係員(2~1等級) △4.77%</li> </ol> </li> <li>役職手当 一律△10%</li> <li>期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等</li> </ol> </li> </ul> | 区分 | 基準額<br>(平成24年度決算額) | 平成25年度 |  | 目標額(対基準額) | 実績(対基準額) | 金額 | 233 | 226(▲7) | 206 | 節減率 | - | ▲3% | ▲11.5% | 区分 | 基準額<br>(平成24年度決算額) | 平成25年度 |  | 目標額(対基準額) | 実績(対基準額) | 金額 | 1,056 | 1,045(▲11) | 592 | 節減率 | - | ▲1% | ▲43.9% |
| 区分   | 基準額<br>(平成24年度決算額)  | 平成25年度  |  |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
|  |   | 目標額(対基準額)   | 実績(対基準額)   |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
| 金額   | 233   | 226(▲7)   | 206  |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
| 節減率  | -   | ▲3%   | ▲11.5%   |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
| 区分   | 基準額<br>(平成24年度決算額)  | 平成25年度  |  |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
|  |   | 目標額(対基準額)   | 実績(対基準額)   |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
| 金額   | 1,056   | 1,045(▲11)  | 592  |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |
| 節減率  | -   | ▲1%   | ▲43.9%   |    |                    |        |  |           |          |    |     |         |     |     |   |     |        |    |                    |        |  |           |          |    |       |            |     |     |   |     |        |

| 評価の視点等  | 自己評定  | A | 評価項目 4 | 評 定  |  |
|---|---|---|--------|--|--|
|   | <p>一般管理費等の節減については、平成25年度が第3期中期目標期間の初年度であることから、第2期中期目標期間における経費節減の取組みを更に推進するとともに、改めて具体的な削減対象経費をリストアップして削減が可能な経費の検証を行うことにより、より重点的かつ効率的な執行に努めた結果、平成25年度において、目標（平成24年度決算額と比べて一般管理費は▲3%、業務経費は▲1%）を大幅に上回る一般管理費▲11.5%、業務経費▲43.9%の額を節減することができた。</p> <p>また、平成25年度においては、第3期中期目標期間（平成25年度～29年度）における一般管理費等のより一層の削減を推進するため、各事業部門を越えて機構全体で、短期・中期・長期の視点による経費削減の取組み事項を検討し、早期に取り組むことが可能な事項については、担当部署にて順次対応するなど、お客さまサービスの向上と機構の事務の簡素化を基本としつつ、各業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化及び経費の削減を推進した。</p> <p>給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる機構独自の本俸引下げ、平成24年度、25年度の国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等による人件費の削減を実施した結果、平成25年度（平成26年度公表）の年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレズ指数は101.0ポイントとなった。なお、平成25年度は平成24年度（100.4ポイント）に比べ上昇しているが、これは職員宿舍の全廃に伴う住居手当の支給増によるものであり、当該影響額を除いた試算値は100.4ポイントとなり、適正な水準となっている。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>○ 中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> | <p>○ 一般管理費等の節減については、平成25年度が第3期中期目標期間の初年度であることから、第2期中期目標期間における経費節減の取組みを更に推進するとともに、改めて具体的な削減対象経費をリストアップして削減が可能な経費の検証を行うことにより、より重点的かつ効率的な執行に努めた結果、平成25年度において、目標（平成24年度決算額と比べて一般管理費は▲3%、業務経費は▲1%）を大幅に上回る一般管理費▲11.5%、業務経費▲43.9%の額を節減することができた。</p> <p>具体的には、金融機関との価格交渉による退職手当共済事業にかかる退職金振込手数料の単価引下げ、職員の定期健康診断にかかる契約について一般競争入札に加えて複数年契約（5年）とすることによる価格引下げ、消耗品の調達においてリサイクル品を加えることによる経費削減、電話回線に光ファイバーサービスを導入したことによる経費削減及び福祉医療貸付事業にかかる預金口座振替案内の送付を廃止することによる郵送料の削減等によって、年間約1,323万円のコスト削減を実現することができた。</p> <p>※ 業務実績P19【一般管理費等の節減】#15参照</p>   |   |        |  |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p>                    | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度分助成団体に対する内定事務説明会や助成事業完了に伴う事務説明会において、職員が汎用の無料ソフトを利用し、解説動画を制作することで、経費をかけずに分かりやすい周知を行うことができた。</li> <li>福祉医療貸付事業における元利金の返済にあたって、返済月の都度、機構から口座引き落</li> </ul>   |   |        |  |  |



|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。</p>                   | <p>としを利用する貸付先に対して送付している「預金口座振替案内」を平成25年7月から廃止したことにより、事務の効率化を図るとともに、郵送料を削減（年間▲480万円程度）した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度分助成事業の募集にあたって、募集チラシの印刷や送付部数を最小限に絞った上で、職員が制作した募集の解説動画をWAMNET基盤を活用して公開するとともに、当該動画を機構ホームページ、メールマガジン及びfacebookなどを活用することにより、事務の効率化を図った。</li> </ul> <p>※ 業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づき、企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、契約に係る規程類の整備（平成20年度において措置済み）を行っている。</li> </ul> <p>また、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、契約審査会において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行った。</p> <p>さらに、一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組みを実施した。</p> <p>以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組みを着実に実施した結果、計画の基準となる平成20年度において22件、24.8億円あった随意契約を平成25年度においては、4件、0.2億円にまで減少させ、随意契約等見直し計画における目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度の実績状況については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」に基づき、平成25年8月に機構ホームページで公表した。</li> </ul> <p>※ 業務実績P16【随意契約の適正化】#14参照</p> |  |
| <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。</p>            | <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」においては、主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表するとされていることから、平成25年7月に平成24年度の契約監視委員会のフォローアップ状況を総務省行政管理局に対して報告するとともに、平成25年8月に「平成24年度における契約状況のフォローアップ」を機構ホームページで公表した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」及び「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成24年9月7日付総務省行政管理局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡）等により、引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置し、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること等とされているため、平成26年2月24日に同委員会の点検を受けた。</li> </ul> <p>※ 業務実績P16【随意契約の適正化】#14参照</p>  |  |
| <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>                       | <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標】のとおり節減することができた。</li> </ul>   |  |
| <p>○ 国家公務員等と比較して適切な水準となっているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示さ</p> | <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成25年度において以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成26年</li> </ul>   |  |

れたとおり、適切に取り組んでいるか。

6月公表した。

- ・ 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減（平成25年4月1日施行）
  - ・ 国家公務員に準じ、55歳を超える職員は標準の成績では昇給停止とした（平成26年1月1日施行）
  - ・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国を上回る引き下げを引き続き実施（国△1.5%、機構△2.0%）
  - ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続
  - ・ 平成24年4月より引き続き国家公務員の給与特例法に準じた以下の給与減額支給措置を実施
    - 1. 本俸
      - ① 課長相当職員以上（役員、7～5等級） Δ9.77%
      - ② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） Δ7.77%
      - ③ 係員（2～1等級） Δ4.77%
    - 2. 役職手当 一律△10%
    - 3. 期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等
- ※ 業務実績P19【給与水準の検証結果】#16参照

（政・独委評価の視点等）

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。

【実績：○】

- 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。
- 平成25年度における総合評価落札方式及び企画競争の実施状況は次のとおりである。なお、公募については実施実績がなかった。
  - ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保（総合評価）
    - ・ 平成25年度に総合評価落札方式により契約を締結した調達は1件であった。「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会）の対象のため、公告から提案書提出期限まで50日間を確保した結果、複数の応札者があった。
  - （企画競争）
    - ・ 平成25年度に企画競争により契約を締結した調達は3件であった。いずれも専門性の高い業務のため、参加者は当該分野において一定の専門知識を有する者であると想定されたことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を十分確保することで対応を図った。
    - ・ 2件については、公告日から企画書提出までの期間を平均21日を確保したものの企画説明会への参加は1者のみであった。いずれも複数の業者から入札前に問い合わせはあったが、企画説明会の開催日に参加が適わなかったこと、企画書の作成が間に合わなかったことなどの理由により入札への参加を辞退している。
    - ・ その他の1件については、平成24年度・平成25年度の複数年における「会計監査人候補者の選定」を企画競争により行ったもので、会計監査人については、毎年度、厚生労働大臣の選任を受けるため、契約期間を単年度とし、平成25年度に再度厚生労働大臣の選任を受け、契約を締結したものである。
  - イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開
    - ・ 総合評価落札方式により契約を締結した1件及び企画競争により契約を締結した3件につ

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、公告方法、入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行われているか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人に</p> | <p>いては、いずれも選定基準及び配点を事前に公表し、その結果については、総合評価参加者及び企画競争参加者に対して公開している。</p> <p>ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式については、「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成20年度末に策定）により、評価委員の選定にあたっては外部有識者を含めることを義務付けている。</li> <li>企画競争については、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合も、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」で適正性等を審議することとしている。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <p>○ 契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」（経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）を設置し、同委員会において契約方式の妥当性及び総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。</p> <p>○ また、契約審査会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保している。</p> <p>[実績：○]</p> <p>○ 一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、平成21年7月24日に策定し、機構ホームページにて公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、次のとおり改善の取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。<br/>（改善方策の主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公告期間を原則として10営業日以上（国における「予算決算及び会計令」等においては10日（暦日）間）とすること。なお、システム保守については複数年契約とすることとしており、複数年による経費削減効果だけでなく、政府調達協定の対象として長期の公告期間を確保すること。</li> <li>「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討した上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと。</li> </ul> <p>また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせのあった業者に入札辞退理由のアンケートを実施するほか、個別にヒアリングを行い、事後点検を行っている。</p> <p>○ 平成25年度においても、「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の事項の審議を徹底した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</li> <li>② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</li> </ol> <p>[実績：○]</p> |  |
|---|---|--|

ついて、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。

● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。

● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

#### ○ ラスパイレス指数の状況

対国家公務員 115.8

地域勘案 103.0

学歴勘案 112.9

地域・学歴勘案 101.0

(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数

学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数

#### ○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

##### ① 在勤地が大都市圏であること

比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。（職員の割合…東京都特別区：89.3%、大阪市：10.7%）

##### ② 大学卒以上の比率が高いこと

国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は54.1%（平成25年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は88.3%となっており、学歴構成による差があること。

##### ③ 賃貸住宅に入居し住居手当を受給している者の比率が高いこと

不要財産の国庫納付に向けた取組みとして職員宿舍を廃止したことに伴い、機構職員における住居手当を受給する者の比率が35.5%となった一方、国家公務員（行政職（一））の住居手当を受給している者の比率は16.8%（平成25年国家公務員給与等実態調査）であること。

なお、住居手当の支給基準、支給限度額は国と同じである。

#### ○ 給与水準の適切性の検証

・ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数115.8と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は101.0となる。

さらに職員宿舍廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.4と見込まれることから、機構の給与水準は、国家公務員とほぼ同水準といえる。

・ 機構の常勤職員（事務・技術）の平均給与額は6,735千円であり、金融・保険業の平均年間給与額6,961千円（国税庁民間給与実態統計調査（平成24年）における東京国税局所管の民間企業の平均給与）を下回る水準となっている。

機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与水準等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準とすることとしている。

・ 国からの財政支出について

国の財政支出額36,413百万円の内訳は、運営費交付金3,353百万円、社会福祉振興助成事業に係る助成費補助金1,686百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金24,967百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,946百万円、政府出資金461百万円である。

・ 累積欠損額

平成24年度決算において累積欠損額は発生していない。

・ 法人の業績評価

平成24年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中5項目S（中期計画を大幅に上回っている）、11項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。

・ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成25事業年度決算における支出総額193,107百万円に対し給与、報酬等支給総額1,833百万円であり、その割合は0.9%程度である。・ 管理職の割合

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。</p> | <p>当機構職員（事務・技術）の管理職の割合は20.1%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学卒以上の高学歴者の割合</li> </ul> <p>当機構職員（事務・技術）の大卒以上の割合は88.3%となっている。</p> <p>○ 講ずる措置</p> <p>① これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度<br/>全職員の昇給を停止<br/>国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均△5.3%）</li> <li>平成16～23年度<br/>組織のスリム化の推進（部長△4、次長△2、課長△10）</li> <li>平成22年度<br/>管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引下げ措置を実施（平均△1.0%）</li> <li>平成23年度<br/>中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引下げ措置を実施（平均△1.0%）</li> <li>平成24～25年度<br/>国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 本俸 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 課長相当職員以上（7～5等級） △9.77%</li> <li>② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） △7.77%</li> <li>③ 係員（2～1等級） △4.77%</li> </ul> </li> <li>2 役職手当 一律△10%</li> <li>3 期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 今後講ずる措置</p> <p>必要な人材の確保のための給与水準に配慮しつつ、国家公務員の取組状況を踏まえ、以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施（国△1.5%：機構△2.0%）</li> <li>特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。</li> <li>管理職について、参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸△10%減とする仕組み）を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図っている（平成26年度より段階的に実施し、平成28年度までに対象年齢を55歳まで引き下げる）。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定福利費367,440千円（役職員一人当たり1,254,061円）</li> <li>法定外福利費 35,122 千円（役職員一人当たり 119,869 円）</li> </ul> <p>(主な法定外福利費の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅関連費用（宿舍の維持管理費等）</li> <li>労働安全衛生法に基づく健康診断費用</li> </ul> <p>(レクリエーションへの支出状況)</p> <p>レクリエーション経費は支出していない。</p> <p>(健康保険料の労使負担割合の見直しの状況)</p> <p>平成24年度から3年間、被保険者負担分の保険料率を段階的に引き上げ、労使折半とするこ</p> |  |
|---|---|--|

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p> | <p>とに決定している。</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>○ 機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>○ 事業費については、各部署単位で執行状況を確認し四半期ごとに点検を行った。また、定期的に経営企画会議にて報告を行うとともに、各部署へのフィードバックを行うことにより、現場レベルでの冗費の抑制意識を高めることができ、その結果、以下のような削減の効果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職手当共済事業に係る退職金の振込手数料について、金融機関と交渉し、単価引下げを行ったことにより、経費を削減（年間▲515万円程度）した。</li> <li>・ システム保守等の契約について、契約期間の複数年化により事務の効率化を図った。</li> <li>・ 定期健康診断について、平成25年3月に一般競争入札を実施するとともに、複数年契約（5年間）としたことで、平成25年度は前年度に比べて約172万円を削減した。</li> <li>・ 電話回線に光ファイバーを使ったサービスを導入したことにより、経費を削減（年間▲196万円程度）した。</li> </ul> <p>※ 業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|--|---|--|

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
|--|--|---|---|----------------|------------------|-------------|------------|-------------|--|-----|----------------|-------|-------------|----------|-------------|---------|-----|---------|--------|-------------|-----|---------|-----|---------|--------|----------|-----|--------|-----|--------|--------|-------|-----|--------|-----|--------|--------|-----------|-----|--------|-----|--------|--------|-------|----|-------|----|-------|--------|---|-------|---------|-------|---------|--------|
| <p><b>第4 業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>   | <p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>   | <p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>  | <p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>  |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| <p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25事業年度<br/>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>254,600,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>251,500,000</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分   | 平成25事業年度<br>千円 | 貸付契約額            | 254,600,000 | 資金交付額      | 251,500,000 | <p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25事業年度<br/>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>253,802,600</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>231,497,300</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成25事業年度<br>千円 | 貸付契約額 | 253,802,600 | 資金交付額    | 231,497,300 |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 区 分  | 平成25事業年度<br>千円   |   |   |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 貸付契約額  | 254,600,000  |   |   |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 資金交付額  | 251,500,000  |   |   |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 区 分  | 平成25事業年度<br>千円   |   |   |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 貸付契約額  | 253,802,600  |   |   |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 資金交付額  | 231,497,300  |   |   |                |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| <p>(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>   | <p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>  | <p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。</p>   | <p><b>【福祉貸付事業の実績】#17</b></p> <p>○ 平成25年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。</p> <p><b>《貸付審査の実績》</b> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施 設 の 種 類</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">[参考]平成24年度</th> <th rowspan="2">伸率<br/>(金額)<br/>割合</th> </tr> <tr> <th>件 数</th> <th>金 額</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>583</td> <td>271,859</td> <td>358</td> <td>134,001</td> <td>202.9%</td> </tr> <tr> <td>  うち特別養護老人ホーム</td> <td>461</td> <td>252,263</td> <td>268</td> <td>120,978</td> <td>208.5%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>513</td> <td>43,338</td> <td>472</td> <td>37,928</td> <td>114.3%</td> </tr> <tr> <td>  うち保育所</td> <td>458</td> <td>37,726</td> <td>423</td> <td>28,974</td> <td>130.2%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>222</td> <td>17,413</td> <td>196</td> <td>11,514</td> <td>151.2%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>19</td> <td>2,108</td> <td>15</td> <td>1,097</td> <td>192.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,337</td> <td>334,718</td> <td>1,041</td> <td>184,540</td> <td>181.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。<br/> ※ 経営資金を含んでいる。(平成25年度 3件252百万円、平成24年度14件489百万円)<br/> ※ 東日本大震災に係る災害復旧資金を含んでいる。(平成25年度 50件17,219百万円、平成24年度44件6,434百万円)</p> <p><b>【福祉貸付事業における融資方針の策定】#18</b></p> <p>○ 平成25年度の融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融</p> | 施 設 の 種 類      | 平成25年度           |             | [参考]平成24年度 |             | 伸率<br>(金額)<br>割合   | 件 数 | 金 額            | 件 数   | 金 額         | 老人福祉関係施設 | 583         | 271,859 | 358 | 134,001 | 202.9% | うち特別養護老人ホーム | 461 | 252,263 | 268 | 120,978 | 208.5% | 児童福祉関係施設 | 513 | 43,338 | 472 | 37,928 | 114.3% | うち保育所 | 458 | 37,726 | 423 | 28,974 | 130.2% | 障害者福祉関係施設 | 222 | 17,413 | 196 | 11,514 | 151.2% | そ の 他 | 19 | 2,108 | 15 | 1,097 | 192.2% | 計 | 1,337 | 334,718 | 1,041 | 184,540 | 181.4% |
| 施 設 の 種 類  | 平成25年度   |   | [参考]平成24年度  |                | 伸率<br>(金額)<br>割合 |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
|  | 件 数  | 金 額   | 件 数   | 金 額            |                  |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 老人福祉関係施設   | 583  | 271,859   | 358   | 134,001        | 202.9%           |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| うち特別養護老人ホーム  | 461  | 252,263   | 268   | 120,978        | 208.5%           |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 児童福祉関係施設   | 513  | 43,338  | 472   | 37,928         | 114.3%           |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| うち保育所  | 458  | 37,726  | 423   | 28,974         | 130.2%           |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 障害者福祉関係施設  | 222  | 17,413  | 196   | 11,514         | 151.2%           |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| そ の 他  | 19   | 2,108   | 15  | 1,097          | 192.2%           |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |
| 計  | 1,337  | 334,718   | 1,041   | 184,540        | 181.4%           |             |            |             |  |     |                |       |             |          |             |         |     |         |        |             |     |         |     |         |        |          |     |        |     |        |        |       |     |        |     |        |        |           |     |        |     |        |        |       |    |       |    |       |        |   |       |         |       |         |        |



| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
|--|--|---|---|------|--------|------------------------|------|------------------------------------|-----|----------------------|------|------------------------------|----|---|------|------|------|------|---------------------|--------|------|--|--------|-----|
|  |  |   | <p>資を行うため、厚生労働省関係部署と調整のうえ策定し、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資覚書締結金融機関あてに通知することにより周知した。</p> <p>○ 平成26年度の融資方針については、厚生労働省関係部署と調整のうえ、平成25年度内に策定し、平成26年3月に都道府県等の担当者向け説明会を行った。</p>  |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| <p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> | <p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> | <p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> | <p><b>【福祉貸付事業に係る政策適合性及び重点化】#19</b></p> <p>○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行い、利用者ニーズに対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 都市部における社会福祉施設の整備の促進</li> <li>b 保育所の貸付けの相手方の拡充</li> <li>c 特定有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）に対する融資条件の拡充</li> <li>d 消防用設備に対する融資率及び貸付利率の優遇措置の延長</li> </ul> <p>○ 介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る優遇措置の利用状況については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1843 940 2870 1381"> <thead> <tr> <th>優遇内容</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ</td> <td>468件</td> </tr> <tr> <td>b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>c 保育所等の整備に対する融資率の引上げ</td> <td>460件</td> </tr> <tr> <td>d 消防用設備の整備に対する融資率及び貸付利率の優遇措置</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>979件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ また、利用者サービスの向上を図るために創設した融資制度の利用状況については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1843 1493 2870 1745"> <thead> <tr> <th>融資制度</th> <th>創設年度</th> <th>利用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市部における社会福祉施設の整備の促進</td> <td>平成25年度</td> <td>143件</td> </tr> <tr> <td>特定有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）に対する融資条件の拡充</td> <td>平成25年度</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地域密着型サービスに対する融資<br/>介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」に対する平成25年度の貸付審査の実績は、次のとおりである。<br/><b>《貸付審査の実績》</b></p> | 優遇内容 | 貸付審査件数 | a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ | 468件 | b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ | 46件 | c 保育所等の整備に対する融資率の引上げ | 460件 | d 消防用設備の整備に対する融資率及び貸付利率の優遇措置 | 5件 | 計 | 979件 | 融資制度 | 創設年度 | 利用状況 | 都市部における社会福祉施設の整備の促進 | 平成25年度 | 143件 | 特定有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）に対する融資条件の拡充 | 平成25年度 | 15件 |
| 優遇内容   | 貸付審査件数   |   |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ   | 468件   |   |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ   | 46件  |   |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| c 保育所等の整備に対する融資率の引上げ   | 460件   |   |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| d 消防用設備の整備に対する融資率及び貸付利率の優遇措置   | 5件   |   |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| 計  | 979件   |   |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| 融資制度   | 創設年度   | 利用状況  |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| 都市部における社会福祉施設の整備の促進  | 平成25年度   | 143件  |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |
| 特定有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）に対する融資条件の拡充   | 平成25年度   | 15件   |   |      |        |                        |      |                                    |     |                      |      |                              |    |   |      |      |      |      |                     |        |      |  |        |     |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
|--|--|--|---|------|--------|------------------|------|--------------|----|----------------|-----|---------------|-----|--------------|----|---|------|-------|----------------------|----------------------|----------|------|------|----------|------|------|-----------|------|------|-----|-----|-----|---|--------|--------|
| <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。</p> | <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。</p> | <p>特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。</p> | <table border="1" data-bbox="1843 233 2873 596"> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム（29名以下）</td> <td>167件</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（29名以下）</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>39件</td> </tr> <tr> <td>複合型サービス福祉事業所</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>237件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。<br/> ※ 経営資金及び東日本大震災対応分は除いて計上している。</p> <p>○ 補助金等が交付された施設に対する融資<br/> 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に対し、重点的に融資を行った。<br/> また、補助金等が交付されなかった事業であっても、地方公共団体が緊急性や政策上の必要性を認められたものについては融資を行った。</p> <p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1" data-bbox="1843 972 2873 1320"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>貸付審査の実績<br/>(経営資金を除く)</th> <th>うち補助金等<br/>が交付された施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>554件</td> <td>486件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>503件</td> <td>454件</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>212件</td> <td>145件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,286件</td> <td>1,096件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。<br/> ※ 経営資金及び東日本大震災対応分は除いて計上している。</p> <p>【東日本大震災への対応】#20</p> <p>○ 東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対して、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。</p> <p>○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方自治体及び関係団体を訪問し、要望等を聴取するなど意見交換を実施するとともに、被災地における融資相談会を積極的に実施した。（被災地での現地相談会：3か所（3回、42件）、被災地への個別訪問相談等：21か所、地方自治体や関係団体との意見交換：5回）</p> <p>○ 厚生労働省東北厚生局及び全国社会福祉法人経営者協議会等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地において東北応援企画として社会福祉施設経営</p> | 施設種類 | 貸付審査件数 | 特別養護老人ホーム（29名以下） | 167件 | ケアハウス（29名以下） | 2件 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 28件 | 認知症高齢者グループホーム | 39件 | 複合型サービス福祉事業所 | 1件 | 計 | 237件 | 施設の種類 | 貸付審査の実績<br>(経営資金を除く) | うち補助金等<br>が交付された施設整備 | 老人福祉関係施設 | 554件 | 486件 | 児童福祉関係施設 | 503件 | 454件 | 障害者福祉関係施設 | 212件 | 145件 | その他 | 17件 | 11件 | 計 | 1,286件 | 1,096件 |
| 施設種類   | 貸付審査件数   |  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 特別養護老人ホーム（29名以下）   | 167件   |  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| ケアハウス（29名以下）   | 2件   |  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 小規模多機能型居宅介護事業所   | 28件  |  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 認知症高齢者グループホーム  | 39件  |  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 複合型サービス福祉事業所   | 1件   |  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 計  | 237件   |  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 施設の種類  | 貸付審査の実績<br>(経営資金を除く)   | うち補助金等<br>が交付された施設整備                                     |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 老人福祉関係施設   | 554件   | 486件   |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 児童福祉関係施設   | 503件   | 454件   |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 障害者福祉関係施設  | 212件   | 145件   |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| その他  | 17件  | 11件  |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |
| 計  | 1,286件   | 1,096件   |   |      |        |                  |      |              |    |                |     |               |     |              |    |   |      |       |                      |                      |          |      |      |          |      |      |           |      |      |     |     |     |   |        |        |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |       |            |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
|--|--|---|---|-------|------------|--|------------|--|------------|----|----|----|----|----|----------|----|--------|----|-------|--------|-------------|----|--------|---|-------|--------|----------|----|-------|---|-----|--------|-------|---|-----|---|-----|--------|-----------|----|-----|----|-----|--------|-----|---|---|---|-----|------|---|----|--------|----|-------|--------|
|  |  |   | <p>セミナーを10月に宮城県にて開催するとともに、個別融資相談会及び個別訪問相談を実施した。</p> <p>○ 平成25年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。<br/> 《東日本大震災に係る災害復旧及び復興資金》（再掲）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1804 422 2861 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">[参考]平成24年度</th> <th>伸率<br/>(金額)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>29</td> <td>15,469</td> <td>19</td> <td>5,044</td> <td>306.7%</td> </tr> <tr> <td>  うち特別養護老人ホーム</td> <td>15</td> <td>12,472</td> <td>8</td> <td>3,465</td> <td>359.9%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>10</td> <td>1,050</td> <td>6</td> <td>574</td> <td>182.9%</td> </tr> <tr> <td>  うち保育所</td> <td>7</td> <td>970</td> <td>4</td> <td>274</td> <td>354.0%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>10</td> <td>692</td> <td>16</td> <td>661</td> <td>104.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>155</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50</td> <td>17,219</td> <td>44</td> <td>6,434</td> <td>267.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。<br/> ※ 経営資金を含んでいる。（平成25年度2件240百万円、平成24年度6件405百万円）</p> | 施設の種類 | 平成25年度     |  | [参考]平成24年度 |  | 伸率<br>(金額) | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 割合 | 老人福祉関係施設 | 29 | 15,469 | 19 | 5,044 | 306.7% | うち特別養護老人ホーム | 15 | 12,472 | 8 | 3,465 | 359.9% | 児童福祉関係施設 | 10 | 1,050 | 6 | 574 | 182.9% | うち保育所 | 7 | 970 | 4 | 274 | 354.0% | 障害者福祉関係施設 | 10 | 692 | 16 | 661 | 104.7% | その他 | 1 | 8 | 3 | 155 | 5.2% | 計 | 50 | 17,219 | 44 | 6,434 | 267.6% |
| 施設の種類  | 平成25年度   |   | [参考]平成24年度  |       | 伸率<br>(金額) |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
|  | 件数   | 金額  | 件数  | 金額    | 割合         |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| 老人福祉関係施設   | 29   | 15,469  | 19  | 5,044 | 306.7%     |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| うち特別養護老人ホーム  | 15   | 12,472  | 8   | 3,465 | 359.9%     |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| 児童福祉関係施設   | 10   | 1,050   | 6   | 574   | 182.9%     |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| うち保育所  | 7  | 970   | 4   | 274   | 354.0%     |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| 障害者福祉関係施設  | 10   | 692   | 16  | 661   | 104.7%     |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| その他  | 1  | 8   | 3   | 155   | 5.2%       |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| 計  | 50   | 17,219  | 44  | 6,434 | 267.6%     |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| <p>(3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> | <p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p> | <p>(3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。<br/> 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p> | <p><b>【利用者サービスの向上】#21</b></p> <p>○ 当機構や福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（19回、相談件数：179件）を実施するとともに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>○ 貸付内定時及び事業完成時における顧客に対するアンケート結果を集計・分析した結果に基づき、提出書類の簡略化や融資条件等の改善に向けて取り組んだ。</p> <p>○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>○ 平成24年度に実施したユニット型特養等に対する調査の結果について、機構ホームページに公表し、定員1人当たりの建築コストや需要調査の重要性など施設開設にあたって参考となる指標を借入希望者が活用できるようにするとともに、平成21年度から平成24年度に実施したユニット型特養に対する調査結果から、建築・運営・人材関係に係る各項目の平均値・中央値を導き出し、施設整備を検討する際の参考となるような標準モデルを公表した。</p>  |       |            |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |
| <p>(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民</p>   | <p>(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得</p>   | <p>(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウや</p>  | <p><b>【民間金融機関へのノウハウ等の提供】#22</b></p> <p>○ 受託金融機関が開催する業務研修会及びセミナーに担当職員を派遣（平成25年7月</p>   |       |            |  |            |  |            |    |    |    |    |    |          |    |        |    |       |        |             |    |        |   |       |        |          |    |       |   |     |        |       |   |     |   |     |        |           |    |     |    |     |        |     |   |   |   |     |      |   |    |        |    |       |        |

| 中期目標  | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績   |
|---|--|---|--|
| <p>間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。</p> <p>なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。</p> | <p>た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、併せ貸しの一層の普及を図るため、</p> <p>① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。</p> <p>② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。</p> | <p>データ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。</p> <p>また、次の取組を行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。</p> <p>① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析を行う。</p> <p>② 協調融資金融機関数を拡大するための方策を検討し、その検討結果を踏まえ周知・広報活動等を開始する。</p> | <p>19日及び9月27日）し、協調融資制度の案内を行うとともに社会福祉施設に関するデータ等の提供を行った。</p> <p><b>【併せ貸しの一層の普及】#23</b></p> <p>○ 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について、過去の融資実績のデータを基に、低調な理由の要因分析を行い、次のとおり協調融資金融機関数の拡大方策を策定した。</p> <p>① 福祉関係団体等との意見交換会を実施し、協調融資の実態を把握するとともに利用向上に向けた取組について意見交換を行う。</p> <p>② 顧客（融資相談者）に対して、協調融資の利用方法及び覚書締結金融機関について、詳細な説明を行う。</p> <p>③ 機構が実施する行政担当者説明会や受託金融機関業務研修会議、民間金融機関が行う各種勉強会等の機会を利用し、協調融資制度の説明を行い、引き続き協調融資金融機関の拡大を行う。</p> <p>○ 協調融資金融機関数の拡大方策を踏まえ、代理貸付の受託金融機関であって、協調融資機関となっていない金融機関に対し加入案内を行うとともに、加入の低調な信用金庫、信用組合の団体のセミナー等に出向いて、融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行った。</p> <p>○ 受託金融機関業務研修会議を開催し、福祉貸付事業の融資制度及び協調融資制度の説明を行い、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行った結果、協調融資金融機関数が平成25年度末時点で319機関まで拡大した。</p> <p>○ 全国地方銀行協会と福祉貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を行い（3回）、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行った。</p> |
| <p>（5）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</p>  | <p>（5）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。</p>  | <p>（5）中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>  | <p><b>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#24</b></p> <p>○ 審査業務に係る処理期間について、平成25年度においては、年間を通じ借入申込みが旺盛であったが、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が28.2日となっており、中期計画に定められた処理期間（30日以内）を順守することができた。</p> <p>○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成25年度においては、資金交付した1,733件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。</p>   |

| 評価の視点等 | 自己評定  | S | 評価項目 5 | 評 定  |  |
|--------|---|---|--------|--|--|
|        | <p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成24年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（468件）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資を実施（460件）した。その結果、平成25年度における審査件数は1,337件、審査額は334,718百万円となり、平成24年度実績（審査件数：1,041件、審査額：184,540百万円）を大幅に上回るとともに、貸付契約額253,803百万円、資金交付額231,497百万円となり、審査額、貸付契約額、資金交付額の全てにおいて過去最高額を更新するなど、高い資金需要に迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対しては、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査・資金交付にあっては、最優先に実施することで被災施設等の復旧を支援した。</p> <p>また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談（3か所 42件）、訪問相談（21件）及び関係団体等と意見交換（5回）を行い、迅速な対応により審査（50件 17,219百万円）を実施したほか、厚生労働省東北厚生局や関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地において東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催するとともに、個別融資相談会及び個別訪問相談を実施した。</p> <p>また、都市部における社会福祉施設の整備に係る融資条件の優遇及び貸付利率に一定の利率を上乗せすることで連帯保証人を不要とする保証人不要制度の相手方の拡充等により、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。</p> <p>さらに、個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談を実施し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を行うとともに、国の政策目標に即した施設整備を支援するため、平成24年度に実施したユニット型特別養護老人ホーム等の整備に関する調査の結果を機構ホームページ等にて公表し、借入希望者が建築コストや需要調査の重要性など施設開設にあたり参考となる指標を提供するなど、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>併せ貸しの一層の普及を図るため、受託金融機関が開催する業務研修会・セミナーに担当職員を派遣し、社会福祉施設に関するデータ等を提供するとともに、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析を行い、協調融資金融機関数の拡大方策を策定したうえで、協調融資機関となっていない金融機関等が開催するセミナー等に出向くなど、融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行った結果、平成26年3月末現在で319機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を推進した。</p> <p>なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</p> <p>以上のとおり、平成25年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、子ども・子育てビジョンに伴う保育所等の整備、さらに東日本大震災への対応としての災害復旧・復興資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な施設整備を支援した結果、審査額、貸付契約額、資金交付額の全てにおいて過去最高額を更新することができた。また、特に都市部においては、土地の確保が困難なことから施設の整備が進まない現状を考慮し、都市部における社会福祉施設の整備に係る融資条件を優遇するなど時宜に応じた融資を行うなど、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>基盤整備を支援する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の基盤整備を支援することができた。</p>   |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。</p> <p>② 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。</p> <p>③ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内を維持する。</p>  | <p>① 覚書締結金融機関数は、平成24年度末300機関であったが、平成25年度末においては319機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう利用促進に努めた。<br/>※ 業務実績P31【併せ貸しの一層の普及】#23参照</p> <p>② 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が28.2日となり、中期計画を達成した。<br/>※ 業務実績P31【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#24参照</p> <p>③ 資金交付業務については、1,733件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。<br/>※ 業務実績P31【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#24参照</p>  |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び地方公共団体の福祉政策と緊密に連携し、介護基盤の緊急整備及び待機児童解消を図るための保育所整備等政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を地方公共団体の意見を踏まえ、実施することができた。<br/>※ 業務実績P27【福祉貸付事業の実績】#17、【福祉貸付事業における融資方針の策定】#18、P28【福祉貸付事業に係る政策適合性及び重点化】#19参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ（一律90%）の優遇措置を実施した。（実績：468件、231,723百万円）</li> <li>② 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ（一律90%）及び貸付利率の引き下げ（当初5年間財融▲0.5%）の優遇措置を実施した。（実績：46件、7,843百万円）</li> <li>③ 保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所及び放課後児童クラブの整備に対する融資率の引上げ（一律90%）の優遇措置を実施した。（実績：460件、37,776百万円）</li> <li>④ 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資について、償還期間を30年以内に延長し、併せて融資率の引上げ（一律90%）の優遇措置を実施した。（実績：143件、24,920百万円）</li> <li>⑤ 特定有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）に対する融資条件を拡大した。（実績：15件、3,627百万円）</li> </ul> </li> <li>※ 業務実績P28【福祉貸付事業に係る政策適合性及び重点化】#19参照</li> <li>東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対して、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧・復興貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧を支援した。</li> </ul> |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。</p> <p>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>○ 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方自治体及び関係団体を訪問し、要望等を聴取するなど意見交換を実施するとともに、被災地における融資相談会を積極的に実施した。（被災地での現地相談会：3か所（3回、42件）、被災地への個別訪問相談等：21か所、地方自治体や関係団体との意見交換：5回）</li> <li>厚生労働省東北厚生局及び全国社会福祉法人経営者協議会等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地において東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを10月に宮城県にて開催するとともに、個別融資相談会及び個別訪問相談を実施した。<br/>※ 業務実績P29【東日本大震災への対応】#20参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構及び福祉関係団体が主催するセミナー等において、個別融資相談会（19回、相談件数：179件）を実施するとともに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>貸付内定時及び事業完成時における顧客に対するアンケート結果を集計・分析した結果に基づき、提出書類の簡略化や融資条件等の改善に向けて取り組むとともに、借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>平成24年度に実施したユニット型特養等に対する調査の結果について、機構ホームページに公表し、定員1人当たりの建築コストや需要調査の重要性など施設開設にあたって参考となる指標を借入希望者が活用できるようにするとともに、平成21年度から平成24年度に実施したユニット型特養に対する調査結果から、建築・運営・人材関係に係る各項目の平均値・中央値を導き出し、施設整備を検討する際の参考となるような標準モデルを公表した。<br/>※ 業務実績P30【利用者サービスの向上】#21参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託金融機関が開催する業務研修会及びセミナーに担当職員を派遣（平成25年7月19日及び9月27日）し、協調融資制度の案内を行うとともに社会福祉施設に関するデータ等の提供を行った。</li> <li>併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について、過去の融資実績のデータを基に、低調な理由の要因分析を行い、次のとおり協調融資金融機関数の拡大方策を策定した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>福祉関係団体等との意見交換会を実施し、協調融資の実態を把握するとともに利用向上に向けた取組みについて意見交換を行う。</li> <li>顧客（融資相談者）に対して、協調融資の利用方法及び覚書締結金融機関について、詳細な説明を行う。</li> <li>機構が実施する行政担当者説明会や受託金融機関業務研修会議、民間金融機関が行う各種勉強会等の機会を利用し、協調融資制度の説明を行い、引き続き協調融資金融機関の拡大を行う。</li> </ol> </li> <li>協調融資金融機関数の拡大方策を踏まえ、代理貸付の受託金融機関であって、協調融資機</li> </ul> |  |
|---|--|--|



|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>○ 併せ貸し（協調融資）制度の充実を図り、制度の適切な運用を行うとともに、制度の対象拡大について中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>（政・独委評価の視点等）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> | <p>関となっていない金融機関に対し加入案内を行うとともに、加入の低調な信用金庫、信用組合の団体のセミナー等に出向いて、融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託金融機関業務研修会議を開催し、福祉貸付事業の融資制度及び協調融資制度の説明を行い、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行った結果、協調融資金融機関数が平成25年度末時点で319機関まで拡大した。</li> <li>・ 全国地方銀行協会と福祉貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を行い（3回）、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行った。<br/>※ 業務実績P30【民間金融機関へのノウハウ等の提供】#22、P31【併せ貸しの一層の普及】#23参照</li> </ul> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標①】のとおり達成した。</li> </ul> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>【実績：○】</p> <p>業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|--|--|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 2 5 年 度 計 画 | 2 5 年 度 業 務 実 績 |
|---------|---------|-------------|-----------------|
|---------|---------|-------------|-----------------|

| <p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b><br/>医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b><br/>医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b><br/>医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。<br/>(参考)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 25 事業年度<br/>千円</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付契約額</td> <td style="text-align: center;">214,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資金交付額</td> <td style="text-align: center;">205,800,000</td> </tr> </table> | 区 分 | 平成 25 事業年度<br>千円 | 貸付契約額 | 214,000,000 | 資金交付額 | 205,800,000 | <p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b><br/>医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。<br/>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 25 事業年度<br/>千円</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸 付 契 約 額</td> <td style="text-align: center;">173,465,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 金 交 付 額</td> <td style="text-align: center;">144,421,900</td> </tr> </table> | 区 分 | 平成 25 事業年度<br>千円 | 貸 付 契 約 額 | 173,465,300 | 資 金 交 付 額 | 144,421,900 |
|--|--|---|-----|------------------|-------|-------------|-------|-------------|--|-----|------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 区 分  | 平成 25 事業年度<br>千円   |   |     |                  |       |             |       |             |  |     |                  |           |             |           |             |
| 貸付契約額  | 214,000,000  |   |     |                  |       |             |       |             |  |     |                  |           |             |           |             |
| 資金交付額  | 205,800,000  |   |     |                  |       |             |       |             |  |     |                  |           |             |           |             |
| 区 分  | 平成 25 事業年度<br>千円   |   |     |                  |       |             |       |             |  |     |                  |           |             |           |             |
| 貸 付 契 約 額  | 173,465,300  |   |     |                  |       |             |       |             |  |     |                  |           |             |           |             |
| 資 金 交 付 額  | 144,421,900  |   |     |                  |       |             |       |             |  |     |                  |           |             |           |             |

| <p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> | <p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。</p> | <p>(1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。<br/>また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。</p> | <p><b>【医療貸付事業の実績】#25</b><br/>○ 平成25年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。<br/><b>《貸付審査の実績》</b> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">[参考]平成24年度</th> <th rowspan="2">伸率<br/>(金額)<br/>割合</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td> <td style="text-align: center;">93</td> <td style="text-align: right;">173,142</td> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: right;">114,839</td> <td style="text-align: center;">150.8%</td> </tr> <tr> <td>診 療 所</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: right;">3,085</td> <td style="text-align: center;">129</td> <td style="text-align: right;">4,355</td> <td style="text-align: center;">70.8%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: right;">22,940</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: right;">21,735</td> <td style="text-align: center;">105.5%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">441</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">2,115</td> <td style="text-align: center;">20.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">202</td> <td style="text-align: right;">199,608</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td style="text-align: right;">143,044</td> <td style="text-align: center;">139.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東日本大震災に係る災害復旧資金を含んでいる。(平成25年度48件19,413百万円、平成24年度119件23,599百万円)</p> <p><b>【うち施設整備資金】</b> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">[参考]平成24年度</th> <th rowspan="2">伸率<br/>(金額)<br/>割合</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td> <td style="text-align: center;">78</td> <td style="text-align: right;">152,694</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: right;">100,011</td> <td style="text-align: center;">152.7%</td> </tr> <tr> <td>診 療 所</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: right;">2,112</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: right;">1,454</td> <td style="text-align: center;">145.3%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: right;">21,833</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: right;">17,338</td> <td style="text-align: center;">125.9%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">421</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">426</td> <td style="text-align: center;">98.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">152</td> <td style="text-align: right;">177,060</td> <td style="text-align: center;">119</td> <td style="text-align: right;">119,229</td> <td style="text-align: center;">148.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東日本大震災に係る災害復旧資金(建築資金)を除く。(平成25年度30件18,351百万円、平成24年度46件21,151百万円)</p> | 施設の種類の  | 平成25年度           |  | [参考]平成24年度 |  | 伸率<br>(金額)<br>割合 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 病 院 | 93 | 173,142 | 76 | 114,839 | 150.8% | 診 療 所 | 59 | 3,085 | 129 | 4,355 | 70.8% | 介護老人保健施設 | 48 | 22,940 | 38 | 21,735 | 105.5% | そ の 他 | 2 | 441 | 7 | 2,115 | 20.9% | 計 | 202 | 199,608 | 250 | 143,044 | 139.5% | 施設の種類の | 平成25年度 |  | [参考]平成24年度 |  | 伸率<br>(金額)<br>割合 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 病 院 | 78 | 152,694 | 64 | 100,011 | 152.7% | 診 療 所 | 28 | 2,112 | 23 | 1,454 | 145.3% | 介護老人保健施設 | 45 | 21,833 | 30 | 17,338 | 125.9% | そ の 他 | 1 | 421 | 2 | 426 | 98.8% | 計 | 152 | 177,060 | 119 | 119,229 | 148.5% |
|--|---|--|---|---------|------------------|--|------------|--|------------------|----|----|----|----|-----|----|---------|----|---------|--------|-------|----|-------|-----|-------|-------|----------|----|--------|----|--------|--------|-------|---|-----|---|-------|-------|---|-----|---------|-----|---------|--------|--------|--------|--|------------|--|------------------|----|----|----|----|-----|----|---------|----|---------|--------|-------|----|-------|----|-------|--------|----------|----|--------|----|--------|--------|-------|---|-----|---|-----|-------|---|-----|---------|-----|---------|--------|
| 施設の種類の   | 平成25年度  |  | [参考]平成24年度  |         | 伸率<br>(金額)<br>割合 |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
|  | 件数  | 金額   | 件数  | 金額      |                  |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 病 院  | 93  | 173,142  | 76  | 114,839 | 150.8%           |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 診 療 所  | 59  | 3,085  | 129   | 4,355   | 70.8%            |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 介護老人保健施設   | 48  | 22,940   | 38  | 21,735  | 105.5%           |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| そ の 他  | 2   | 441  | 7   | 2,115   | 20.9%            |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 計  | 202   | 199,608  | 250   | 143,044 | 139.5%           |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 施設の種類の   | 平成25年度  |  | [参考]平成24年度  |         | 伸率<br>(金額)<br>割合 |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
|  | 件数  | 金額   | 件数  | 金額      |                  |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 病 院  | 78  | 152,694  | 64  | 100,011 | 152.7%           |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 診 療 所  | 28  | 2,112  | 23  | 1,454   | 145.3%           |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 介護老人保健施設   | 45  | 21,833   | 30  | 17,338  | 125.9%           |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| そ の 他  | 1   | 421  | 2   | 426     | 98.8%            |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |
| 計  | 152   | 177,060  | 119   | 119,229 | 148.5%           |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |     |       |       |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |       |       |   |     |         |     |         |        |        |        |  |            |  |                  |    |    |    |    |     |    |         |    |         |        |       |    |       |    |       |        |          |    |        |    |        |        |       |   |     |   |     |       |   |     |         |     |         |        |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |         |              |   |  |              |   |      |         |    |         |      |     |     |     |     |     |       |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |      |
|--|--|--|---|---------|--------------|---|--|--------------|---|------|---------|----|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|
|  |  |  | <p><b>【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#26</b></p> <p>○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図った。</p> <p>さらに、500床以上の病院に対する融資については、5疾病5事業等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院について、診療部門・病棟部門・管理部門に区分し、管理部門を貸付対象外とすることにより、融資の重点化を図った。なお、5疾病5事業等に係る整備については、6件実施した。</p>  |         |              |   |  |              |   |      |         |    |         |      |     |     |     |     |     |       |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |      |
| <p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> | <p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> | <p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備に係る資金や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> | <p><b>【医療貸付事業に係る政策適合性及び重点化】#27</b></p> <p>○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行い、利用者ニーズに対応した。</p> <p>a 病院の経営安定化資金に係る融資条件の優遇措置</p> <p>b 在宅復帰・在宅療養型介護老人保健施設に係る融資率の引上げ</p> <p>c 災害融資における貸付金利の優遇措置</p> <p>d 国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ</p> <p>e 再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資率の引上げ</p> <p>f アスベスト対策事業に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ</p> <p><b>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</b></p> <p>○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。</p> <p>なお、平成25年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1804 1318 2873 1738"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">病院病床・診療所不足地域</th> <th>病院病床・診療所充足地域</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>新築資金</th> <th>甲種増改築資金</th> <th>小計</th> <th>乙種増改築資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般整備</td> <td>28件</td> <td>13件</td> <td>41件</td> <td>10件</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>耐震化整備</td> <td>0件</td> <td>15件</td> <td>15件</td> <td>40件</td> <td>55件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28件</td> <td>28件</td> <td>56件</td> <td>50件</td> <td>106件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>医療の機能分化の推進</b></p> <p>[特定病院]</p> <p>○ 規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院については、融資限度額に特例を適用し、整備の支援を行った。（実績58件（再掲）病院の審査件数の74.4%）</p> | 区分      | 病院病床・診療所不足地域 |   |  | 病院病床・診療所充足地域 | 計 | 新築資金 | 甲種増改築資金 | 小計 | 乙種増改築資金 | 一般整備 | 28件 | 13件 | 41件 | 10件 | 51件 | 耐震化整備 | 0件 | 15件 | 15件 | 40件 | 55件 | 合計 | 28件 | 28件 | 56件 | 50件 | 106件 |
| 区分   | 病院病床・診療所不足地域   |  |   |         | 病院病床・診療所充足地域 | 計 |  |              |   |      |         |    |         |      |     |     |     |     |     |       |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |      |
|  | 新築資金   | 甲種増改築資金  | 小計  | 乙種増改築資金 |              |   |  |              |   |      |         |    |         |      |     |     |     |     |     |       |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |      |
| 一般整備   | 28件  | 13件  | 41件   | 10件     | 51件          |   |  |              |   |      |         |    |         |      |     |     |     |     |     |       |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |      |
| 耐震化整備  | 0件   | 15件  | 15件   | 40件     | 55件          |   |  |              |   |      |         |    |         |      |     |     |     |     |     |       |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |      |
| 合計   | 28件  | 28件  | 56件   | 50件     | 106件         |   |  |              |   |      |         |    |         |      |     |     |     |     |     |       |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |      |

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画   | 25年度業務実績   |                  |                     |                  |    |                  |    |    |       |       |       |    |         |                 |       |                |
|---|---|--|--|------------------|---------------------|------------------|----|------------------|----|----|-------|-------|-------|----|---------|-----------------|-------|----------------|
| <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。</p> | <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。</p> | <p>特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。</p> | <p>(特定病院の種類と審査実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療支援病院(実績3件(再掲)病院の審査件数の3.8%)</li> <li>・ 臨床研修指定病院(実績24件(再掲)病院の審査件数の30.8%)</li> <li>・ 医療計画に名称記載の急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院等(実績25件(再掲)病院の審査件数の32.1%)</li> </ul> <p>[中小規模病院に対する融資]</p> <p>○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する融資については、通常より高い融資率(80%⇒90%)を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新及び病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるよう支援を行った。(実績48件(再掲)病院の審査件数の61.5%)</p> <p><b>耐震化整備事業の優遇融資</b></p> <p>○ 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない(実際の事業費を対象とする)ことに加え、通常より高い融資率(80%⇒95%)を適用し、整備促進を支援した。また、交付金対象整備事業への貸付利率の優遇措置を講じた。</p> <p>なお、平成25年度における耐震化整備事業の貸付審査の実績は、次のとおりである。<br/>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1783 982 2881 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院の審査件数<br/>(施設整備資金)</th> <th>耐震化整備事業の<br/>審査実績</th> <th>割合</th> <th>(参考)<br/>平成24年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>78</td> <td>55(7)</td> <td>70.5%</td> <td>37(8)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>152,694</td> <td>126,164(11,665)</td> <td>82.6%</td> <td>67,580(16,045)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は交付金対象整備事業の再掲である。</p> <p><b>地域医療再生計画に基づき実施する整備事業の優遇融資</b></p> <p>○ 都道府県が行う地域医療再生計画に基づく体制整備に必要な施設整備を行う病院等への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない(実際の事業費を対象とする)ことに加え、通常より高い融資率(80%⇒90%)や貸付利率等の優遇措置を講じた。(実績3件(再掲)、2,240百万円)</p> <p><b>【東日本大震災への対応】#28</b></p> <p>○ 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対して、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつ、きめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。</p> <p>○ 被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方自治体及び関係団体を訪問し、要望等を聴取するなど意見交換を実施するとともに、被災地における融資相談会及び個別訪問融資相談を積極的に実施した。(被災地での現地相談会：3か所、5回、7件、被災地への個別訪問相談：8か所、都道府県や関係団体との意見交換：19回)</p> <p>○ 平成25年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。</p> | 区分               | 病院の審査件数<br>(施設整備資金) | 耐震化整備事業の<br>審査実績 | 割合 | (参考)<br>平成24年度実績 | 件数 | 78 | 55(7) | 70.5% | 37(8) | 金額 | 152,694 | 126,164(11,665) | 82.6% | 67,580(16,045) |
| 区分  | 病院の審査件数<br>(施設整備資金)   | 耐震化整備事業の<br>審査実績                                   | 割合   | (参考)<br>平成24年度実績 |                     |                  |    |                  |    |    |       |       |       |    |         |                 |       |                |
| 件数  | 78  | 55(7)  | 70.5%  | 37(8)            |                     |                  |    |                  |    |    |       |       |       |    |         |                 |       |                |
| 金額  | 152,694   | 126,164(11,665)                                    | 82.6%  | 67,580(16,045)   |                     |                  |    |                  |    |    |       |       |       |    |         |                 |       |                |

| 中期目標  | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |        |            |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
|---|--|---|---|--------|------------|--|------------|--|------------|----|----|----|----|----|----|----|--------|----|--------|--------|-----|----|-------|----|-------|-------|----------|---|-------|---|-------|-------|-----|---|----|---|-------|------|---|----|--------|-----|--------|-------|
|   |  |   | <p>《東日本大震災に係る災害復旧資金》(再掲) (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1804 268 2861 646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">[参考]平成24年度</th> <th>伸率<br/>(金額)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>14</td> <td>16,830</td> <td>10</td> <td>14,728</td> <td>114.3%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>30</td> <td>1,528</td> <td>97</td> <td>2,832</td> <td>54.0%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>3</td> <td>1,035</td> <td>7</td> <td>4,350</td> <td>23.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>1,689</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48</td> <td>19,413</td> <td>119</td> <td>23,599</td> <td>82.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 運転資金を含んでいる。(平成25年度8件558百万円、平成24年度84件1,998百万円)</p> <p><b>【激甚災害への対応】#29</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豪雨により、災害救助法の適用を受けた地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇を行った。</li> </ul> | 施設の種類  | 平成25年度     |  | [参考]平成24年度 |  | 伸率<br>(金額) | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 割合 | 病院 | 14 | 16,830 | 10 | 14,728 | 114.3% | 診療所 | 30 | 1,528 | 97 | 2,832 | 54.0% | 介護老人保健施設 | 3 | 1,035 | 7 | 4,350 | 23.8% | その他 | 1 | 20 | 5 | 1,689 | 1.2% | 計 | 48 | 19,413 | 119 | 23,599 | 82.3% |
| 施設の種類   | 平成25年度   |   | [参考]平成24年度  |        | 伸率<br>(金額) |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
|   | 件数   | 金額  | 件数  | 金額     | 割合         |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
| 病院  | 14   | 16,830  | 10  | 14,728 | 114.3%     |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
| 診療所   | 30   | 1,528   | 97  | 2,832  | 54.0%      |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
| 介護老人保健施設  | 3  | 1,035   | 7   | 4,350  | 23.8%      |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
| その他   | 1  | 20  | 5   | 1,689  | 1.2%       |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
| 計   | 48   | 19,413  | 119   | 23,599 | 82.3%      |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
| <p>(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> | <p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p> | <p>(3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。</p> <p>特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p> | <p><b>【利用者サービスの向上】#30</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定しているお客さまを対象とした融資相談会を全国9ブロックで計23回(融資相談件数:105件)開催した。</li> <li>○ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談(20件)を実施したほか、個別に相談を希望するお客さまに対する訪問融資相談(20件)を実施した。</li> <li>○ 事業計画検討中のお客さまを直接訪問(1回)し、理事長又は院長との意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行った。</li> <li>○ 貸付事業の円滑な実施の促進に資するため、自治体や関係団体に赴き、融資制度のPR(36回)を行った。また、東日本大震災の被災施設へ対応するため、関係機関への文書による通知や被災地の関係団体に赴いて周知を図り、融資制度のPRを実施した。</li> <li>○ 受託金融機関への業務の指導を強化するため業務研修会議を2回実施した。</li> <li>○ 事務手続きや確認事項等についてとりまとめた「融資のポイント」を機構ホームページに掲載することで、より融資を利用しやすい環境整備を行った。</li> </ul>  |        |            |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |
| <p>(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。</p>                                 | <p>(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータを民間金融機関に対し積極的に提供する。</p>                           | <p>(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータを民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融</p>  | <p><b>【民間金融機関へのノウハウ等の提供】#31</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営支援室と連携し、受託金融機関業務研修会議(2回)において、病院の最近の経営動向、医療・福祉の制度・政策など、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行った。</li> </ul>   |        |            |  |            |  |            |    |    |    |    |    |    |    |        |    |        |        |     |    |       |    |       |       |          |   |       |   |       |       |     |   |    |   |       |      |   |    |        |     |        |       |

| 中期目標  | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |
|---|--|--|---|
|   |  | <p>機関と協調した融資を推進する。</p>   | <p>○ 全国地方銀行協会と医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を行い（3回）、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行った。</p>  |
| <p>（5）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p> | <p>（5）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日を維持する。</p> | <p>（5）中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。</p> | <p><b>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#32</b></p> <p>○ 審査業務に係る処理期間について、平成25年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が19.4日となっており、中期計画に定められた処理期間（30日以内）を順守することができた。</p> <p>○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成25年度においては、資金交付した381件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。</p> <p><b>【第三者評価結果の融資審査への活用】#33</b></p> <p>○ 平成25年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果を融資審査に活用した。</p> |

| 評価の視点等  | 自己評定   | S | 評価項目 6 | 評 定  |  |
|---|--|---|--------|--|--|
|   | <p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備等について、優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応したことにより、平成25年度における審査額は199,608百万円、貸付契約額は173,465百万円となり平成24年度実績額（審査額：143,044百万円、貸付契約額：148,509百万円）を大幅に上回るとともに、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあつては、最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、現地相談会（3か所、5回、7件）、訪問相談（8件）及び関係団体と意見交換（19回）を行うとともに、迅速な対応により審査（48件 19,413百万円）を実施した。</p> <p>施設整備等を予定しているお客さまを対象とした融資相談会を全国9ブロックで計23回開催するとともに、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談（20件）を実施したほか、個別に相談を希望するお客さまに対する訪問融資相談（20件）を実施した。また、事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、利用者サービスの向上に努めた。</p> <p>民業補完の推進の観点から、受託金融機関業務研修会議（2回）において、病院の最近の経営動向、医療・福祉の制度・政策など、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行うとともに、全国地方銀行協会と医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を行い（3回）、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行った。</p> <p>審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</p> <p>以上のとおり、平成25年度においては、医療施設の耐震化整備、さらに東日本大震災への対応として災害復旧資金について、引き続き融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、国の医療政策に即して、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援する政策融資を実施するとともに、施設整備等を予定しているお客さまを対象とした融資相談会や訪問融資相談を実施し、利用者サービスの向上に努めたほか、民業補完の観点から、病院の最近の経営動向、医療・福祉の制度・政策などの病院・医療経営指導等のノウハウの普及や全国地方銀行協会との意見交換会を開催し、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行うなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における医療機関等の基盤整備を支援することができた。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内を維持する。</p> | <p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が19.4日となり、中期計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P40【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#32参照</p> <p>② 資金交付業務については、381件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P40【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#32参照</p>   |   |        |  |  |

**【評価の視点】**

○ 国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。

特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。

○ 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。

**【実績：○】**

・ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、引き続き、新たな都道府県の医療計画に基づき、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図った。

※ 業務実績P37【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#26参照

**【実績：○】**

・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。

① 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80%⇒95%）を適用した。（実績55件、124,454百万円）

② 都道府県が行う地域医療再生計画に基づく体制整備に必要な施設整備を行う病院等への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80%⇒90%）や貸付利率等の優遇措置を講じた。（実績3件、2,240百万円）

※ 業務実績P37【医療貸付事業に係る政策適合性及び重点化】#27参照

・ 東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対して、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・交付にあっては、最優先で実施することで被災施設等の復興を支援した。

また、被災地において、都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会（3か所 5回 7件）、訪問相談（8件）及び関係団体と意見交換（19回）を行い、迅速な対応にて融資を実施した。

※ 業務実績P38【東日本大震災への対応】#28参照

**【実績：○】**

・ 医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定しているお客さまを対象とした融資相談会を全国9ブロックで計23回（融資相談件数105件）開催し、利用者サービスの向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化を図った。

・ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して融資相談（20件）を実施したほか、個別に相談を希望するお客さまに対する訪問融資相談（20回）を実施することにより、利用者サービスの向上を図った。

・ 事業計画検討中のお客さまを直接訪問（1回）し、理事長又は院長との意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行った。

・ 貸付事業の円滑な実施の促進に資するため、自治体や関係団体に赴き、融資制度のPR（36回）を行った。また、東日本大震災の被災施設へ対応するため、関係機関への文書による通知や被災地の関係団体に赴いて周知を図り、融資制度のPRを実施した。



|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>○ 融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p> <p><b>(政・独委評価の視点等)</b></p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託金融機関に対する業務の指導を強化する実務研修会を2回実施した。</li> <li>・ 事務手続きや確認事項等について「融資のポイント」を機構ホームページに掲載することで、より融資を利用しやすい環境整備を行った。<br/>※ 業務実績P39【利用者サービスの向上】#30参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営支援室と連携し、受託金融機関業務研修会議（2回）において、病院の最近の経営動向、医療・福祉の制度・政策など、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を行うとともに、全国地方銀行協会と医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を行い（3回）、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を行った。<br/>※ 業務実績P39【民間金融機関へのノウハウ等の提供】#31参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果を融資審査に活用した。<br/>※ 業務実績P40【第三者評価結果の融資審査への活用】#33参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <p>業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|--|---|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 2 5 年 度 計 画 | 2 5 年 度 業 務 実 績 |
|---------|---------|-------------|-----------------|
|---------|---------|-------------|-----------------|

**3 福祉医療貸付事業（債権管理）**

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

**3 福祉医療貸付事業（債権管理）**

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

**3 福祉医療貸付事業（債権管理）**

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

**3 福祉医療貸付事業（債権管理）**

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。

なお、平成25年度末におけるリスク管理債権比率は次のとおりである。

【全体】

| 区 分       | 平成24年度末      | 平成25年度末      |
|-----------|--------------|--------------|
| リスク管理債権比率 | 2.86%        | 2.40 %       |
| 破綻先債権     | 0.17%        | 0.12 %       |
| 6か月以上延滞債権 | 1.32%        | 0.84 %       |
| 3か月以上延滞債権 | 0.00%        | 0.02 %       |
| 貸出条件緩和債権  | 1.37%        | 1.42 %       |
| リスク管理債権   | 92,580百万円    | 80,495 百万円   |
| 総貸付残高     | 3,240,022百万円 | 3,352,903百万円 |

【福祉貸付】

| 区 分       | 平成24年度末      | 平成25年度末      |
|-----------|--------------|--------------|
| リスク管理債権比率 | 1.10%        | 0.88%        |
| 破綻先債権     | 0.07%        | 0.02%        |
| 6か月以上延滞債権 | 0.63%        | 0.36%        |
| 3か月以上延滞債権 | 0.01%        | 0.00%        |
| 貸出条件緩和債権  | 0.39%        | 0.49%        |
| リスク管理債権   | 17,547百万円    | 15,030百万円    |
| 総貸付残高     | 1,599,652百万円 | 1,717,665百万円 |

【医療貸付】

| 区 分       | 平成24年度末      | 平成25年度末      |
|-----------|--------------|--------------|
| リスク管理債権比率 | 4.57%        | 4.00%        |
| 破綻先債権     | 0.26%        | 0.21%        |
| 6か月以上延滞債権 | 1.98%        | 1.34%        |
| 3か月以上延滞債権 | 0.00%        | 0.04%        |
| 貸出条件緩和債権  | 2.33%        | 2.41%        |
| リスク管理債権   | 75,033百万円    | 65,465百万円    |
| 総貸付残高     | 1,640,370百万円 | 1,635,238百万円 |

《参考：東日本大震災にかかる返済猶予貸付分》

【全体】

| 区 分       | 平成24年度末      | 平成25年度末      |
|-----------|--------------|--------------|
| リスク管理債権比率 | 0.61%        | 0.50%        |
| 破綻先債権     | 0.00%        | 0.00%        |
| 6か月以上延滞債権 | 0.61%        | 0.45%        |
| 3か月以上延滞債権 | 0.00%        | 0.00%        |
| 貸出条件緩和債権  | 0.00%        | 0.05%        |
| リスク管理債権   | 19,684百万円    | 16,929百万円    |
| 総貸付残高     | 3,240,022百万円 | 3,352,903百万円 |

【福祉貸付】

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
|--|--|--|---|----|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|---------|----------|----------|-------|--------------|--------------|----|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|---------|-----------|-----------|-------|--------------|--------------|
|  |  |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成25年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>0.26%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.26%</td> <td>0.17%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,205百万円</td> <td>3,447百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,599,652百万円</td> <td>1,717,665百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度末</th> <th>平成25年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>0.94%</td> <td>0.82%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.94%</td> <td>0.74%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>15,479百万円</td> <td>13,482百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,640,370百万円</td> <td>1,635,238百万円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 平成24年度末 | 平成25年度末 | リスク管理債権比率 | 0.26% | 0.20% | 破綻先債権 | 0.00% | 0.00% | 6か月以上延滞債権 | 0.26% | 0.17% | 3か月以上延滞債権 | 0.00% | 0.00% | 貸出条件緩和債権 | 0.00% | 0.03% | リスク管理債権 | 4,205百万円 | 3,447百万円 | 総貸付残高 | 1,599,652百万円 | 1,717,665百万円 | 区分 | 平成24年度末 | 平成25年度末 | リスク管理債権比率 | 0.94% | 0.82% | 破綻先債権 | 0.00% | 0.00% | 6か月以上延滞債権 | 0.94% | 0.74% | 3か月以上延滞債権 | 0.00% | 0.00% | 貸出条件緩和債権 | 0.00% | 0.08% | リスク管理債権 | 15,479百万円 | 13,482百万円 | 総貸付残高 | 1,640,370百万円 | 1,635,238百万円 |
| 区分   | 平成24年度末  | 平成25年度末  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| リスク管理債権比率  | 0.26%  | 0.20%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 破綻先債権  | 0.00%  | 0.00%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 6か月以上延滞債権  | 0.26%  | 0.17%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 3か月以上延滞債権  | 0.00%  | 0.00%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 貸出条件緩和債権   | 0.00%  | 0.03%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| リスク管理債権  | 4,205百万円   | 3,447百万円   |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 総貸付残高  | 1,599,652百万円   | 1,717,665百万円   |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 区分   | 平成24年度末  | 平成25年度末  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| リスク管理債権比率  | 0.94%  | 0.82%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 破綻先債権  | 0.00%  | 0.00%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 6か月以上延滞債権  | 0.94%  | 0.74%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 3か月以上延滞債権  | 0.00%  | 0.00%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 貸出条件緩和債権   | 0.00%  | 0.08%  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| リスク管理債権  | 15,479百万円  | 13,482百万円  |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| 総貸付残高  | 1,640,370百万円   | 1,635,238百万円   |   |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |
| <p>(1) 貸付債権の適正な管理<br/>福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。</p> | <p>(1) 貸付債権の適正な管理<br/>福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。</p> | <p>(1) 貸付債権の適正な管理<br/>① 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。</p> | <p>【貸付先の経営状況の分析等】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付先の事業や財務の状況を継続的に把握するため、平成23年度以前の事業報告書データを活用し、一定の基準に基づきリスト化するなどの分析を実施した。分析結果については、平成25年6月の経営企画会議において役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、今後リスク管理債権化する恐れのあるイエローゾーン債権の試行的抽出を実施した。</li> <li>○ 大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門が連携しつつ、機構の理事長等が当該貸付先の経営層に対し、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。(実績：9貸付先)</li> <li>○ 経営支援室と連携し、平成24年度決算に基づく事業報告書等を活用し、これまで実施していなかった医療法人全体の決算についての年次分析及び債権課所管のリスク管理債権群と正常債権群を比較した傾向分析を行うとともに、平成25年10月の特殊債権報告会等において役員及び貸付関係部へフィードバックした。</li> </ul> <p>【債権区分別の適切な管理】 #35</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破綻先債権及び6か月以上延滞債権については、EUC (End User Computing) を利用した入金推移表及び管理表を作成し、毎月の入金状況を確認するとともに、今後の取組方針について検討を行うなど、より厳密な進捗状況の管理を行った。</li> <li>○ 6か月以上延滞債権については、当該貸付先と償還に関する交渉を進め、貸付条件の変更契約を締結したうえで、順次、返済を再開させた。(6か月以上延滞債権：平成24年度末比▲20貸付先▲9,818百万円)</li> <li>○ 貸出条件緩和債権については、残高プロラタ方式を原則として、民間金融機関等と</li> </ul>  |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |          |          |       |              |              |    |         |         |           |       |       |       |       |       |           |       |       |           |       |       |          |       |       |         |           |           |       |              |              |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績   |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>② 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。</p>  | <p>交渉し、融資シェア見合いの返済額の確保を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク管理の更なる充実・強化を図るため、各種の規程・マニュアル類を見直すとともに、事業報告書システム及び貸付総合電算システムのデータを活用し、効率的に自己査定を行う体制の構築を進めた。</li> <li>○ 自己査定方法の見直しにあたっては、要注意先の要件を見直すなど従来の自己査定方法を厳格化したことに加え、金融庁検査等に対応するため、より精緻化した新たな自己査定規程を整備した。</li> </ul> <p><b>【東日本大震災への対応】#36</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 返済猶予中のすべての貸付先に対するフォローアップ調査を平成25年7月及び平成26年1月に実施し、その現況の把握に努めるとともに、今後の返済に対する要望等を聴取した。<br/>なお、当該内容について、役員及び貸付関係部に対してフィードバックするなど、情報の共有化を図った。</li> <li>○ 返済猶予後において元利金の返済が可能との申し出のあった貸付先については、返済期間の延伸などを含めた必要な貸付条件の変更を決定した。（実績：8貸付先、8資金、貸付残高約2,443百万円）</li> <li>○ 東日本大震災により被災した貸付先について、公益財団法人みやぎ産業振興機構との間で平成25年12月12日付債権譲渡契約を締結し、機構債権の売却を行い貸付先の債務を軽減することで、被災した貸付先の支援を行った。（実績：1貸付先、802百万円）</li> </ul> |
| <p>(2) 債権悪化の未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むこと。</li> <li>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</li> </ul> | <p>(2) 債権悪化の未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組む。</li> <li>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</li> </ul> | <p>(2) 債権悪化の未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組む。</li> <li>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</li> </ul> | <p><b>【債権悪化の未然防止】#37</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックした。<br/>また、四半期ごとに特殊債権処理状況報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対してフィードバックした。</li> <li>○ リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収にあたり短期延滞を繰り返している貸付先について傾向分析を実施し、役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、分析結果をもとに当該貸付先に対して改善策の提案などフォローアップを実施したことにより対象貸付先の6割について延滞解消等が図られた。</li> <li>○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ195件実施するとともに、必要に応じて、施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権の未然防止に努めた。</li> <li>○ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問</li> </ul>  |

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績   |
|---|---|---|--|
| <p>(3) 経営が悪化した貸付先等への対応</p> <p>① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p> | <p>(3) 経営が悪化した貸付先等への対応</p> <p>① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> | <p>(3) 経営が悪化した貸付先等への対応</p> <p>① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> | <p>し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講ずることにより、リスク管理債権の未然防止を図った。(実績：15貸付先)</p> <p><b>【経営が悪化した貸付先等への対応】#38</b></p> <p>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講ずるなど、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、その主旨に沿って適正に対応した。(実績：103貸付先、167資金)</p> <p>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。</p> <p>① 破産案件(3貸付先)について、破産管財人からの配当により債権を回収した。(実績：5百万円)</p> <p>② 破綻案件(5貸付先)について、担保権の実行(診療報酬債権実行・競売等)により債権を回収した。(実績：206百万円)</p> <p>③ 破綻案件(1貸付先)について、訴訟提起のうえ、裁判上の和解により債権を回収した。(実績：32百万円)</p> <p>④ 民事再生案件(2貸付先)について、別除権協定等により債権を回収した。(実績：776百万円)</p> |

| 評価の視点等 | 自己評価   | S | 評価項目 7 | 評 定  |  |
|--------|--|---|--------|--|--|
|        | <p>昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、依然として厳しい状況が続いているが、このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等を積極的に支援することができた。</p> <p>特に、東日本大震災において被災した貸付先については、現在、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じているところであるが、平成24年度末における当該返済猶予中の貸付先39法人全てに対して、半期ごとに書面・電話連絡等による運営状況や返済猶予状況のヒアリングを実施し、既往貸付金に対する返済が可能との申し出のあった貸付先について貸付条件の変更措置を講じるなど、積極的な支援策を実施しており、引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するため、機構の総力をあげて取り組むことができた。</p> <p>平成25年度末におけるリスク管理債権比率(東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を含む。)については2.40%となり、平成24年度末におけるリスク管理債権比率(2.86%)と比較すると0.46%減少し、第2期中期計画期間中最も低かった2.49%を大きく下回るなど、大幅な改善が図られた。</p> <p>この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、リスク管理債権の未然防止策として、経営支援部門と連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等に基づき改善点を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じたこと、リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議や四半期ごとの特殊債権処理報告会において報告を行い、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックすることにより新規融資における判断材料としてのチェック項目が一層充実したことなどの効果が現れたものといえる。</p> <p>また、短期延滞を繰り返す貸付先の傾向を分析し、当該貸付先に対して改善策の提案などフォローを実施したことにより、対象貸付先の6割が延滞解消等の改善が図られたことも一因として挙げられる。</p> <p>さらに、経営支援室と連携し、平成24年度決算に基づく事業報告書等を活用し、これまで実施していなかった医療法人全体の決算についての年次分析及び債権課所管のリスク管理債権群と正常債権群を比較した傾向分析を行い、平成25年10月の特殊債権報告会等において役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、今後リスク管理債権化する恐れのあるイエローゾーン債権の試行的抽出を実施したところである。</p> <p>以上のとおり、平成25年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、既往貸付金の貸出条件緩和等に積極的な対応をするとともに、リスク管理債権を未然に防止することにより、平成25年度末におけるリスク管理債権比率が大幅に低下したこと、また、新たに、医療法人全体の決算にかかる年次分析及びリスク管理債権群と正常債権群を比較した傾向分析を行うことにより貸付先の事業及び財務状況の把握に努めたほか、事業報告書システム及び貸付総合電算システムのデータを活用し効率的に自己査定を行う体制の構築を進め、リスク管理の更なる充実・強化を図るなど、年度計画を大きく上回る実績を上げることができた。</p> |   |        | <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p> |  |

**【評価の視点】**

○ 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。

**【実績：○】**

- 貸付先の事業や財務の状況を継続的に把握するため、平成23年度以前の事業報告書データを活用し、一定の基準に基づきリスト化するなどの分析を実施した。分析結果については、平成25年6月の経営企画会議において役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、今後リスク管理債権化する恐れのあるイエローゾーン債権の試行的抽出を実施した。
- 大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門が連携しつつ、機構の理事長が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。（実績9貸付先）
- 経営支援室と連携し、平成24年度決算に基づく事業報告書等を活用し、これまで実施していなかった医療法人全体の決算についての年次分析及び債権課所管のリスク管理債権群と正常債権群を比較した傾向分析を行うとともに、平成25年10月の特殊債権報告会等において役員及び貸付関係部へフィードバックした。  
※ 業務実績P45【貸付先の経営状況の分析等】#34参照
- 東日本大震災における返済猶予中のすべての貸付先に対するフォローアップ調査を平成25年7月及び平成26年1月に実施し、その現況の把握に努めるとともに、今後の返済に対する要望等を聴取した。  
なお、当該内容について、役員及び貸付関係部に対してフィードバックするなど、情報の共有化を図った。  
※ 業務実績P46【東日本大震災への対応】#36参照

○ 債権区別に適切な管理を行っているか。

**【実績：○】**

- 破綻先債権及び6か月以上延滞債権については、EUC（End User Computing）を利用した入金推移表及び管理表を作成し、毎月の入金状況を確認するとともに、今後の取組方針について検討を行うなど、より厳密に進捗状況の管理を行った。
- 6か月以上延滞債権については、当該貸付先と償還に関する交渉を進め、貸付条件の変更契約を締結したうえで、順次、返済を再開させた。（6か月以上延滞債権：平成24年度末比▲20貸付先▲9,818百万円）
- 貸出条件緩和債権については、残高プロラタ方式を原則として、民間金融機関等と交渉し、融資シェア見合いの返済額の確保を図った。
- リスク管理の更なる充実・強化を図るため、各種の規程・マニュアル類を見直すとともに、事業報告書システム及び貸付総合電算システムのデータを活用し、効率的に自己査定を行う体制の構築を進めた。
- 自己査定方法の見直しにあたっては、要注意先の要件を見直すなど従来の自己査定方法を厳格化したことに加え、金融庁検査等に対応するため、より精緻化した新たな自己査定規程を整備した。  
※ 業務実績P45【債権区別の適切な管理】#35

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</p> <p>○ リスク管理債権の発生要因別分析等を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図っているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付先の事業や財務状況等を把握するため、貸付先との面談等を年間延べ195件実施し、必要に応じて貸出条件緩和等の支援を講じるなど、債権悪化の未然防止に努めた。</li> <li>債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等をもとに改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権の未然防止を図った。（実績15貸付先）<br/>※ 業務実績P46【債権悪化の未然防止】#37参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へフィードバックした。<br/>また、四半期ごとに特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対してフィードバックした。（5月、7月、10月及び1月に実施）</li> <li>リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収にあたり短期延滞を繰り返している貸付先について傾向分析を実施し、役員及び貸付関係部へフィードバックするとともに、分析結果をもとに当該貸付先に対して改善策の提案などフォローアップを実施したことにより対象貸付先の6割について延滞解消等が図られた。<br/>※ 業務実績P46【債権悪化の未然防止】#37参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、その主旨に沿って適正に対応した。（実績：103貸付先、144資金）<br/>※ 業務実績P47【経営が悪化した貸付先等への対応】#38参照</li> <li>返済猶予後において元利金の返済が可能との申し出のあった貸付先については、返済期間の延伸などを含めた必要な貸付条件の変更を決定した。（実績：8貸付先、8資金、貸付残高約2,443百万円）</li> <li>東日本大震災により被災した貸付先について、公益財団法人みやぎ産業振興機構との間で平成25年12月12日付債権譲渡契約を締結し、機構債権の売却を行い貸付先の債務を軽減することで、被災した貸付先の支援を行った。（実績：1貸付先、802百万円）<br/>※ 業務実績P46【東日本大震災への対応】#36参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 破産案件（3貸付先）について、破産管財人からの配当により債権を回収した。（実績：5百万円）</li> <li>② 破綻案件（5貸付先）について、担保権の実行（診療報酬債権実行・競売等）により債権を回収した。（実績：206百万円）</li> <li>③ 破綻案件（1貸付先）について、訴訟提起のうえ、裁判上の和解により債権を回収した。</li> </ol> </li> </ul> |  |
|--|--|--|



(政・独委評価の視点等)

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

(実績：32百万円)

④ 民事再生案件(2貸付先)について、別除権協定等により債権を回収した。(実績：776百万円)

※ 業務実績P47【経営が悪化した貸付先等への対応】#38

[実績：〇]

1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

| 区分     | 件数       | 金額           |
|--------|----------|--------------|
| 貸付実行   | 1,476 件  | 4,273 億円     |
| 回収     | 1432 件   | 3,144 億円     |
| うち債権償却 | 8 件      | 12 億円        |
| 貸付残高   | 23,491 件 | 3 兆 3,529 億円 |

2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業においては、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設における介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考え。

リスク管理債権の未然防止策として、債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等をもとに改善点を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じているところである。また、リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

なお、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された貸付先については、最長 5.5 年間の元利金の返済を猶予する措置を講じたところであるが、平成 24 年度末における当該返済猶予中の貸付先 39 法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握するとともに既往貸付金に係る返済相談を行い、その結果 9 法人について貸付金の返済を再開等することができたところである。

4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績  |        |        |        |  |  |      |      |        |              |        |     |        |        |       |         |         |  |  |
|---|---|---|---|--------|--------|--------|--|--|------|------|--------|--------------|--------|-----|--------|--------|-------|---------|---------|--|--|
| <p><b>4 福祉医療経営指導事業</b><br/>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p><b>4 福祉医療経営指導事業</b><br/>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>   | <p><b>4 福祉医療経営指導事業</b><br/>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>   | <p><b>4 福祉医療経営指導事業</b><br/>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>   |        |        |        |  |  |      |      |        |              |        |     |        |        |       |         |         |  |  |
| <p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p> <p>ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。</p>                          | <p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。</p> | <p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。</p> | <p><b>【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#39</b><br/>○ 年間実施計画策定時のセミナーテーマを一斉告知するなど積極的なPR活動を実施し、受講希望者の受講機会の確保を図った。</p> <p>○ その結果、1セミナーあたりの平均受講者数238.1人（東北応援企画として実施した社会福祉施設経営セミナー受講者数154名を除く。）、有用度指標平均98.5%を達成した。</p> <table border="1" data-bbox="1834 1056 2873 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">25年度計画</th> <th colspan="3">25年度実績</th> </tr> <tr> <th>開催回数</th> <th>受講者数</th> <th>平均受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1セミナーあたり受講者数</td> <td>180人以上</td> <td>14回</td> <td>3,334人</td> <td>238.1人</td> </tr> <tr> <td>有用度指標</td> <td>平均80%以上</td> <td colspan="3">平均98.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ また、平成25年10月に、東日本大震災において被災した社会福祉施設の開設者等に対し、厚生労働省東北厚生局の協力のもと、東北応援企画として、社会福祉施設経営セミナーを宮城県にて実施した。</p> <p><b>【セミナーにおける情報提供等の内容の充実】#40</b><br/>○ 機構のセミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、機構職員等による講義内容の充実、施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営管理に関する優良実践事例の紹介など、機構の貸付事業と密接に関連したセミナーを開催し、独自性を発揮するとともに、平成25年度は国の「介護給付費分科会」や「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」などにおける社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人のガバナンス強化等に資する講義を追加した。</p> <p><b>【民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及】#41</b><br/>○ 西日本に所在する信用金庫の融資担当者を対象とした医療・介護業界向け融資等に関する研修会（平成25年9月）に職員を派遣し、病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉制度・政策動向等に関する講義を行った。（実績：44金庫53人）</p> | 項目     | 25年度計画 | 25年度実績 |  |  | 開催回数 | 受講者数 | 平均受講者数 | 1セミナーあたり受講者数 | 180人以上 | 14回 | 3,334人 | 238.1人 | 有用度指標 | 平均80%以上 | 平均98.5% |  |  |
| 項目  | 25年度計画  | 25年度実績  |   |        |        |        |  |  |      |      |        |              |        |     |        |        |       |         |         |  |  |
|   |   | 開催回数  | 受講者数  | 平均受講者数 |        |        |  |  |      |      |        |              |        |     |        |        |       |         |         |  |  |
| 1セミナーあたり受講者数  | 180人以上  | 14回   | 3,334人  | 238.1人 |        |        |  |  |      |      |        |              |        |     |        |        |       |         |         |  |  |
| 有用度指標   | 平均80%以上   | 平均98.5%   |   |        |        |        |  |  |      |      |        |              |        |     |        |        |       |         |         |  |  |

| 中期目標   | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績   |      |    |      |      |           |     |     |     |        |      |      |     |    |      |      |      |
|--|---|---|--|------|----|------|------|-----------|-----|-----|-----|--------|------|------|-----|----|------|------|------|
|  |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信用金庫の各支店担当者に対し、病院の最近の経営動向を含めた医療・福祉制度・政策動向等に関する研修会を平成25年9月に実施した。（実績：1金庫53人）</li> <li>○ 受託金融機関業務研修会議において、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を図った。（実績：計101機関113人）</li> <li>○ 民間金融機関等（6機関）に対し、病院・医療経営指導等のノウハウ提供に係るニーズ調査を行った。</li> <li>○ 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業に係る経営指導等のノウハウ普及について意見交換（3回）を行った。</li> <li>○ 外部講演等へ講師を派遣し、社会福祉施設及び医療施設の経営者や所轄庁の担当者に対して最近の経営動向を含めた福祉・医療制度等に係る講演を6回行った。</li> </ul>   |      |    |      |      |           |     |     |     |        |      |      |     |    |      |      |      |
| <p>（2）施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p> | <p>（3）顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。</p>  | <p>（3）顧客等のニーズを把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法についての検討を行い、方向性について取りまとめる。</p>  | <p><b>【新規の経営指標や診断手法の策定等】#42</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構ホームページ及び月刊広報誌「WAM」等において、貸付先から提出された事業報告書（決算書等）データを集計分析した病院等の経営参考指標を掲載し広く周知することで施設経営を支援した。</li> <li>○ 新規の施設種別に係る経営指標や診断手法についての検討を行うために、貸付先やセミナー受講者に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえ、今後の方向性として法人単位の経営指標や診断手法を検討することを決定した。</li> <li>○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）サービスをWAM NET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。（対象施設及び利用件数：特別養護老人ホーム648件、ケアハウス160件、保育所307件、病院226件、介護老人保健施設186件 合計1,527件）</li> </ul>  |      |    |      |      |           |     |     |     |        |      |      |     |    |      |      |      |
|  | <p>（4）個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> | <p>（4）個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> | <p><b>【個別経営診断の実績】#43</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度における個別経営診断の実績は、次のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1825 1507 2873 1688"> <thead> <tr> <th>診断種別</th> <th>全体</th> <th>うち福祉</th> <th>うち医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地・経営分析診断</td> <td>36件</td> <td>12件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>簡易経営診断</td> <td>328件</td> <td>249件</td> <td>79件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>364件</td> <td>261件</td> <td>103件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別経営診断の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、有用度は平均97.3%（有効回答数111件）となった。</li> <li>○ 大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、経営支援部門、債権管理部門及び貸付部門が連携し、財務分析等のヒアリング資料を作成し、機構の理事長が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期</li> </ul> | 診断種別 | 全体 | うち福祉 | うち医療 | 実地・経営分析診断 | 36件 | 12件 | 24件 | 簡易経営診断 | 328件 | 249件 | 79件 | 合計 | 364件 | 261件 | 103件 |
| 診断種別   | 全体  | うち福祉  | うち医療   |      |    |      |      |           |     |     |     |        |      |      |     |    |      |      |      |
| 実地・経営分析診断  | 36件   | 12件   | 24件  |      |    |      |      |           |     |     |     |        |      |      |     |    |      |      |      |
| 簡易経営診断   | 328件  | 249件  | 79件  |      |    |      |      |           |     |     |     |        |      |      |     |    |      |      |      |
| 合計   | 364件  | 261件  | 103件   |      |    |      |      |           |     |     |     |        |      |      |     |    |      |      |      |

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画   | 2 5 年 度 計 画  | 2 5 年 度 業 務 実 績   |     |     |     |     |        |          |          |         |        |         |       |         |
|---|---|--|---|-----|-----|-----|-----|--------|----------|----------|---------|--------|---------|-------|---------|
|   |   |  | <p>的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。（実績：9貸付先）</p> <p>○ 経営支援部門と債権管理部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を個別に訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を実施した。（実績：15貸付先）</p>  |     |     |     |     |        |          |          |         |        |         |       |         |
|   | （5）利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。   | （5）利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。                                | <p><b>【個別経営診断の平均処理期間短縮】#44</b></p> <p>○ 平成25年度における経営分析診断の平均処理期間は31.4日となった。</p>  |     |     |     |     |        |          |          |         |        |         |       |         |
| （3） 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。 | （6） 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。 | （6） 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。 | <p><b>【各業務における収支相償】#45</b></p> <p>○ 平成25年度においては、次のとおり、業務実施に係る実費相当額を上回る収入を確保した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収 入</th> <th>支 出</th> <th>差 引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td> <td>32,976千円</td> <td>28,922千円</td> <td>4,054千円</td> </tr> <tr> <td>個別経営診断</td> <td>6,025千円</td> <td>829千円</td> <td>5,196千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支出は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、運搬費等の事業の直接経費である。</p> | 区 分 | 収 入 | 支 出 | 差 引 | 集団経営指導 | 32,976千円 | 28,922千円 | 4,054千円 | 個別経営診断 | 6,025千円 | 829千円 | 5,196千円 |
| 区 分   | 収 入   | 支 出  | 差 引   |     |     |     |     |        |          |          |         |        |         |       |         |
| 集団経営指導  | 32,976千円  | 28,922千円   | 4,054千円   |     |     |     |     |        |          |          |         |        |         |       |         |
| 個別経営診断  | 6,025千円   | 829千円  | 5,196千円   |     |     |     |     |        |          |          |         |        |         |       |         |

| 評価の視点等 | 自己評定  | A | 評価項目 8 | 評 定  |  |
|--------|---|---|--------|--|--|
|        | <p>集団経営指導（セミナー）については、社会福祉施設及び医療施設の経営者等のニーズを的確に捉え、情報提供した結果、1セミナーあたりの平均受講者数は238.1人と中期計画の目標値（180人以上）を大きく上回る実績をあげるとともに、受講者にとっての有用度指標も平均98.5%と中期計画の目標値（平均80%以上）を大きく上回るなど、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>機構のセミナーでは、民間と競合することのないよう、機構職員等による講義内容の充実を図るとともに、施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営管理に関する優良実践事例の紹介など、機構の貸付事業と密接に関連したセミナーを開催し、独自性を発揮するとともに、平成25年度は国の「介護給付費分科会」や「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」などにおける社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人のガバナンス強化等に資する講義を追加した。</p> <p>また、民間金融機関等への経営指導のノウハウの普及については、民間金融機関の従事者に対する病院等の最近の経営動向を含めた医療等に関する研修会を4回実施し、併せて、病院・医療経営指導等のノウハウの要望等を確認するために、民間金融機関等（6機関）に対しニーズ調査や全国地方銀行協会との意見交換を行った。これらに加えて、外部講演等へ講師を派遣し、社会福祉施設及び医療施設の経営者や所轄庁の担当者に対して福祉医療制度等に係る講演を6回行った。</p> <p>個別経営診断については、効果的なPR活動等を実施した結果、診断件数は、前年度と同水準の364件となり、昨年度に引き続き、施設の健全経営を支援した。なお、平成25年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した111施設のうち、108施設（97.3%）から、「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができた。また、顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）サービスをWAM NET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。（利用件数：合計1,527件）</p> <p>また、①大口貸付先についてその償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、財務分析等のヒアリング資料を作成し、機構の理事長等が当該貸付先の経営層に対して、前年度の事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等にかかるヒアリングの実施（実績9貸付先）、②経営悪化が懸念される貸付先について個別に訪問し、経営指標等を基に改善点等を指摘するなどの適切な経営改善支援策の実施（実績15貸付先）、③東日本大震災に係る貸付先等から経営支援事業に対する要望等を聞き取り、機構が開催する東北応援企画社会福祉施設経営セミナーのテーマ設定に反映させるなど、経営支援部門と債権管理部門等が連携して施設の経営支援等を実施した。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |

**【数値目標】**

- ① 中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。
- ② 受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。
- ③ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。
- ④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。
- ⑤ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- ⑥ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。

① 平成25年度においては、社会福祉法人のガバナンス強化等に資する講義をセミナーに新たに追加するなどして、施設経営者等に情報提供した結果、1セミナーあたりの平均受講者数は、238.1人となり、中期計画を達成した。

※ 業務実績P52【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#39参照

② 受講者のニーズに基づき、講義内容の充実を図った結果、有用度指標は、平均98.5%となり、中期計画を達成した。

※ 業務実績P52【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#39参照

③ 積極的なPR活動などを行い、25年度計画の数値目標を上回った。

| 項目     | 25年度計画 | 25年度実績 |
|--------|--------|--------|
| 延べ診断件数 | 280件以上 | 364件   |

※ 業務実績P53【個別経営診断の実績】#43参照

④ 個別経営診断の充実強化に努め、有用度指標は平均97.3%となり、中期計画を達成した。

※ 業務実績P53【個別経営診断の実績】#43参照

⑤ 利用者の利便の向上を図るため、業務の効率化に取り組み、個別経営診断の平均処理期間は31.4日となり、中期計画を達成した。

※ 業務実績P54【個別経営診断の平均処理期間短縮】#44参照

⑥ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービスの実施及び受講者等の増加を図り、次のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保し、中期計画を達成した。

| 区分     | 収入       | 支出       | 差引      |
|--------|----------|----------|---------|
| 集団経営指導 | 32,976千円 | 28,922千円 | 4,054千円 |
| 個別経営診断 | 6,025千円  | 829千円    | 5,196千円 |

※ 業務実績P54【各業務における収支相償】#45参照

**【評価の視点】**

- セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。
- 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。
- セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。

**【実績：○】**

- ・ 上記【数値目標①】のとおり、中期計画を達成した。

**【実績：○】**

- ・ 上記【数値目標②】のとおり、中期計画を達成した。

**【実績：○】**

- ・ 機構のセミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、機構職員等による講義内容の充実、施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営管理に関する優良実践事例の紹介など、機構の貸付事業と密接に関連したセミナーを開催し、独自性を発揮するとともに、平成25年度は国の「介護給付費分科会」や「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」などにおける社会福祉法人に係る議論の方向性を踏まえ、社会福祉法人のガバナンス強化等に資する講義を追加した。

※ 業務実績P52【セミナーにおける情報提供等の内容の充実】#40参照

○ 機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催しているか。

【実績：○】

- ・ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及における具体的な取り組み等として、次のとおり、研修会、調査及び外部講演への講師派遣を行った。

【民間金融機関への経営指導等の研修会等】

| 開催日        | 研修内容                       | 受講者     | 受講者数          |
|------------|----------------------------|---------|---------------|
| 平成25年9月2日  | 病院等の最近の経営動向を含めた医療・福祉に関する研修 | 信用金庫職員  | 53人<br>(44金庫) |
| 平成25年9月9日  | 病院等の最近の経営動向を含めた医療・福祉に関する研修 | 信用金庫職員  | 53人<br>(1金庫)  |
| 平成26年2月14日 | 病院等の最近の経営動向を含めた医療・福祉に関する研修 | 銀行等の行員等 | 56人<br>(50機関) |
| 平成26年2月21日 | 病院等の最近の経営動向を含めた医療・融資に関する研修 | 銀行等の行員等 | 57人<br>(51機関) |

【ニーズ調査等】

- ・ 民間金融機関等（6機関）に対し、病院・医療経営指導等のノウハウ提供に係るニーズ調査を行った
- ・ 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業にかかる経営指導等のノウハウ普及について意見交換（3回）を行った。

【外部講演等講師派遣】

| 開催日         | 講演テーマ                      | 受講者      |
|-------------|----------------------------|----------|
| 平成25年6月11日  | 社会福祉法人の経営課題について            | 福祉施設関係者等 |
| 平成25年6月18日  | 経営状況の分析                    | 行政職員等    |
| 平成25年7月26日  | 社会福祉法人の経営課題と対策             | 福祉施設関係者等 |
| 平成25年8月5日   | 社会福祉法人新会計基準の解説             | 福祉施設関係者等 |
| 平成25年11月27日 | 経営分析参考指標からみた精神科病床の経営実態について | 医療施設関係者等 |
| 平成26年3月4日   | 財務諸表の見方等に関する研修             | 行政職員等    |

※ 業務実績P52【民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及】#41参照

○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。

【実績：○】

- ・ 機構ホームページ及び月刊広報誌「WAM」等において、貸付先から提出された事業報告書（決算書等）データを集計分析した病院等の経営参考指標を掲載し広く周知することで施設経営を支援した。

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>○ 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</p> <p>○ 個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</p> <p>(政・独委評価の視点等)</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規の施設種別に係る経営指標や診断手法についての検討を行うために貸付先やセミナー受講者に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえ、今後の方向性として法人単位の経営指標や診断手法を検討することを決定した。</li> <li>顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)サービスをWAMNET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設及び利用件数：特別養護老人ホーム648件、ケアハウス160件、保育所307件、病院226件、介護老人保健施設186件 合計1,527件)<br/>※ 業務実績P53【新規の経営指標や診断手法の策定等】#42参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標③】のとおり年度計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、経営指標等をもとに改善点等を指摘するなど、適切な経営改善支援策を講じることにより、リスク管理債権の未然防止を図った。(実績15貸付先)<br/>※ 業務実績P53【個別経営診断の実績】#43参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標④】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標⑤】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標⑥】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <p>業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|---|---|--|



| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |
|--|--|--|---|
| <p><b>5 社会福祉振興助成事業</b><br/>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p><b>5 社会福祉振興助成事業</b><br/>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p><b>5 社会福祉振興助成事業</b><br/>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>             | <p><b>5 社会福祉振興助成事業</b><br/>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>  |
| <p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。</p>   | <p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。</p>  | <p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。</p> <p>(2) 助成事業を通じて、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。</p> | <p><b>【募集要領等の策定・公表】#46</b></p> <p>○ 平成26年度分助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、平成24年度分助成事業の事後評価の結果及び平成25年度分助成事業の実施状況を踏まえて、「平成26年度社会福祉振興助成事業の重点方針」を平成26年3月に策定し、機構ホームページで公表するとともに、国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業、助成限度額などについて見直し、募集要領を策定、公表し、募集を行うこととした（応募期間：平成26年4月1日～平成26年4月30日）。</p> <p>なお、当該募集にあたっては、次の取組みを行うことにより、利用者側の利便性の向上等を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 応募期間に先立って、平成26年3月10日より募集要領を公表し、幅広くPRを実施した。</li> <li>② 従来は内定日以降の活動経費のみが助成対象とされていたが、国と協議したうえで、助成年度の4月1日からの活動経費を助成対象とすることで、助成先団体の活動の利便性の向上を図った。</li> <li>③ 募集内容が応募する団体にとってわかりやすいものとなるよう、応募にあたっての留意事項などを募集要領等に明記し、公表するとともに、職員が制作した募集の解説動画をWAMNET基盤を活用して公開した。また、優良事例や応募にあたってのQ&amp;Aなども公表し、広く周知した。</li> <li>④ 東日本大震災の被災者支援を行う団体が円滑に資金調達を行えるよう、現地の連携復興センター、中央共同募金会などと共催で助成についての現地説明会を実施することとした。</li> <li>⑤ 助成事業の親しみやすさをPRし、NPO等からのより多くの応募につなげるため、職員がデザインした6つの案を候補として、メールマガジン「WAM助成通信」で読者投票を行ったうえ、WAM助成のイメージマークを作成した。</li> </ol> <p>○ 国と協議を行い、災害福祉支援ネットワークの構築のための平成25年度分の助成事業にかかる募集要領を策定のうえ、機構ホームページで公表し、前期分として7月～8月に募集を行ったほか、ネットワーク構築についての各都道府県の検討状況を踏まえ、できる限り多くの都道府県で着手できるよう後期分として10月に追加募集を行った。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 25年度計画 | 25年度業務実績 |
|------|------|--------|----------|
|------|------|--------|----------|

(2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。

また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。

(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。

また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。

(3) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。

なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。

**【助成事業の審査・採択】#47**

○ 平成25年度分助成事業（災害福祉広域支援事業を除く。以下同じ。）については、平成25年6月に、外部の有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）により公正に選定された結果に基づき、286事業、1,527百万円の事業を採択した。

特に、東日本大震災で被災された方等を支援する事業については重点的に助成することとし、66件、330百万円の事業を採択した。

○ 平成25年度分の災害福祉広域支援事業の助成にあたっては、審査・評価委員会において、助成の審査・採択に係る選定方針を策定し、機構ホームページで公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、前期分として9月に10事業、14百万円、後期分として11月に5事業、5百万円の事業を採択した。

**<平成25年度分助成事業の要望及び採択>**

| 区分                  | 要望         |             | 採択         |             | 採択率        |           |
|---------------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-----------|
|                     | 事業数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 事業数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 事業数<br>(%) | 金額<br>(%) |
| 福祉活動支援事業            | 335        | 776         | 71         | 150         | 21.2       | 19.4      |
| 地域連携活動支援事業          | 292        | 1,291       | 124        | 572         | 42.5       | 44.3      |
| 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 | 152        | 1,316       | 75         | 672         | 49.3       | 51.0      |
| 社会参加促進活動支援事業        | 73         | 354         | 16         | 133         | 21.9       | 37.7      |
| 計                   | 852        | 3,736       | 286        | 1,527       | 33.6       | 40.9      |

**【再掲】重点的に支援する事業**

| 区分                    | 要望         |             | 採択         |             | 全体に対する採択率  |             |
|-----------------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
|                       | 事業数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 事業数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 事業数<br>(件) | 金額<br>(百万円) |
| 東日本大震災で被災された方等を支援する事業 | 123        | 700         | 66         | 330         | 23.1       | 21.6        |
| 高齢者などの孤立防止・認知症対策      | 220        | 918         | 77         | 408         | 26.9       | 26.7        |
| 児童虐待防止                | 94         | 382         | 36         | 186         | 12.6       | 12.2        |
| 貧困・格差対策               | 94         | 476         | 40         | 226         | 14.0       | 14.8        |
| 計                     | 531        | 2,476       | 219        | 1,150       | 76.6       | 75.3        |

[福祉活動支援事業] 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業  
 [地域連携活動支援事業] 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業

| 中期目標            | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績   |               |                         |              |     |     |       |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |
|-----------------|--|---|--|---------------|-------------------------|--------------|-----|-----|-------|--|------------|-------------|------------|-------------|------------|-----------|-----------------|----|----|----|----|-------|------|----------------|---|---|---|---|-------|------|
|                 |  |   | <p>[全国的・広域的ネット<br/>ワーク活動支援事業] 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業</p> <p>[社会参加促進活動支援事業] 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業</p> <p>&lt;平成25年度分助成事業（災害福祉広域支援事業）の要望及び採択&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1804 485 2873 751"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数<br/>(件)</th> <th>金額<br/>(百万円)</th> <th>事業数<br/>(件)</th> <th>金額<br/>(百万円)</th> <th>事業数<br/>(%)</th> <th>金額<br/>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期分<br/>(7~8月募集)</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>100.0</td> <td>70.8</td> </tr> <tr> <td>後期分<br/>(10月募集)</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>100.0</td> <td>92.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>[災害福祉広域支援事業] 災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを検討・構築し、災害対策の強化を図るための事業</p> <p>○ 平成26年度分助成事業の審査・採択については、「平成26年度社会福祉振興助成事業の重点方針」等を踏まえ、新たな選定方針を策定し、機構ホームページで公表するとともに、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査・採択を行うこととしている。<br/>また、選定にあたっては、多様な社会資源を活用して連携やネットワーク化を図り、地域の課題に取り組む事業を促進できるよう配慮することとした。</p> <p><b>【助成事業の選定、固定化回避】#48</b></p> <p>○ 平成26年度分助成事業の選定にあたっては、事業の直接的効果及び社会的波及効果を重視し、NPO等が行う活動の立ち上げ支援や、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業、並びに「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」の4つの重点的に支援する事業に配慮する仕組みとした。また、継続性・将来発展性への配慮及び固定化回避の方策について選定方針に明記した。</p> <p>○ なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」については、被災地の状況や被災地で活動する助成先団体の状況を現地で把握した結果を踏まえ、引き続き重点的に支援していくこととした。</p> | 区分            | 要望                      |              | 採 択 |     | 採択率   |  | 事業数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 事業数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 事業数<br>(%) | 金額<br>(%) | 前期分<br>(7~8月募集) | 10 | 20 | 10 | 14 | 100.0 | 70.8 | 後期分<br>(10月募集) | 5 | 6 | 5 | 5 | 100.0 | 92.0 |
| 区分              | 要望   |   | 採 択  |               | 採択率                     |              |     |     |       |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |
|                 | 事業数<br>(件)   | 金額<br>(百万円)   | 事業数<br>(件)   | 金額<br>(百万円)   | 事業数<br>(%)              | 金額<br>(%)    |     |     |       |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |
| 前期分<br>(7~8月募集) | 10   | 20  | 10   | 14            | 100.0                   | 70.8         |     |     |       |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |
| 後期分<br>(10月募集)  | 5  | 6   | 5  | 5             | 100.0                   | 92.0         |     |     |       |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |
|                 | <p>(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> | <p>(4) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。</p> | <p><b>【特定非営利活動法人等への助成】#49</b></p> <p>○ 平成25年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は81.8%となった。</p> <table border="1" data-bbox="1804 1801 2873 1938"> <thead> <tr> <th>全助成事業数<br/>(a)</th> <th>特定非営利活動法人等<br/>が行う事業 (b)</th> <th>占有率<br/>(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>286</td> <td>234</td> <td>81.8%</td> </tr> </tbody> </table>  | 全助成事業数<br>(a) | 特定非営利活動法人等<br>が行う事業 (b) | 占有率<br>(b/a) | 286 | 234 | 81.8% |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |
| 全助成事業数<br>(a)   | 特定非営利活動法人等<br>が行う事業 (b)                            | 占有率<br>(b/a)  |  |               |                         |              |     |     |       |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |
| 286             | 234  | 81.8%   |  |               |                         |              |     |     |       |  |            |             |            |             |            |           |                 |    |    |    |    |       |      |                |   |   |   |   |       |      |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |
|--|--|--|---|
|  | (4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。   | (5) 平成25年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。   | <b>【助成金決定までの平均処理期間短縮】#50</b><br>○ 平成25年度分助成事業の助成決定の平均処理期間については、27.1日となり、中期計画で定める平均処理期間（30日以内）を順守することができた。   |
| (3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。<br><br>また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。 | (5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。<br><br>また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。 | (6) 審査・評価委員会において、平成25年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。<br><br>また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成26年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。 | <b>【助成事業の事後評価の実施】#51</b><br>○ 平成25年度における事後評価については、平成25年6月に開催した審査・評価委員会において評価方針を策定し、機構ホームページに公表した上で適切に実施した。<br><br>○ 助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、当該評価方針に基づき、被災地支援事業等の重点支援分野に関する助成事業などについて、審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）及び機構事務局により、スコアリング評価の手法を用いて平成24年度分助成事業のうち102事業について効率的かつ効果的に実施した。<br>特に委員によるヒアリング評価は、複数の委員が機構事務所で効率的にヒアリングを実施し、団体に助言等を行った後、委員間で協議して評価を決定することで、評価結果の精度や客観性を高めた。<br><br>○ また、ヒアリング評価結果については、評価結果をグラフ化するとともに評価を担当した委員又は機構事務局の所見を付し、審査・評価委員会の審議を経たのち、評価対象団体にフィードバックすることにより、良かった点、悪かった点、以後の事業・団体の発展のために必要な点などをわかりやすくフォローアップした。<br><br><b>【事後評価の結果の反映】#52</b><br>○ 平成24年度分助成事業の事後評価については、平成25年12月に中間評価としてまとめ、その結果に基づき平成26年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて国に提案し募集要領等の改正に反映するとともに、特に優れた助成事例及び他の取り組みの参考となるような事例について機構ホームページで公表した。<br>また、最終評価については、平成26年3月に「平成24年度社会福祉振興助成事業事業評価報告書」として取りまとめた。 |
| (4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。                                       | (6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。                               | (7) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。   | <b>【助成先団体への相談・助言等】#53</b><br>○ 各地のNPO等に対して機構の助成事業情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を提供することに加え、機構と顧客層との間をより身近なものとするため、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」を25回発行した。（登録読者数：3,585人）<br>また、WAM助成の広報を充実させる方策の一つとして、新たに平成25年5月にfacebookを、6月にはTwitterをそれぞれ開設し、助成をはじめとする資金調達や被災地支援の情報などを発信した。<br><br>○ 平成25年6月～7月に平成25年度分助成内定団体に対する事務説明会を全国5か所で6回開催し、助成事業の適切な実施にあたり特に留意すべき点について説明するとともに、助成事例の紹介や、出席団体同士の意見交換の時間を設けた。<br>また、事務説明会に出席できなかった助成内定団体等のために、職員が制作した事   |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画   | 2 5 年 度 計 画   | 2 5 年 度 業 務 実 績  |
|---------|---|---|--|
|         | <p>なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。</p>                      | <p>また、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。</p>            | <p>務手続きの説明動画をWAMNET基盤を活用して公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年1月には平成25年度分助成先団体に対して、助成事業完了に伴う事務説明会を全国6カ所で7回開催し、国庫補助金による事業として、適切な成果報告や精算報告を行えるよう事業完了報告書の作成について説明、助言を行った。<br/>また、助成事業完了に伴う事務説明会開催に先立ち、特に重要で早期に再周知を図るべきものについてポイントを絞った解説動画を制作し、WAMNET基盤を活用して公表した。</li> <li>○ 助成先の現場訪問やヒアリング評価の実施などを通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続や発展、改善のための助言、相談などを行った。（102団体）<br/>また、平成25年10月から11月にかけて全助成先に対して実施した進捗状況調査の結果などを基に、助成事業実施にあたって課題を抱えている団体については、別途個別に訪問し、課題解決のために助言、相談を行った。（6団体）</li> </ul> <p><b>【職員の専門性の向上】#54</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度分助成事業のうち、重点的に支援する「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」及び「貧困・格差対策」に取り組む事業並びに「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」の4分野について、機構の担当スタッフがチームを編成し、年間を通じて定期的に情報収集、意見交換を行うとともに、現場訪問やヒアリング評価の実施などを通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換等を行うとともに、チームごとに地域での課題や求められる支援等をとりまとめ、機構内で報告会を行うことで職員間における情報の共有化及び専門性の向上を図った。</li> <li>○ 助成先団体等に対して資金確保や運営に関し、職員がよりの確な助言、相談を行うため、日本ファンドレイジング協会主催の研修を受講し、准認定ファンドレイザー資格を取得した。（4名）</li> </ul> |
|         | <p>(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。</p> | <p>(8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。</p>   | <p><b>【助成事業による新たな連携の強化】#55</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度分助成先団体（福祉用具改良開発事業及び災害福祉広域支援事業を除く。以下同じ。）による自己評価（279事業）のうち、268事業（96.1%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得た。</li> </ul>   |
|         | <p>(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。</p>            | <p>(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。</p> | <p><b>【助成事業の利用者満足度】#56</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度分助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、95.5%の利用者から「満足した」との回答を得た。</li> </ul>   |

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績  |
|---|---|---|---|
| <p>(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p> | <p>(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。</p> | <p>(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページ等で公表するなど広く周知する。</p> | <p><b>【事業効果の高い優れた助成事業の周知】#57</b></p> <p>○ 事業効果の高い優れた助成事業や被災者支援の活動を行っている助成先団体の活動等については、次のとおり、その事業内容の周知を幅広く公表することにより、その効果的な普及を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① WAMNET事業課と連携して取材を行い、取材記事とあわせて取材動画をWAMNET基盤を活用して公表し、幅広く広報した。</li> <li>② 機構ホームページ、事業評価報告書及び機構月刊広報誌「WAM」において、その事業概要や効果を公表し、広く周知を図った。</li> <li>③ 限られた予算の範囲内で効率的かつ効果的に周知・普及を図るため、WAMNET基盤による助成事業メールマガジン「WAM助成通信」やfacebook、Twitter等を活用し、他団体の参考となる活動を広く紹介した。</li> </ul>   |
|   |   | <p>(11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。</p>   | <p><b>【助成事業報告会等の開催】#58</b></p> <p>○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果の周知及び効果的な普及を図り、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、当該助成事業について紹介する事業報告会を全国3か所（仙台、東京、大阪）で開催した。</p> <p>なお、事業効果の高かった助成事業の紹介だけでなく、参加者が他団体との交流により地域での連携のきっかけづくりや、活動のヒントを得る情報交換の場となるよう、機構職員を交えた参加者同士の意見交換会を併せて実施した。（参加者合計：200人）</p> <p>○ 貧困・格差対策に関して、重点的に助成を行うこととあわせて、生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月）などに向けて、今後の貧困・格差対策支援を担う地域、市民、NPOにどのような役割が期待されているのか、活動のあり方等について考えることを目的として、当該分野に造詣の深い有識者による講演及び助成先団体の活動報告や課題の提起、ディスカッション等を行うシンポジウムを平成25年11月に開催した。（参加者：87人）</p> <p><b>【助成事業報告会等の参加者満足度】#59</b></p> <p>○ 事業報告会については、95.9%の回答者から「良かった」との回答を得ることができた。</p> <p>○ シンポジウムについては、95.1%の回答者から「良かった」との回答を得ることができた。</p> |

| 評価の視点等 | 自己評定  | A | 評価項目 9 | 評 定  |  |
|--------|---|---|--------|--|--|
|        | <p>平成25年度分助成事業については、政策動向や国民ニーズ等を踏まえて、国と協議し助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業について見直し、募集要領を策定したうえで、286事業、1,527百万円の事業を採択した。特に、東日本大震災で被災された方等を支援する事業については、重点的に助成することとし、66件、330百万円の事業を採択した。また、平成25年度分の災害福祉広域支援事業の助成にあたっては、前期分として9月に10事業14百万円、後期分として11月に5事業、5百万円を採択した。</p> <p>平成26年度分助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、平成24年度分助成事業の事後評価の結果及び平成25年度分助成事業の実施状況を踏まえて、「平成26年度社会福祉振興助成事業の重点方針」を平成26年3月に策定し、機構ホームページで公表するとともに、国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業、助成限度額などについて見直した募集要領を策定、公表し、募集を行うこととした（応募期間：平成26年4月1日～平成26年4月30日）。今回の募集に際しては、従来は内定日以降の活動経費のみが助成対象とされていたが、国と協議したうえで、助成年度の4月1日からの活動経費を助成対象とすること、また、応募期間に先立って、平成26年3月10日より募集要領を公表し、幅広くPRを実施することなどにより、利用者側の利便性の向上を実現した。</p> <p>なお、募集内容が応募する団体にとってわかりやすいものとなるよう、応募にあたっての留意事項などを募集要領等に明記し、公表するとともに、職員が制作した募集の解説動画をWAMNET基盤を活用して公開した。また、優良事例や応募にあたってのQ&amp;Aなども公表し、広く周知した。</p> <p>平成24年度分助成事業の事後評価については、助成制度の継続的な改善と、助成先団体やその活動の継続・発展に効果的、効率的に寄与するよう、審査・評価委員会において評価方針を策定し、同方針に基づいて実施した。特に、ヒアリング評価を行った102事業については、委員や事務局の所見とともに、グラフで可視化された評価結果を各団体にフィードバックすることにより、以後の活動や団体の発展のために必要な点などについて、わかりやすくフォローアップした。なお、事後評価の結果については、平成26年度分助成事業の募集要領等に反映し、助成制度の継続的な改善を行ったところである。</p> <p>このように当該事業内においてPDCAサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現することができた。</p> <p>また、予算措置された助成財源の中で助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めることとし、WAMNET基盤を通じて助成事業メールマガジン「WAM助成通信」（登録読者数3,585人）の配信、さらに平成25年5月にfacebook、6月にはTwitterをそれぞれ新たに開設するなど、即時性のある情報発信を行った。</p> <p>また、助成事業の成果（効果）については、平成25年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち96.1%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。さらに、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。</p> <p>以上のとおり、各種の取組みにおいて、中期計画に定める目標を上回る実績をあげることができた。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>③ 助成先団体のうち、85%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。</p> <p>④ 助成事業が対象とした利用者のうち、80%以上の利用者から満足しているとの回答を得る。</p> <p>⑤ 助成事業報告会参加者のうち、80%以上の参加者から満足しているとの回答を得る。</p> | <p>① 平成25年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は81.8%となり、中期計画に定められた80%以上を達成することができた。<br/>※ 業務実績P61【特定非営利活動法人等への助成】#49参照</p> <p>② 平成25年度分助成事業の助成金申請処理にあたっては、助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は27.1日となり、中期計画に定められた30日以内を達成することができた。<br/>※ 業務実績P62【助成金決定までの平均処理期間短縮】#50参照</p> <p>③ 平成25年度分助成先団体（福祉用具改良開発事業及び災害福祉広域支援事業を除く。以下同じ。）による自己評価（279事業）のうち、268事業（96.1%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得たところであり、中期計画に定められた85%以上を達成することができた。<br/>※ 業務実績P63【助成事業による新たな連携の強化】#55参照</p> <p>④ 平成25年度助成先団体を通じて、助成事業を利用した方（エンドユーザー）を対象にした満足度調査を実施した結果、95.5%の利用者から「満足した」との回答を得たところであり、中期計画に定められた80%以上を達成することができた。<br/>※ 業務実績P63【助成事業の利用者満足度】#56参照</p> <p>⑤ 助成事業報告会については、95.9%の回答者から「良かった」との回答を得たところであり、中期計画に定められた80%以上を達成することができた。<br/>※ 業務実績P64【助成事業報告会の参加者満足度】#59参照</p> |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 助成事業の募集にあたっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。</p>  | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度分助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、平成24年度分助成事業の事後評価の結果及び平成25年度分助成事業の実施状況を踏まえて、「平成26年度社会福祉振興助成事業の重点方針」を平成26年3月に策定し、機構ホームページで公表するとともに、国と協議し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業、助成限度額などについて見直し、募集要領を策定、公表し、募集を行った（応募期間：4月1日～4月30日）。</li> </ul> <p>なお、当該募集にあたっては、次の取組みを行うことにより、利用者側の利便性の向上を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 応募期間に先立って、平成26年3月10日より募集要領を公表し、幅広くPRを実施した。</li> <li>② 従来は内定日以降の活動経費のみが助成対象とされていたが、国と協議したうえで、助成年度の4月1日からの活動経費を助成対象とすることで、助成先団体の活動の利便性の向上を図った。</li> <li>③ 募集内容が応募する団体にとってわかりやすいものとなるよう、応募にあたっての留意事項などを募集要領等に明記し、公表するとともに、職員が制作した募集の解説動画をWAMNET基盤を活用して公開した。また、優良事例や応募にあたってのQ&amp;Aなども公表し、広く周知した。</li> <li>④ 東日本大震災の被災者支援を行う団体が円滑に資金調達を行えるよう、現地の連携復</li> </ol>    |  |



|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</p> <p>○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。</p> <p>○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成</p> | <p>興センター、中央共同募金会などと共催で助成についての説明会を実施することとした。</p> <p>⑤ 助成事業の親しみやすさをPRし、NPO等からのより多くの応募につなげるため、職員がデザインした6つの案を候補として、メールマガジン「WAM助成通信」で読者投票を行ったうえ、WAM助成のイメージマークを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国と協議を行い、災害福祉支援ネットワークの構築のための平成25年度分の助成事業に係る募集要領を策定のうえ、機構ホームページで公表し、前期分として7月～8月に募集を行ったほか、ネットワーク構築についての各都道府県の検討状況を踏まえ、できる限り多くの都道府県で着手できるよう後期分として10月にも追加で募集を行った。<br/>※ 業務実績P59【募集要領等の策定・公表】#46参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度分助成事業については、平成25年6月に、外部の有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会により公正に選定された結果に基づき、286事業、1,527百万円の事業を採択した。<br/>特に、東日本大震災で被災された方等を支援する事業については重点的に助成することとし、66件、330百万円の事業を採択した。</li> <li>平成25年度分の災害福祉広域支援事業の助成にあたっては、審査・評価委員会において、助成の審査・採択にかかる選定方針を策定し、機構ホームページで公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、前期分として9月に10事業、14百万円、後期分として11月に5事業、5百万円の事業を採択した。</li> <li>平成26年度分助成事業の審査・採択については、「平成26年度社会福祉振興助成事業の重点方針」等を踏まえ、新たな選定方針を策定し、機構ホームページで公表するとともに、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査・採択を行うこととしている。<br/>また、選定にあたっては、多様な社会資源を活用して連携やネットワーク化を図り、地域の課題に取り組む事業を促進できるよう配慮することとした。<br/>※ 業務実績P60【助成事業の審査・採択】#47参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度分助成事業の選定にあたっては、事業の直接的効果及び社会的波及効果を重視し、NPO等が行う活動の立ち上げ支援や、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業、並びに「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」の4つの重点的に支援する事業に配慮する仕組みとした。また、継続性・将来発展性への配慮及び固定化回避の方策について選定方針に明記した。</li> <li>なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」については、被災地の状況や被災地で活動する助成先団体の状況を現地で把握した結果を踏まえ、引き続き重点的に支援していくこととした。<br/>※ 業務実績P61【助成事業の選定、固定化回避】#48参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標①]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> |  |
|---|--|--|

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>しているか。</p> <p>○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 審査・評価委員会において評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。</p> <p>○ 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に反映しているか。</p> <p>○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。</p> | <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標②]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度における事後評価については、平成25年6月に開催した審査・評価委員会において評価方針を策定し、機構ホームページに公表した上で適切に実施した。</li> <li>助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、当該評価方針に基づき、被災地支援事業等の重点支援分野に関する助成事業などについて、審査・評価委員会委員及び機構事務局により、スコアリング評価の手法を用いて平成24年度分助成事業のうち102事業について効率的かつ効果的に実施した。<br/>特に委員によるヒアリング評価は、複数の委員が機構事務所内で効率的にヒアリングを実施し、団体に助言等を行った後、委員間で協議して評価を決定することで、評価結果の精度や客観性を高めた。</li> <li>また、ヒアリング評価結果については、評価結果をグラフ化するとともに評価を担当した委員又は機構事務局の所見を付し、審査・評価委員会の審議を経たのち、評価対象団体にフィードバックすることにより、良かった点、悪かった点、以後の事業・団体の発展のために必要な点などをわかりやすくフォローアップした。<br/>※ 業務実績P62【助成事業の事後評価の実施】#51参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度分助成事業の事後評価については、平成25年12月に中間評価としてまとめ、その結果に基づき平成26年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて国に提案し募集要領等の改正に反映するとともに、特に優れた助成事例及び他の取組みの参考となるような事例について機構ホームページで公表した。<br/>また、最終評価については、平成26年3月に「平成24年度社会福祉振興助成事業事業評価報告書」として取りまとめた。<br/>※ 業務実績P62【事後評価の結果の反映】#52参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度分助成事業のうち、重点的に支援する「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」及び「貧困・格差対策」に取り組む事業並びに「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」の4分野について、機構の担当スタッフがチームを編成し、年間を通じて定期的に情報収集、意見交換を行うとともに、現場訪問やヒアリング評価の実施などを通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換等を行うとともに、チームごとに地域での課題や求められる支援等を取りまとめ、機構内で報告会を行うことで職員間における情報の共有化及び専門性の向上を図った。</li> <li>助成先団体等に対して資金確保や運営に関し、職員がよりの確な助言、相談を行うため、日本ファンドレイジング協会主催の研修を受講し、准認定ファンドレイザー資格を取得した。（4名）</li> <li>各地のNPO等に対して機構の助成事業情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等の</li> </ul> |  |
|---|--|--|

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>○ 助成先団体のうち、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業の割合が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者の満足度について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成しているか。</p> <p>(政・独委評価の視点等)</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> | <p>各種情報を提供することに加え、機構と顧客層との間をより身近なものとするため、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」を25回発行した。(登録読者数：3,585人)</p> <p>また、WAM助成の広報を充実させる方策の一つとして、新たに平成25年5月にfacebookを、6月にはTwitterをそれぞれ開設し、助成をはじめとする資金調達や被災地支援の情報などを発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年6月～7月に平成25年度分助成内定団体に対する事務説明会を全国5か所で6回開催し、助成事業の適切な実施にあたり特に留意すべき点について説明するとともに、助成事例の紹介や、出席団体同士の意見交換の時間を設けた。<br/>また、事務説明会に出席できなかった助成内定団体等のために、職員が制作した事務手続きの説明動画をWAMNET基盤を活用して公表した。</li> <li>平成26年1月には平成25年度分助成先団体に対して、助成事業完了に伴う事務説明会を全国6カ所で7回開催し、国庫補助金による事業として、適切な成果報告や精算報告を行えるよう事業完了報告書の作成について説明、助言を行った。<br/>また、助成事業完了に伴う事務説明会開催に先立ち、特に重要で早期に再周知を図るべきものについてポイントを絞った解説動画を制作し、WAMNET基盤を活用して公表した。</li> <li>助成先の現場訪問やヒアリング評価の実施などを通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続や発展、改善のための助言、相談などを行った。(102団体)<br/>また、平成25年10月から11月にかけて全助成先に対して実施した進捗状況調査の結果などを基に、助成事業実施にあたって課題を抱えている団体については、別途個別に訪問し、課題解決のために助言、相談を行った。(6団体)<br/>※ 業務実績P62【助成先団体への相談・助言等】#53、P63【職員の専門性の向上】#54参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標③]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標④]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標⑤]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <p>業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|---|---|--|

| 中期目標  | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
|---|--|--|---|------------|--------------------|-----------|---------------|----------|--------------|---------------|-------|----------|--|-----|----------|---------------|----------|-----------|---------|----------|--------------|-----------|---------|
| <p><b>6 退職手当共済事業</b><br/>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p><b>6 退職手当共済事業</b><br/>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p><b>6 退職手当共済事業</b><br/>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。<br/>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。<br/>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1255 793 1754 1178"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被共済職員数<br/>(4/1 現在)</td> <td>758,309 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金<br/>支給者数</td> <td>71,893 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金<br/>支給額</td> <td>93,675,975 千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700 円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分   | 平成 25 事業年度 | 被共済職員数<br>(4/1 現在) | 758,309 人 | 退職手当金<br>支給者数 | 71,893 人 | 退職手当金<br>支給額 | 93,675,975 千円 | 単位掛金額 | 44,700 円 | <p><b>6 退職手当共済事業</b><br/>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。<br/>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="1789 793 2873 1178"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>762,762人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>71,286人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>94,220,472千円</td> </tr> <tr> <td>単 位 掛 金 額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成25事業年度 | 4月1日現在の被共済職員数 | 762,762人 | 退職手当金支給者数 | 71,286人 | 退職手当金支給額 | 94,220,472千円 | 単 位 掛 金 額 | 44,700円 |
| 区 分   | 平成 25 事業年度   |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 被共済職員数<br>(4/1 現在)  | 758,309 人  |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 退職手当金<br>支給者数   | 71,893 人   |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 退職手当金<br>支給額  | 93,675,975 千円  |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 単位掛金額   | 44,700 円   |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 区 分   | 平成25事業年度   |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 4月1日現在の被共済職員数   | 762,762人   |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 退職手当金支給者数   | 71,286人  |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 退職手当金支給額  | 94,220,472千円   |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| 単 位 掛 金 額   | 44,700円  |  |   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| <p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>   | <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。</p>  | <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。</p>  | <p><b>【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#60</b><br/>○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、従来の取組み（月4回の資金交付、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、共済契約者に対して行う照会について、軽微な内容照会を文書から電話に変更し、さらに、照会内容に対応した照会文書を自動作成するなどの事務改善に取り組んだ結果、34.3日となり、中期計画に定められた平均処理期間（50日以内）の目標を達成した。</p>   |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |
| <p>(2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p>  | <p>(2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>   | <p>(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導する。</p>  | <p><b>【利用者への制度内容の周知等】#61</b><br/>○ 平成25年10月から平成26年3月にかけて、業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）が実施した全ての実務研修会（34都道府県36回）に職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導した。<br/><br/>○ 利用者の意向を踏まえ、分散化していた資料を集約したマニュアルを全共済契約者に配布するとともに、当該マニュアルとFAQを機構ホームページに掲載して共済契約者の事務担当者への制度周知を図った。なお、FAQについては、電話照会記録を分析して内容の充実を図るとともに、掲載していたFAQを更新した。<br/>また、業務繁忙期において、電話受付時間の延長、更には土日・営業時間外を含む</p> |            |                    |           |               |          |              |               |       |          |  |     |          |               |          |           |         |          |              |           |         |

| 中期目標                                     | 中期計画  | 25年度計画   | 25年度業務実績   |
|--|---|--|--|
|  |   | <p>また、効率的な制度内容の周知を行うための手法について、共済契約者に対するアンケート調査を実施するとともに、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、事務処理を簡素化し、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。</p> | <p>FAX自動送信サービスの導入による切れ目のない対応など、問合せに対する事務改善を行った。</p> <p><b>【提出書類の電子届出化等】#62</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記マニュアル及び電子届出システムに係る操作マニュアルを電子媒体（CD）で希望者に配布し、アンケート調査を行った結果、91%の回答者から「役に立った」との回答を得たため、これらを機構ホームページに掲載した。<br/>また、アンケート結果を踏まえ、制度周知については電子媒体（機構ホームページ）を活用する方針とし、コンテンツの見直しや機構ホームページを活用した研修などを平成26年度から実施することとした。</li> <li>○ 平成25年度の電子届出システム利用者に対し実施したアンケート結果を踏まえ、入力不要箇所を非表示にするなどの電子届出システムの改善を行うとともに、利用者ニーズが多かった機構ホームページ上でのExcel、Word様式のダウンロード利用について、3つの様式を掲載した。併せて、照会や入力ミスが多い項目については記載例を見直した。</li> <li>○ 電子届出システムを利用している共済契約者に対してアンケート調査を実施した結果、95%の利用者から「事務負担が軽減された」との回答を得た。</li> </ul> |
|  | <p>(3) 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。</p> | <p>(3) 平成25年度の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。</p>  | <p><b>【新規加入法人における電子届出システムの利用申請】#63</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子届出システムの利用率向上のため、新規加入法人に対し、9月と10月の2回、電子届出システムの利用案内を送付した結果、新規加入法人の電子届出システムの利用率は55%となった。</li> </ul>   |
| <p>(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。</p> | <p>(4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。</p>      | <p>(4) 業務委託先に対する事務手続きの周知方法の見直しを行い、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。</p>   | <p><b>【業務委託先への業務指導】#64</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年2月に業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行った。（参加実績：43都道府県49人）</li> <li>○ 業務委託先に対して行ったアンケート結果と、今後の業務量の増加や電子届出システムの利用率の向上等を考慮し、業務委託の在り方について検討した結果、業務範囲を絞り込むことで業務委託先の事務軽減を図るとともに、業務処理量に応じた費用体系を導入するなど、業務委託内容を平成27年度より見直すこととし、業務委託先に対して説明を行った。</li> </ul>   |

| 評価の視点等   | 自己評定   | S | 評価項目10 | 評 定  |  |
|--|--|---|--------|--|--|
|  | <p>平成25年度においては、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組み（月4回の退職手当金支給、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、共済契約者に対して行う照会について、照会内容に対応した照会文書を自動作成するなどの事務改善に取り組んだ結果、中期計画の目標値50日よりも15.7日短縮し34.3日となり、過去最短の平均処理期間となった。また、退職手当金については942億円となり、7万1千人余の退職者に遅滞なく支給することができた。</p> <p>電子届出システムについては、共済契約者に対し複数回の利用案内を実施し、新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合については55%となり、共済契約者のシステム利用率は前年度を1.4ポイント上回る85.1%となった。</p> <p>さらに、電子届出システム利用者へのアンケートにおいて寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性向上に努めた。</p> <p>掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が0.25%となり、紙媒体提出者のエラー発生率1.40%との比較において大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することが確認できた。これらの取組みにより、電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の95%から「事務負担が軽減した」との回答を得ることができた。</p> <p>以上のとおり、平成25年度においては、退職手当金支給にかかる平均処理期間について、中期計画の目標値を大幅に上回る実績となり、利用者サービスの向上に貢献するとともに、電子届出システム利用者へのアンケートにおいて寄せられた意見等を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性向上に努め、共済契約者及び機構における事務負担の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。</p> <p>③ 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。</p> | <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、従来の取組み（月4回の資金交付、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、以下の新たな取組みにより中期計画の目標値50日よりも15.7日の短縮を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な内容照会を文書照会から電話照会に変更</li> <li>・照会内容に対応した照会文書の自動作成</li> </ul> <p>※ 業務実績P70【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#60参照</p> <p>② 平成25年度においては、利用者アンケートで寄せられた意見を踏まえ、入力不要箇所を非表示にするなどのシステム改善を実施した。平成26年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調査において、95%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られたことから、平成25年度に取り組んだ電子届出システムの改善が共済契約者の事務負担の軽減に寄与したことが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P71【提出書類の電子届出化等】#62参照</p> <p>③ 機構及び共済契約者の事務処理効率化の観点から、電子届出システムの申込案内を複数回実施することなどにより加入促進を強化した。この結果、平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中の電子届出システムの利用申請率は55%となった。</p> <p>※ 業務実績P71【新規加入法人における電子届出システムの利用申請】#63参照</p>  |   |        |  |  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。<br/>       なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。</p> <p>○ 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。</p> <p>○ 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。<br/>       なお、平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組み（月4回の資金交付、都道府県補助金の早期入金依頼等）に加え、共済契約者に対して行う照会について、照会内容に対応した照会文書を自動作成するなどの事務改善に取り組んだ結果、平均処理期間は、過去最短だった平成23年度35.4日を上回る34.3日となり、過去最短を記録するとともに、中期計画の目標を大幅に上回ることができた。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年10月から平成26年3月にかけて、業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）が実施した全ての実務研修会（34都道府県36回）に職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導した。</li> <li>利用者の意向を踏まえ、分散化していた資料を集約したマニュアルを全共済契約者に配布するとともに、当該マニュアルとFAQを機構ホームページに掲載して共済契約者の事務担当者への制度周知を図った。なお、FAQについては、電話照会記録を分析して内容の充実を図るとともに、掲載していたFAQを更新した。<br/>       また、業務繁忙期において、電話受付時間の延長、更には土日・営業時間外を含むFAX自動送信サービスの導入による切れ目のない対応など、問合せに対する事務改善を行った。<br/>       ※ 業務実績P70【利用者への制度内容の周知等】#61参照</li> <li>提出書類の電子化については、費用対効果やセキュリティの観点に配慮しつつ、顧客ニーズの多かった機構ホームページ上でのExcel、Word様式のダウンロード利用について、3つの様式を掲載することとした。併せて、照会や入力ミスが多い項目については記載例を見直した。この結果、「事務処理が軽減された」との回答は95%となった。<br/>       ※ 業務実績P71【提出書類の電子届出化等】#62参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標②】のとおり年度計画を達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年2月に業務委託先を対象とした事務打合せ会を実施し、円滑・適正な事務処理のための業務指導を行った。</li> <li>業務委託先に対して行ったアンケート結果と、今後の業務量の増加や電子届出システムの利用率の向上等を考慮し、業務委託の在り方について検討した結果、業務範囲を絞り込むことで業務委託先の事務軽減を図るとともに、業務処理量に応じた費用体系を導入する</li> </ul> |  |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>(政・独委評価の視点等)</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> | <p>など、業務委託内容を平成27年度より見直すこととし、業務委託先に対して説明を行った。<br/> ※ 業務実績P71【業務委託先への業務指導】#64参照</p> <p><b>【実績：○】</b><br/> 業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|--|--|--|



| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 2 5 年 度 計 画 | 2 5 年 度 業 務 実 績 |
|---------|---------|-------------|-----------------|
|---------|---------|-------------|-----------------|

| <p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b><br/>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> | <p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b><br/>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b><br/>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。<br/>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 25 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: right;">326 人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td style="text-align: right;">2,253 人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td style="text-align: right;">73,869 人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">53,048 人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td style="text-align: right;">7,844,900 千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td style="text-align: right;">12,900,506 千円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分  | 平成 25 事業年度 | 新規加入者数   | 326 人      | 新規年金受給者数         | 2,253 人    | 保険対象加入者数     | 73,869 人                  | 年金給付保険金支払対象障害者数 | 53,048 人    | 死亡・障害保険金額           | 7,844,900 千円 | 年金給付保険金額 | 12,900,506 千円 | <p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b><br/>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成25事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 規 加 入 者 数</td> <td style="text-align: right;">335人</td> </tr> <tr> <td>新 規 年 金 受 給 者 数</td> <td style="text-align: right;">2,171人</td> </tr> <tr> <td>保 険 対 象 加 入 者 数</td> <td style="text-align: right;">74,074人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">53,060人</td> </tr> <tr> <td>死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額</td> <td style="text-align: right;">7,528,600千円</td> </tr> <tr> <td>年 金 給 付 保 険 金 額</td> <td style="text-align: right;">12,781,440千円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成25事業年度 | 新 規 加 入 者 数 | 335人 | 新 規 年 金 受 給 者 数 | 2,171人 | 保 険 対 象 加 入 者 数 | 74,074人 | 年金給付保険金支払対象障害者数 | 53,060人 | 死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額 | 7,528,600千円 | 年 金 給 付 保 険 金 額 | 12,781,440千円 |
|---|---|---|--|------------|----------|------------|------------------|------------|--------------|---------------------------|-----------------|-------------|---------------------|--------------|----------|---------------|---|-----|----------|-------------|------|-----------------|--------|-----------------|---------|-----------------|---------|-------------------|-------------|-----------------|--------------|
| 区 分   | 平成 25 事業年度  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 新規加入者数  | 326 人   |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 新規年金受給者数  | 2,253 人   |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 保険対象加入者数  | 73,869 人  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 年金給付保険金支払対象障害者数   | 53,048 人  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 死亡・障害保険金額   | 7,844,900 千円  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 年金給付保険金額  | 12,900,506 千円   |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 区 分   | 平成25事業年度  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 新 規 加 入 者 数   | 335人  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 新 規 年 金 受 給 者 数   | 2,171人  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 保 険 対 象 加 入 者 数   | 74,074人   |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 年金給付保険金支払対象障害者数   | 53,060人   |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額   | 7,528,600千円   |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 年 金 給 付 保 険 金 額   | 12,781,440千円  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| <p>(1) 財政状況の検証<br/>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>  | <p>(1) 財政状況の検証<br/>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>                                    | <p>(1) 財政状況の検証<br/>平成24年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会(以下、「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。</p> <p>なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>  | <p><b>【財務状況の検証と公表】#65</b><br/>○ 平成25年9月27日に心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成24年度決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめた。</p> <p>また、取りまとめた報告書について、次のとおり関係者への報告及び情報の公表等を行い、事業の透明性の確保に努めた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>平成25年10月7日</td> <td>厚生労働省へ報告</td> </tr> <tr> <td>平成25年10月7日</td> <td>都道府県・指定都市へ報告書を送付</td> </tr> <tr> <td>平成25年10月7日</td> <td>機構のホームページで公表</td> </tr> <tr> <td>平成25年11月5日<br/>平成25年12月11日</td> <td>障害者関係団体に説明</td> </tr> <tr> <td>平成25年12月20日</td> <td>地方公共団体事務担当者会議において説明</td> </tr> </tbody> </table> | 平成25年10月7日 | 厚生労働省へ報告 | 平成25年10月7日 | 都道府県・指定都市へ報告書を送付 | 平成25年10月7日 | 機構のホームページで公表 | 平成25年11月5日<br>平成25年12月11日 | 障害者関係団体に説明      | 平成25年12月20日 | 地方公共団体事務担当者会議において説明 |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 平成25年10月7日  | 厚生労働省へ報告  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 平成25年10月7日  | 都道府県・指定都市へ報告書を送付  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 平成25年10月7日  | 機構のホームページで公表  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 平成25年11月5日<br>平成25年12月11日   | 障害者関係団体に説明  |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |
| 平成25年12月20日   | 地方公共団体事務担当者会議において説明   |   |  |            |          |            |                  |            |              |                           |                 |             |                     |              |          |               |   |     |          |             |      |                 |        |                 |         |                 |         |                   |             |                 |              |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 2 5 年 度 計 画 | 2 5 年 度 業 務 実 績 |
|---------|---------|-------------|-----------------|
|---------|---------|-------------|-----------------|

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

② 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。

- 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うと

【運用の基本的考え方】#66

○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で、平成20年4月1日に策定した運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）に基づき、運用を行った。

【各資産の対ベンチマーク収益率との差】#67

○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。なお、平成25年度（3月末）におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。

[平成25年4月～平成26年3月（年率）]

| 区分   |    | ベンチマーク収益率 | 運用実績   | ベンチマーク差 |        |
|------|----|-----------|--------|---------|--------|
| 有価証券 | 国内 | 債券        | 0.58%  | 0.55%   | ▲0.03% |
|      |    | 株式        | 18.56% | 18.63%  | 0.07%  |
|      | 外国 | 債券        | 15.28% | 15.16%  | ▲0.12% |
|      |    | 株式        | 32.43% | 32.00%  | ▲0.43% |
| 短期資産 |    | 0.04%     | 0.06%  | 0.02%   |        |

※各資産の運用実績は時間加重収益率（参考）

| 区分   | ベンチマーク収益率 | 運用実績  | ベンチマーク差 |
|------|-----------|-------|---------|
| 資産全体 | 5.59%     | 6.00% | 0.41%   |

※資産全体の運用実績は修正総合利回り

【乖離状況の把握等】#68

○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画   | 25年度業務実績 |           |       |      |       |     |  |
|---|---|--|----------|-----------|-------|------|-------|-----|--|
| <p>③ 運用に関する基本方針の見直し<br/>運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定<br/>基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。<br/>なお、策定に際しては以下の点に留意すること。<br/>・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。<br/>・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。<br/>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> | <p>離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。<br/>・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し<br/>運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定<br/>基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。<br/>なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。<br/>・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。<br/>・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。<br/>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> | <p>ともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産全体<br/>資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。</li> <li>・ 各資産<br/>各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。</li> <li>・ 運用受託機関等<br/>運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。</li> </ul> <p>なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。</p> <p>③ 運用に関する基本方針見直し<br/>運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保<br/>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。<br/>また、短期資産において、年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。<br/>（参考）基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅</p> <table border="1" data-bbox="1299 1801 1754 1919"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> </tbody> </table> | 区分       | 基本ポートフォリオ | 乖離許容幅 | 国内債券 | 71.6% | ±8% | <p><b>【資産全体のリスク管理】#69</b><br/>○ 毎月、資産全体のリスク状況について、運用コンサルティング会社を活用して、大きな変化が生じていないか把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p><b>【各資産のリスク管理】#70</b><br/>○ 毎月、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況について、運用コンサルティング会社を活用して、大きな変化が生じていないか把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p><b>【運用受託機関等のリスク管理】#71</b><br/>○ 月次報告及び年4回（四半期毎）の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク負担の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、問題のないことを確認した。</p> <p><b>【運用に関する基本方針見直し】#72</b><br/>○ 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続き機構ホームページで公表するとともに、運用に関する基本方針の見直しについては、平成25年9月の資産運用委員会で検討を行った結果、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p><b>【基本ポートフォリオの見直し】#73</b><br/>○ 基本ポートフォリオの検証にあたっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて、平成25年9月の資産運用委員会で検証を行い、基本ポートフォリオについては、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p><b>【年金給付のための流動性の確保】#74</b><br/>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。</p> |
| 区分  | 基本ポートフォリオ   | 乖離許容幅  |          |           |       |      |       |     |  |
| 国内債券  | 71.6%   | ±8%  |          |           |       |      |       |     |  |

| 中期目標   | 中期計画  | 25年度計画   | 25年度業務実績   |      |      |      |             |       |              |      |     |      |      |     |  |
|--|---|--|--|------|------|------|-------------|-------|--------------|------|-----|------|------|-----|--|
| <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証<br/>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p> | <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証<br/>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p> | <table border="1" data-bbox="1299 233 1754 405"> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </table> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証<br/>平成24年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p> | 国内株式   | 7.8% | ±5%  | 外国債券 | 7.8%        | ±5%   | 外国株式         | 7.8% | ±5% | 短期資産 | 5.0% | ±4% | <p><b>【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#75</b></p> <p>○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成24年度決算書を分析し検証するとともに、平成25年9月に開催した財務状況検討会の資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。</p> |
| 国内株式   | 7.8%  | ±5%  |  |      |      |      |             |       |              |      |     |      |      |     |  |
| 外国債券   | 7.8%  | ±5%  |  |      |      |      |             |       |              |      |     |      |      |     |  |
| 外国株式   | 7.8%  | ±5%  |  |      |      |      |             |       |              |      |     |      |      |     |  |
| 短期資産   | 5.0%  | ±4%  |  |      |      |      |             |       |              |      |     |      |      |     |  |
| <p>(3) 事務処理の適切な実施<br/>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>   | <p>(3) 事務処理の適切な実施<br/>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>                     | <p>(3) 事務処理の適切な実施<br/>扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。<br/>また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。</p>   | <p><b>【事務担当者会議の開催】#76</b></p> <p>○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、地方公共団体相互間での情報交換事項等を募り、国とも連携のうえ回答内容を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。</p> <table border="1" data-bbox="1825 1003 2852 1083"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年12月20日</td> <td>機構会議室</td> <td>65人（59都道府県市）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事務担当者会議に出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、93%から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。（福岡県・福岡市：平成26年2月14日、茨城県：平成26年2月21日）</p> <p>○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対し、加入者名簿（電子データ）の送付を行い、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合を行うとともに、年金給付金等の請求遅延・遺漏等が生じていないかどうかを確認し（加入者現況確認調査）、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつき、事務の停滞を防止するなど各自治体の事務処理の標準化を図った。その結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間がかかったケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成25年度の割合（2.03%）については、平成20年度～24年度（第2期中期計画期間）の5.24%を下回るなど、自治体の事務処理の遅延防止を図ることができた。</p> <p>○ 平成26年3月に事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット及びリーフレットを作成し、地方公共団体あて送付することにより、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布するとともに、制度のより一層の周知を図った。</p> | 開催日  | 開催場所 | 参加者  | 平成25年12月20日 | 機構会議室 | 65人（59都道府県市） |      |     |      |      |     |  |
| 開催日  | 開催場所  | 参加者  |  |      |      |      |             |       |              |      |     |      |      |     |  |
| 平成25年12月20日  | 機構会議室   | 65人（59都道府県市）   |  |      |      |      |             |       |              |      |     |      |      |     |  |

| 評価の視点等   | 自己評定  | A | 評価項目11 | 評 定  |  |
|--|---|---|--------|--|--|
|  | <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成24年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公表を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。</p> <p>扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施することができた。運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で6.00%（複合ベンチマーク（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの構成割合で加重したもの）は5.59%）を確保した。</p> <p>また、事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携のうえ回答内容を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。その結果、会議後に出席した地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の93%から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>さらに、平成26年3月に事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット及びリーフレットを作成し、地方公共団体あて送付することにより、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布するとともに、制度のより一層の周知を図った。</p> |   |        | <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>③ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> | <p>① 運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で6.00%（複合ベンチマーク（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの構成割合で加重したもの）は5.59%）の収益率を確保することができた。<br/>※ 業務実績P76【各資産の対ベンチマーク収益率との差】#67参照</p> <p>② 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。<br/>※ 業務実績P76【乖離状況の把握等】#68参照</p> <p>③ 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、引き続き機構ホームページで公表した。また、運用に関する基本方針の見直しについては、平成25年9月の資産運用委員会で検討を行ったが、見直しの必要はないとの結論を得た。<br/>※ 業務実績P77【運用に関する基本方針見直し】#72参照</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成25年9月の資産運用委員会で検証を行った。<br/>※ 業務実績P77【基本ポートフォリオの見直し】#73参照</p>  |   |        |  |  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</li> <br/> <li>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</li> <br/> <li>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</li> <br/> <li>○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</li> <br/> <li>○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。</li> <br/> <li>○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。</li> <br/> <li>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。</li> <br/> <li>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</li> </ul> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年9月に外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、平成24年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告（平成24年10月）するとともに、障害者関係団体への説明（平成25年11月、12月）、機構ホームページでの公表（平成25年10月）を実施した。<br/>※ 業務実績P75【財務状況の検証と公表】#65参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産運用委員会の議を経た上で、平成20年4月1日に策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」の長期的に維持すべき基本ポートフォリオに基づき、安全かつ効率的な運用を行った。<br/>※ 業務実績P76【運用の基本的考え方】#66参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各資産ともパッシブ運用を実施し、上記【数値目標①】のとおり達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標②】のとおり達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因及び各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。<br/>※ 業務実績P77【資産全体のリスク管理】#69、【各資産のリスク管理】#70参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月次報告及び年4回（四半期毎）の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題のないことを確認した<br/>※ 業務実績P77【運用受託機関等のリスク管理】#71参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標③】のとおり達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標④】のとおり達成した。</li> </ul> |  |
|--|---|--|

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に<br/>必要な流動性（現金等）を確保するとともに、<br/>効率的な現金管理を行っているか。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するた<br/>め、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、<br/>外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事<br/>業財務状況検討会において運用実績を確認す<br/>る等の検証を行っているか。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービ<br/>スの向上を図る観点から、扶養保険事業の運<br/>営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図る<br/>よう努めているか。</p> <p><b>（政・独委評価の視点等）</b><br/>■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものにつ</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。<br/>※ 業務実績P77【年金給付のための流動性の確保】#74参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成24年度決算書を分析し検証するとともに、平成25年9月に開催した財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。<br/>※ 業務実績P78【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#75参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携のうえ回答内容を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。<br/>会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の93%から「満足した」との回答を得ることができた。</li> <li>利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。</li> <li>平成26年3月に事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体あて送付することにより、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布するとともに、制度のより一層の周知を図った。<br/>※ 業務実績P78【事務担当者会議の開催】#76参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対し、加入者名簿（電子データ）の送付を行い、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合を行うとともに、年金給付金等の請求遅延・遺漏等が生じていないかどうかを確認し（加入者現況確認調査）、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつき、事務の停滞を防止するなど各自治体の事務処理の標準化を図った。その結果、年金給付金支払決定件数に占める、年金請求までに時間がかかったケース（加入者死亡から3年を超えて請求があった案件）の平成25年度の割合（2.03%）については、平成20年度～24年度（第2期中期計画期間）の5.24%を下回るなど、自治体の事務処理の遅延防止を図ることができた。<br/>※ 業務実績P78【事務担当者会議の開催】#76参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b><br/>1 資金運用の実績</p> |  |
|--|---|--|



いて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)

- i 資金運用の実績
- ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）

■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。

○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

心身障害者扶養保険事業における運用利回りについては資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で 6.00%（複合ベンチマークは 5.59%）を確保した。

[平成25年4月～平成26年3月（年率）]

| 区分   |    | ベンチマーク収益率 | 運用実績   | ベンチマーク差 |        |
|------|----|-----------|--------|---------|--------|
| 有価証券 | 国内 | 債券        | 0.58%  | 0.55%   | ▲0.03% |
|      |    | 株式        | 18.56% | 18.63%  | 0.07%  |
|      | 外国 | 債券        | 15.28% | 15.16%  | ▲0.12% |
|      |    | 株式        | 32.43% | 32.00%  | ▲0.43% |
| 短期資産 |    | 0.04%     | 0.06%  | 0.02%   |        |
| 合計   |    | 5.59%     | 6.00%  | 0.41%   |        |

## 2 資金運用の基本的方針

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。

### ○ 厚生労働省の役割

⇒ 機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）

⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

### ○ 機構の役割

⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）

⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告

### ○ 運用受託機関の役割

⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）

⇒ 機構に対し毎月運用実績を報告

## 3 運用委託先の状況

運用委託先の選定・評価については、平成 20 年 4 月に策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。

なお、運用委託先の評価については、当該基本方針において、原則として3～5年ごとに実施することとされている。（平成 24 年度実施済。次回は平成 27～29 年度の間で実施予定）

## 4 福祉医療機構の責任

心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

[実績：○]

業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照



| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績  |         |       |         |       |
|---|---|---|---|---------|-------|---------|-------|
| <p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b><br/>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b><br/>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b><br/>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b><br/>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や関係団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>   |         |       |         |       |
| <p>(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。</p>   | <p>(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。</p>  | <p>(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。</p>   | <p><b>【WAM NETにおける提供情報等の重点化等】#77</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された介護保険に関する情報（「介護保険最新情報」）を新たに掲載した。</li> <li>○ これまで提供してきた社会福祉士、介護福祉士等の専門職養成施設情報に加え、介護福祉士実務者養成施設の情報を新たに掲載した。</li> <li>○ 福祉に関する「しごと」の内容や資格の取得ルート等を紹介した「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」の掲載を開始した。</li> <li>○ 東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」の利用を促進するために、WAMNETの利用登録機関に対して月2回配信するメールマガジンで広報を行い、さらに、助成事業部門と連携を図り、助成事業部が開催する平成25年度助成内定団体向けの事務説明会及び平成26年度助成事業募集の説明会を利用して登録団体の募集（15回）を行った。</li> </ul>  |         |       |         |       |
|   |   | <p>(2) 利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。</p>   | <p><b>【利用者数及び利用者満足度の向上】#78</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度における年間ヒット件数及び利用者の満足度指数については、次のとおりであり、満足度指数については、平成24年度の83.1%から7.3ポイント増となった。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1834 1465 2525 1549"> <thead> <tr> <th>年間ヒット件数</th> <th>満足度指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,588万件</td> <td>90.4%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アンケート調査等から得られた利用者のニーズに応えるため、業務に必要な情報が掲載されているサイトを簡単に検索できるデータベースや、動的なグラフを採用し、視覚的に分かりやすく表現した福祉、医療に関する統計情報などを掲載した「WAMNETラボ」を新たに設置し、運用を開始した。</li> <li>○ 利用者の多い行政情報について閲覧ランキングを設けたほか、連載コラムの表示形式を改めバックナンバー一覧を設けるとともに、WAMNETの更新情報をいち早く提供するため、RSS配信を開始するなど、利用者の利便性向上を図った。</li> </ul> | 年間ヒット件数 | 満足度指数 | 7,588万件 | 90.4% |
| 年間ヒット件数   | 満足度指数   |   |   |         |       |         |       |
| 7,588万件   | 90.4%   |   |   |         |       |         |       |

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画   | 2 5 年 度 計 画   | 2 5 年 度 業 務 実 績  |
|---|---|---|--|
| <p>(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図ること。</p> | <p>(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図る。</p> | <p>(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図る。</p> | <p><b>【WAMNET基盤の活用】#79</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」における議論を踏まえ、社会福祉法人の財務諸表の公表制度においてWAMNET基盤を活用した際の方策について検討を開始した。</li> <li>○ 退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子届出の利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問い合わせ対応を行い、電子届出業務の円滑な実施を支援した。（電子届出の利用率：退職手当共済85%（前年度84%）、福祉医療貸付事業の事業報告書63%（前年度65%））</li> <li>○ 社会福祉振興助成事業における助成団体等向けのメールマガジン（25回）及び退職手当共済事業の電子届出の利用者に向けたお知らせ（7回）を、WAMNETのメール一括配信機能を活用して円滑に配信した。</li> </ul> |
| <p>(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。</p>           | <p>(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。</p>           | <p>(4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。</p>           | <p><b>【広告収入等の自己収入の拡大】#80</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ WAMNETの利用登録機関に対して月2回配信するメールマガジンにおいて、バナー広告の募集を行うなど、自己収入の拡大に努めた。（44件8,043千円）</li> </ul>  |

| 評価の視点等   | 自己評価   | A | 評価項目12 | 評 定  |  |
|--|--|---|--------|--|--|
|  | <p>WAM NET事業においては、国から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された介護保険に関する情報（「介護保険最新情報」）を新たに掲載し、介護支援専門員等の業務に有用な情報を提供するとともに、これまで提供してきた社会福祉士、介護福祉士等の専門職養成施設情報に加え、介護福祉士実務者養成施設の情報や、福祉に関する「しごと」の内容や資格の取得ルート等を紹介した「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」の掲載を新たに開始したほか、東日本大震災における継続的な復興支援の取組としての「被災地支援団体用掲示板」の利用促進にかかるPRを行うなど、情報提供の重点化及び提供情報の質の向上に努めた。</p> <p>また、アンケート調査等から得られた利用者のニーズにこたえるため、業務に必要な情報が掲載されているサイトを簡単に検索できるデータベースや、動的なグラフを採用し、視覚的に分かりやすく表現した福祉、医療に関する統計情報などを掲載した「WAM NETラボ」を新たに設置したほか、行政情報閲覧ランキングの掲載、RSS配信等を行い、利用者の利便性の向上を図った結果、利用者の満足度指数については中期計画目標（90.0%）及び前年度（83.1%）を上回る90.4%、ヒット件数についても、中期計画目標（7,000万件）を上回る7,588万件となった。さらに、国の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」における議論を踏まえ、社会福祉法人の財務諸表の公表制度においてWAMNET基盤を活用した際の方策について検討を開始した。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>○ 中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。</p>       | <p>○ 年間ヒット件数については7,588万件となり、中期計画目標（7,000万件）を上回った。</p> <p>○ 利用者満足度については、90.4%となり、中計画目標（90.0%）を上回った。<br/>※ 業務実績P83【利用者数及び利用者満足度の向上】#78</p>   |   |        |  |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めているか。</p> <p>○ 年間ヒット件数及びアンケート調査にお</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された介護保険に関する情報（「介護保険最新情報」）を新たに掲載した。</li> <li>これまで提供してきた社会福祉士、介護福祉士等の専門職養成施設情報に加え、介護福祉士実務者養成施設の情報を新たに掲載した、</li> <li>福祉に関する「しごと」の内容や資格の取得ルート等を紹介した「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」を新たに掲載した。</li> <li>東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」の利用を促進するために、WAMNETの利用登録機関に対して月2回配信するメールマガジンで広報を行い、さらに、助成事業部門と連携を図り、助成事業部が開催する平成25年度助成内定団体向けの事務説明会及び平成26年度助成事業募集の説明会を利用して登録団体の募集（15回）を行った。<br/>※ 業務実績P83【WAM NETにおける提供情報等の重点化等】#77</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p>  |   |        |  |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>る情報利用者の満足度指数について中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAMNET基盤を活用しているか。</p> <p>○ 運営費交付金の縮減の観点から自己収入の確保について、広告収入等の拡大に努めているか。</p> <p>(政・独委評価の視点等)</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標】のとおり、中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」における議論を踏まえ、社会福祉法人の財務諸表の公表制度においてWAMNET基盤を活用した際の方策について検討を開始した。</li> <li>退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子届出の円滑な実施を支援したことにより業務の効率化を図ることができた。(電子届出の利用率：退職手当共済85%(前年度84%)、福祉医療貸付事業の事業報告書63%(前年度65%))</li> <li>社会福祉振興助成事業における助成団体等向けのメールマガジン(25回)及び退職手当共済事業の電子届出の利用者に向けたお知らせ(7回)を、WAMNETのメール一括配信機能を活用して円滑に配信した。<br/>※ 業務実績P84【WAMNET基盤の活用】#79</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WAMNETの利用登録機関に対して月2回配信するメールマガジンにおいて、バナー広告の募集を行うなど、自己収入の拡大に努め、広告収入8,043千円を確保した。<br/>※ 業務実績P84【広告収入等の自己収入の拡大】#80</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <p>業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|---|---|--|

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績   |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
|---|---|---|--|----------------|-------|-------------|-------|-------------|----|----------------|-------|-----------|-------|-----------|---|----|----------------|-------|-------------|-------|-------------|----|----------------|-------|-----------|-------|-----------|
| <p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> | <p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> | <p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1" data-bbox="1264 867 1754 1020"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25事業年度<br/>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>129,600,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>129,600,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1" data-bbox="1264 1058 1754 1211"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25事業年度<br/>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>3,100,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>3,100,000</td> </tr> </tbody> </table> | 区分   | 平成25事業年度<br>千円 | 貸付契約額 | 129,600,000 | 資金交付額 | 129,600,000 | 区分 | 平成25事業年度<br>千円 | 貸付契約額 | 3,100,000 | 資金交付額 | 3,100,000 | <p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。<br/>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1" data-bbox="1804 867 2858 1020"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25事業年度<br/>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>115,683,430</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>115,683,430</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1" data-bbox="1804 1058 2858 1211"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25事業年度<br/>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>2,680,020</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>2,680,020</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 平成25事業年度<br>千円 | 貸付契約額 | 115,683,430 | 資金交付額 | 115,683,430 | 区分 | 平成25事業年度<br>千円 | 貸付契約額 | 2,680,020 | 資金交付額 | 2,680,020 |
| 区分  | 平成25事業年度<br>千円  |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 貸付契約額   | 129,600,000   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 資金交付額   | 129,600,000   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 区分  | 平成25事業年度<br>千円  |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 貸付契約額   | 3,100,000   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 資金交付額   | 3,100,000   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 区分  | 平成25事業年度<br>千円  |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 貸付契約額   | 115,683,430   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 資金交付額   | 115,683,430   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 区分  | 平成25事業年度<br>千円  |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 貸付契約額   | 2,680,020   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| 資金交付額   | 2,680,020   |   |  |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |
| <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>  | <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>  | <p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。</p>  | <p><b>【利率設定方式の見直し】#81</b></p> <p>○ 年金担保貸付事業においては、業務運営コストを分析し、中期目標期間中の損益が均衡するような適正な金利水準とするため、貸付金利の検証を3回実施し、安定的かつ効率的な事業運営を実施した。</p> <p>① 平成25年6月には、平成24年度決算、福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据置きを決定</p> <p>② 平成25年10月には、平成25年度上半期の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</p> <p>③ 平成25年2月には、福祉医療機構債券の発行状況や平成25年12月までの執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて貸付金利の検証を3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。</p> <p>○ 上記の結果、平成25年度決算において、年金担保貸付事業において117百万円、労災年金担保貸付事業において5百万円の当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。</p> |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |   |    |                |       |             |       |             |    |                |       |           |       |           |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |
|--|--|--|---|
| <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> <p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> | <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> <p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> | <p>(2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行う。</p> <p>また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> | <p><b>【国において立案される計画への適切な対応】#82</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年12月の制度改正による事業規模の縮減効果の有無について、昨年度に引き続き、貸付実行データを分析し、当該データについて国に対して毎月提供した。</li> <li>○ 国における年金担保貸付事業廃止計画を踏まえ、廃止までに段階的な事業規模の縮減を図るべく更なる制度変更について国と調整し、受託金融機関（全国銀行協会）との協議を開始した。</li> </ul> <p><b>【無理のない返済に配慮した制度の運用】#83</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更については、1,206件の変更承認を行い、利用者の安定した生活を支援することができた。</li> </ul> |
| <p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>  | <p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>   | <p>(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知する。</p> <p>また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。</p>                    | <p><b>【貸付制度の周知】#84</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、リーフレットを作成し、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等22団体に配布するとともに機構ホームページにて広報した。</li> </ul>  |
|  | <p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。</p>  | <p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。</p>  | <p><b>【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#85</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務処理方法の変更又は注意事項について、随時、受託金融機関に通知文書を送付し周知を図るとともに、受託金融機関事務打合せ会議を承継年金住宅融資等債権回収業務と合同で、全国7か所で計8回開催し、年度内に受託金融機関に対し通知した取扱変更等について改めて周知を図った。</li> </ul>  |

| 評価の視点等   | 自己評価   | A | 評価項目13 | 評 定  |  |
|--|--|---|--------|--|--|
|  | <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施しているが、事業規模の縮減効果の有無について、昨年度に引き続き、貸付実行データを分析し、当該データについては国に対して毎月提供するとともに、国における年金担保貸付事業廃止計画を踏まえ、廃止までに段階的な事業規模の縮減を図るべく更なる制度変更について国と調整し、受託金融機関（全国銀行協会）との協議を開始した。</p> <p>また、貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、リーフレットを作成し、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等22団体に配布するとともに機構ホームページにて広報した。</p> <p>さらに、返済中に生活困窮に陥った者に対して貸付条件変更を行い、利用者の安定した生活を支援することに寄与するなど、適切な業務運営に努めた。</p>   |   |        | <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p> |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金担保貸付事業においては、業務運営コストを分析し、中期目標期間中の損益が均衡するような適正な金利水準とするため、貸付金利の検証を3回実施し、安定的かつ効率的な事業運営を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成25年6月には、平成24年度決算、福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据置きを決定</li> <li>② 平成25年10月には、平成25年度上半期の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</li> <li>③ 平成25年2月には、福祉医療機構債券の発行状況や平成25年12月までの執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</li> </ul> </li> <li>労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて貸付金利の検証を3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。</li> <li>上記の結果、平成25年度決算において、年金担保貸付事業において117百万円、労災年金担保貸付事業において5百万円の当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 業務実績P87【利率設定方式の見直し】#81参照</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年12月の制度改正による事業規模の縮減効果の有無について、昨年度に引き続き、貸付実行データを分析し、当該データについて国に対して毎月提供した。</li> <li>国における年金担保貸付事業廃止計画を踏まえ、廃止までに段階的な事業規模の縮減を図るべく更なる制度変更について国と調整し、受託金融機関（全国銀行協会）との協議を開始した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※業務実績P88【国において立案される計画への適切な対応】#82</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> |   |        |  |  |

申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。

○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。

○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。

○ 受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努めているか。

**(政・独委評価の視点等)**

■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。

■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。

■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

・ 平成23年12月の制度取扱変更により、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を引き続き行った。  
※ 業務実績P88【無理のない返済に配慮した制度の運用】#83

**[実績：○]**

・ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更については、1,206件の変更承認を行い、利用者の安定した生活を支援することができた。  
※ 業務実績P88【無理のない返済に配慮した制度の運用】#83

**[実績：○]**

・ 貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、リーフレットを作成し、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等22団体に配布するとともに機構ホームページにて広報した。  
※ 業務実績P88【貸付制度の周知】#84

**[実績：○]**

・ 事務処理方法の変更又は注意事項について、随時、受託金融機関に通知文書を送付し周知を図るとともに、受託金融機関事務打合せ会議を承継年金住宅融資等債権回収業務と合同で、全国7か所で計8回開催し、年度内に受託金融機関に対し通知した取扱変更等について改めて周知を図った。  
※ 業務実績P88【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#85

**[実績：○]**

**1 貸付金の状況**

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

| 区分     | 年金担保貸付事業 |         | 労災年金担保貸付事業 |        |
|--------|----------|---------|------------|--------|
|        | 件数       | 金額      | 件数         | 金額     |
| 貸付実行   | 159,793件 | 1,157億円 | 2,409件     | 27億円   |
| 回収     | 167,624件 | 1,252億円 | 2,706件     | 30億円   |
| うち債権償却 | 24件      | 0.2億円   | 3件         | 0.02億円 |
| 貸付残高   | 351,067件 | 1,493億円 | 5,323件     | 34億円   |

**2 貸付金の回収計画**

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収にあたっては各年金支給月に年金支給機関より機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。

**3 回収計画の実施状況の評価**

回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。

また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.14%、労災年金担保貸付事業が0.23%にとどまっている。

なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。

**4 回収計画の見直しの検討**

受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っている



|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> | <p>ところである。</p> <p>【実績：○】<br/>業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照</p> |  |
|--|--|--|

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績  |
|--|--|---|---|
| <p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務<br/>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p> | <p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務<br/>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | <p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | <p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。</p>  |
| <p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>   | <p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p>   | <p>(1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。<br/>また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p> | <p><b>【貸付先の財務分析】#86</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人について、平成24年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導等を行った。(20法人)</li> <li>○ 住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状についての報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行った。(17法人)</li> </ul> <p><b>【保証機関等の評価等】#87</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連帯保証人の状況について、受託金融機関から調査結果の報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。</li> <li>○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。</li> </ul> <p><b>【受託金融機関への指導強化】#88</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託金融機関事務打合せ会議について、開催時期、回数等を検討し、引き続き、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で、全国7か所計8回開催した。</li> </ul> |
|  | <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p>  | <p>(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p>  | <p><b>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#89</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</li> </ul>  |
|  | <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>  | <p>(3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>   | <p><b>【保証履行能力の把握及び分析】#90</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け(Moody's、S&amp;P)により、24社全てについて各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。</li> </ul>  |
| <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延</p>   | <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を</p>   | <p>(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行い</p>  | <p><b>【適時的確な債権回収】#91</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 償還条件緩和中の貸付先について、経営状況及び資金繰りを把握のうえ、余剰金の</li> </ul>  |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績   |
|--|--|---|--|
| 滞債権の発生の抑制に努めること。   | 行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。  | つつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。<br>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。   | 繰上償還を求め、当該貸付先から一部繰上償還により回収を行った。<br><br>○ 当該業務の終了を見据え、貸付先20法人を訪問し、繰上償還のニーズ等についてヒアリングを実施した。<br><br><b>【返済条件の変更措置の実施等】#92</b><br>○ 中小企業金融円滑化法の期限満了後も引き続き、ローン返済困難者に対する返済条件の変更396件、民事再生法の適用による返済条件の変更24件（計420件）、また、東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更11件の措置を講じた。<br>また、大雨による災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。                               |
|  | ⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。 | (5) 転貸法人等に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を促進させる。<br>早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。<br>また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。<br>なお、引き続き、東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。 | <b>【転貸法人への指導強化】#93</b><br>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、指導専門員及び転貸法人からの定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成25年11月）を開催し、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。<br><br>○ 早期対応が必要な転貸法人について、国と連携し、処理方の検討を行うとともに、適切な処理方を策定させるため、当該法人及び関係法人に対し、ヒアリング等を行った。<br><br>○ 東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対し、防災集団移転促進事業への対応に係る助言・指導を行った。 |
| ③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。         | ⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。                     | (6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。<br>また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。   | <b>【延滞債権への対応】#94</b><br>○ 短期延滞債権について、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底した。<br>長期延滞債権について、回収促進のため、機構内に「物件処分推進チーム」を立ち上げ、機構が直接競売申立てを実施するとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。また、回収が困難な長期延滞債権について、実地調査等を行い、実情等を把握した。   |
| (2) 承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。 | (2) 承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、引き続き、業務を休止する。  |   |  |

| 評価の視点等  | 自己評定   | A | 評価項目14 | 評 定  |  |
|---|--|---|--------|--|--|
|   | <p>貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリングを実施し、必要な指導等を行った。連帯保証人の状況について、受託金融機関に対し報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示するとともに、全額債務保証を行っている金融機関について、保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、引き続き、適切な債権管理を図った。</p> <p>また、延滞債権の発生を抑制するため、償還条件緩和中の貸付先について、経営状況及び資金繰りを把握のうえ、余剰金の繰上償還を求め、当該貸付先から一部繰上償還により回収を行うなど、適時的確に債権回収を行うとともに、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び東日本大震災の被災者に対する返済条件を変更し、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。</p> <p>さらに、延滞債権については、機構内に「物件処分推進チーム」を立ち上げ、機構が直接競売申立てを実施するとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。</p> <p>その結果、平成26年度の国庫納付金として、約2,203億円を平成26年7月10日に国庫納付した。</p> |   |        | <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>(業務への提言)</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> | <p>① 年1回実施し、中期計画が達成できた。<br/>※ 業務実績P92【貸付先の財務分析】#86参照</p> <p>② 年1回実施し、中期計画が達成できた。<br/>※ 業務実績P92【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#89参照</p> <p>③ 年1回実施し、中期計画が達成できた。<br/>※ 業務実績P92【保証履行能力の把握及び分析】#90参照</p>   |   |        |  |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p>   | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転貸法人については、平成24年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導等を行った。また、住宅生活協同組合等については、受託金融機関から現状についての報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行った。<br/>※ 業務実績P92【貸付先の財務分析】#86参照</li> <li>連帯保証人の状況について、受託金融機関から調査結果の報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。また、全額債務保証を行っている314受託金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。</li> </ul>  |   |        |  |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させているか。</p> <p>○ 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努めているか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> | <p>※ 業務実績P92【保証機関等の評価等】#87参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託金融機関事務打合せ会議については、事務の効率化を図る観点から、開催時期、回数等を検討し、引き続き、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で、全国7か所計8回開催した。</li> <li>※ 業務実績P92【受託金融機関への指導強化】#88参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</li> <li>※ 業務実績P92【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#89参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転貸債権に係るローン保証会社の格付けにより、24社全てについて各社の保証履行能力の実態把握、分析を行い、保証能力を確認した。</li> <li>※ 業務実績P92【保証履行能力の把握及び分析】#90参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>償還条件緩和中の貸付先について、経営状況及び資金繰りを把握のうえ、余剰金の繰上償還を求め、当該貸付先から一部繰上償還により回収を行った</li> <li>※ 業務実績P92【適時的確な債権回収】#91参照</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業金融円滑化法の期限満了後も引き続き、ローン返済困難者に対する返済条件の変更396件、民事再生法の適用による返済条件の変更24件（計420件）、また、東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更11件の措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。</li> <li>また、大雨による災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。</li> <li>※ 業務実績P93【返済条件の変更措置の実施等】#92参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに必要な助言、指導等を行った。</li> <li>また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成25年11月）を開催し、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行った。</li> <li>※ 業務実績P93【転貸法人への指導強化】#93参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期対応が必要な転貸法人について、国と連携し、処理方策の検討を行うとともに、適切な処理方策を策定させるため、当該法人及び関係法人に対し、ヒアリング等を行った。</li> <li>※ 業務実績P93【転貸法人への指導強化】#93参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期延滞債権について、回収促進のため、機構内に「物件処分推進チーム」を立ち上げ、機構が直接競売申立てを実施するとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行い、早期の</li> </ul> |  |
|---|--|--|

(政・独委評価の視点等)

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

- 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

債権回収に努めた。

※ 業務実績P93【延滞債権への対応】#94参照

[実績：○]

1 貸付金の状況

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成25年度における回収状況等は次のとおりである。

| 区分     | 件数       | 金額      |
|--------|----------|---------|
| 回収     | 32,985件  | 1,800億円 |
| うち債権償却 | 159件     | 10億円    |
| 貸付残高   | 263,002件 | 1兆937億円 |

2 貸付金の回収計画

承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。

3 回収計画の実施状況の評価

承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成25年度においては6.65%になった。

なお、承継年金住宅融資等債権の95.7%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は2.34%である。

4 回収計画の見直しの検討

延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。

[実績：○]

業務実績P16【業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減】#13参照

| 中期目標  | 中期計画  | 25年度計画  | 25年度業務実績   |    |     |     |      |              |          |          |        |                  |         |         |        |    |          |          |        |
|---|---|---|--|----|-----|-----|------|--------------|----------|----------|--------|------------------|---------|---------|--------|----|----------|----------|--------|
| <p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b><br/> 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>                              | <p><b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b><br/> <b>1 予算</b> 別表1のとおり<br/> <b>2 収支計画</b> 別表2のとおり<br/> <b>3 資金計画</b> 別表3のとおり</p> | <p><b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b><br/> <b>1 予算</b> 別表1のとおり<br/> <b>2 収支計画</b> 別表2のとおり<br/> <b>3 資金計画</b> 別表3のとおり</p> | <p>【予算、収支計画及び資金計画】#95<br/> ○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。<br/> なお、予算、収支計画及び資金計画の実績は、平成25事業年度決算報告書のとおりである。</p> <p>【繰越欠損金の発生状況等】#96<br/> ○ 一般勘定（福祉医療貸付事業等）については、東日本大震災からの復旧・復興に係る福祉医療貸付の優遇措置を行ったことにより、繰越欠損金が生じている。<br/> なお、当該繰越欠損金については、平成23年度補正予算において東日本大震災への対応として措置された政府出資金（142億円）にて財務基盤の強化が図られている。</p> <p>○ 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）については、平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度、平成22年度及び平成23年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと、また、年金受給者の増加等に伴う心身障害者扶養保険責任準備金の増加により、平成25年度末時点において保険勘定における繰越欠損金が解消できていない状況である。<br/> なお、平成25年度末における繰越欠損金については、約72億円となり、前年度に比べ約27億円減少した。</p>  |    |     |     |      |              |          |          |        |                  |         |         |        |    |          |          |        |
| <p><b>1 運営費交付金以外の収入の確保</b><br/> 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> |   |   | <p>【運営費交付金以外の収入の確保】#97<br/> ○ 平成25年度における福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、次のとおり各事業において予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <table border="1" data-bbox="1834 1318 2873 1514"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>39,000千円</td> <td>37,302千円</td> <td>104.6%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>8,043千円</td> <td>2,462千円</td> <td>326.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47,043千円</td> <td>39,764千円</td> <td>118.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 第3期中期目標期間における更なる自己収入の拡大を図るため、平成25年度においては、各事業部門を越えて機構全体で、短期・中期・長期の視点による自己収入の確保策を検討したところであり、早期に取り組みことが可能な事項については、今後、担当部署にて順次対応する予定である。</p> | 区分 | 実績額 | 予算額 | 対予算比 | 福祉医療経営指導事業収入 | 39,000千円 | 37,302千円 | 104.6% | 福祉保健医療情報サービス事業収入 | 8,043千円 | 2,462千円 | 326.7% | 合計 | 47,043千円 | 39,764千円 | 118.3% |
| 区分  | 実績額   | 予算額   | 対予算比   |    |     |     |      |              |          |          |        |                  |         |         |        |    |          |          |        |
| 福祉医療経営指導事業収入  | 39,000千円  | 37,302千円  | 104.6%   |    |     |     |      |              |          |          |        |                  |         |         |        |    |          |          |        |
| 福祉保健医療情報サービス事業収入  | 8,043千円   | 2,462千円   | 326.7%   |    |     |     |      |              |          |          |        |                  |         |         |        |    |          |          |        |
| 合計  | 47,043千円  | 39,764千円  | 118.3%   |    |     |     |      |              |          |          |        |                  |         |         |        |    |          |          |        |
| <p><b>2 自己資金調達による貸付原資の確保</b><br/> 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>                     |   |   | <p>【債券の発行等による資金調達】#98<br/> ○ 福祉医療機構債券の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（延30件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p>   |    |     |     |      |              |          |          |        |                  |         |         |        |    |          |          |        |

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績   |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
|--|--|---|--|--|--|--|----|----|----|-----|--------------------|-------|-----|------------|------|-----|-------------|------------------------|-------|----|------------|-------|----|-------------|----|-------|---|---|
|  |  |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉医療貸付事業<br/>(一般勘定)</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成25年6月18日</td> </tr> <tr> <td>50億円</td> <td>10年</td> <td>平成25年12月18日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年金担保貸付事業<br/>(年金担保貸付勘定)</td> <td>190億円</td> <td>3年</td> <td>平成25年6月18日</td> </tr> <tr> <td>190億円</td> <td>3年</td> <td>平成25年12月18日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>530億円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> |  |  |  | 区分 | 金額 | 年限 | 発行日 | 福祉医療貸付事業<br>(一般勘定) | 100億円 | 10年 | 平成25年6月18日 | 50億円 | 10年 | 平成25年12月18日 | 年金担保貸付事業<br>(年金担保貸付勘定) | 190億円 | 3年 | 平成25年6月18日 | 190億円 | 3年 | 平成25年12月18日 | 合計 | 530億円 | — | — |
| 区分   | 金額   | 年限  | 発行日  |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
| 福祉医療貸付事業<br>(一般勘定)   | 100億円  | 10年   | 平成25年6月18日   |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
|  | 50億円   | 10年   | 平成25年12月18日  |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
| 年金担保貸付事業<br>(年金担保貸付勘定)   | 190億円  | 3年  | 平成25年6月18日   |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
|  | 190億円  | 3年  | 平成25年12月18日  |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
| 合計   | 530億円  | —   | —  |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
|  | <p><b>第5 短期借入金の限度額</b></p> <p><b>1 限度額</b> 117,400百万円</p> <p><b>2 想定される理由</b></p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>            | <p><b>第5 短期借入金の限度額</b></p> <p><b>1 限度額</b> 117,400百万円</p> <p><b>2 想定される理由</b></p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> | <p><b>【短期借入金の実績】#99</b></p> <p>○ 年金担保貸付勘定において、資金繰り上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金（合計22回で80,430百万円）で対応した。</p> <p>なお、短期借入金（80,430百万円）のうち67,260百万円については、年金担保貸付事業の利用者からの貸付回収金で返済し、13,170百万円については、平成26年度に繰り越した。</p>   |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |
| <p><b>3 不要資産の国庫納付</b></p> <p>将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。</p> | <p><b>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b></p> <p>以下不要財産を国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東久留米宿舍（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舍（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舍（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舍（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舍（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舍（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舍（大阪府吹田市、集合住宅1棟）、高槻宿舍（大阪府高槻市、集合住宅1棟）について、平成25年度以降</li> </ul> | <p><b>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b></p> <p>中期計画に定めた計画に基づき、平成25年度以降に国庫納付する宿舍について、入居者の退去及び土地境界確定測量等、各種手続きを進める。</p>  | <p><b>【保有資産の見直し】#100</b></p> <p>○ 宿舍の処分に向けた入居者の退去については、大阪支店において転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舍を除き、平成25年9月に完了した。</p> <p>○ 各宿舍について処分までの間を前提とした最小限の管理（近隣の居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪定、不法侵入防止等）を行いながら、国庫納付するために必要な現況の詳細確認（境界杭の有無、境界確定協議書の有無、都市計画等の制限の確認等）を優先して実施した。</p> <p>○ 国庫納付の方法（現物納付又は金銭納付）については、厚生労働省及び財務省と協議を行い、機構が宿舍を売却したうえでの金銭納付によることとした。</p> <p>○ 土地の境界確定業務については、平成25年12月に一般競争入札を行い、落札業者に業務を委託、平成26年8月に完了する予定である。（ただし、高槻宿舍は暫定的に宿舍として使用しているため、また、千里山宿舍及び小金井宿舍は隣地売却の動きがあり、その過程で境界確定が見込まれたため、別途対応とした。）</p>                           |  |  |  |    |    |    |     |                    |       |     |            |      |     |             |                        |       |    |            |       |    |             |    |       |   |   |



| 中期目標 | 中期計画   | 25年度計画  | 25年度業務実績 |
|------|--|---|----------|
|      | <p>に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。</li> </ul> |   |          |
|      | <p><b>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b><br/>なし</p>   | <p><b>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b><br/>なし</p>  |          |
|      | <p><b>第8 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全勘定に共通する事項<br/>業務改善にかかる支出のための原資<br/>職員の資質向上のための研修等の財源</li> </ul>                              | <p><b>第8 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全勘定に共通する事項<br/>業務改善にかかる支出のための原資<br/>職員の資質向上のための研修等の財源</li> </ul> |          |

| 評価の視点等  | 自己評定   | A | 評価項目15 | 評 定  |  |
|---|--|---|--------|--|--|
|   | <p>平成25年度においては、一般管理費及び業務経費の節減について、削減目標額を上回る削減を達成することができた。</p> <p>一方、運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において39,000千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において8,043千円を確保することができた。</p> <p>また、第3期中期目標期間における更なる自己収入の拡大を図るため、平成25年度においては、各事業部門を越えて機構全体で、短期・中期・長期の視点による自己収入の確保策を検討したところであり、早期に取り組むことが可能な事項については、今後、担当部署にて順次対応する予定である。</p> <p>福祉医療機構債券の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（延30件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>保有資産の見直しについては、大阪支店において転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、宿舎の処分に向けた入居者の退去を平成25年9月に完了した。</p> <p>また、国庫納付の方法（現物納付又は金銭納付）について、厚生労働省及び財務省と協議を行い、機構が宿舎を売却したうえでの金銭納付によることとした。</p> <p>さらに、国庫納付に向けた対応として、各宿舎について処分までの間を前提とした最小限の管理（近隣の居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪定、不法侵入防止等）を行いながら、国庫納付するために必要な現況の詳細確認（境界杭の有無、境界確定協議書の有無、都市計画等の制限の確認等）を優先して実施するとともに、土地の境界確定業務について、平成25年12月に一般競争入札を行い、落札業者に業務を委託するなど、第3期中期計画に基づき、適切に手続きを進めている。</p> |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。</p>   | <p>○ 平成25年度においては、一般管理費及び業務経費の節減について、削減目標額を上回る削減を達成することができた。</p> <p>一方、運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において39,000千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において8,043千円を確保することができた。</p> <p>※ 業務実績P97【運営費交付金以外の収入の確保】#97参照</p>   |   |        |  |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【数値目標】のとおり自己収入を確保することができた。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（延30件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を実施した。</li> </ul>   |   |        |  |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>(政・独委評価の視点等)</p> <p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。<br/>(具体的取組)<br/>1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。</p> | <p>※ 業務実績P97【債券の発行等による資金調達】#98参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 宿舍の処分に向けた入居者の退去については、大阪支店において転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舍を除き、平成25年9月に完了した。</li> <li>• 各宿舍について処分までの間を前提とした最小限の管理（近隣の居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪定、不法侵入防止等）を行いながら、国庫納付するために必要な現況の詳細確認（境界杭の有無、境界確定協議書の有無、都市計画等の制限の確認等）を優先して実施した。</li> <li>• 国庫納付の方法（現物納付又は金銭納付）については、厚生労働省及び財務省と協議を行い、機構が宿舍を売却したうえでの金銭納付によることとした。</li> <li>• 土地の境界確定業務については、平成25年12月に一般競争入札を行い、落札業者に業務を委託、平成26年8月に完了する予定である。（ただし、高槻宿舍は暫定的に宿舍として使用しているため、また、千里山宿舍及び小金井宿舍は隣地売却の動きがあり、その過程で境界確定が見込まれたため、別途対応とした。）<br/>※ 業務実績P98【保有資産の見直し】#100参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <p>1 決算状況<br/>平成25年度決算においては、一般勘定において当期損失を計上したところである。なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p>2 各勘定における利益の発生要因等</p> <p><b>[一般勘定]</b><br/>810百万円の当期損失が発生。<br/>これは、以下の要因によるものである。</p> <p>① 東日本大震災に係る災害復旧・復興資金等について、無利子貸付等の優遇措置を講じたことに伴い、利差（逆ざや）が発生したことによるもの（▲443百万円）</p> <p>② 東日本大震災で被災した既往貸付先に対し、二重債務問題等の対応として「返済猶予」や「貸付条件変更」などの措置を講じたことに伴い発生した利差（逆ざや）及び貸倒損失によるもの（▲364百万円）</p> <p>③ その他（自己財源で取得した固定資産の減価償却費等）（▲3百万円）</p> <p><b>[共済勘定]</b><br/>事業費等の適正な執行等により収支相償となっている。</p> <p><b>[保険勘定]</b><br/>2,651百万円の当期総利益が発生。<br/>これは、以下の要因によるものである。</p> <p>① 年金受給者が増加したこと等に伴い年金債務（年金の現価相当額）が増加したものの、平成25年度心身障害者扶養保険資金の運用において、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保し、6.00%の運用実績となったこと等から、年金の支給等に係る経理にて利益が発生している（2,652百万円）。</p> <p>② 業務の事務処理に係る経理においては、第2期中期目標期間の最終年度であることから、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、一部の不要財産を国庫納付したことに伴い、損失</p> |  |
|---|---|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p> <p>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。</p> | <p>が発生している（▲0.5百万円）。</p> <p><b>[年金担保貸付勘定]</b><br/> 118百万円の当期総利益が発生。<br/> 新規貸付件数の減に伴う業務委託費の減少、退職給付引当金戻入益の計上等によるものである。<br/> なお、年金担保貸付事業においては、中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定しており、当該当期総利益（積立金）についても翌年度以降の貸付業務の財源として取り崩す予定である。</p> <p><b>[労災年金担保貸付勘定]</b><br/> 5百万円の当期総利益が発生。<br/> 貸倒引当金戻入益及び退職給付引当金戻入益の計上等によるものである。</p> <p><b>[承継債権管理回収勘定]</b><br/> 41,251百万円の当期総利益が発生。<br/> これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。<br/> なお、当期総利益は通則法第44条第1項の規定により積立金として整理されたのち、独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとなっているため目的積立金として申請していない。</p> <p><b>3 繰越欠損金の状況</b><br/> 平成25年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において繰越欠損金を計上している。</p> <p>○ 一般勘定・・・▲ 2,280百万円<br/> 一般勘定（福祉医療貸付事業）については、東日本大震災からの復旧・復興に係る福祉医療貸付の優遇措置を行ったことにより、繰越欠損金が生じている。なお、当該繰越欠損金については、平成23年度補正予算において東日本大震災への対応として措置された政府出資金（142億円）にて財務基盤の強化が図られている。</p> <p>○ 保険勘定・・・▲ 7,225百万円<br/> 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）については、平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度、平成22年度及び平成23年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと、また、年金受給者の増加等に伴う心身障害者扶養保険責任準備金の増加により、平成25年度末時点において保険勘定における繰越欠損金が解消できていない状況である。<br/> なお、平成25年度末における繰越欠損金については、約72億円となり、前年度に比べ約27億円減少している。</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度交付分の執行率はそれぞれ94.3%、92.0%、88.9%となっている。<br/> なお、保険勘定においては、実施する事業の精査を行い経費を節減したことにより、執行額が90%以下となったものである。</li> <li>平成25年度決算において運営費交付金債務が計上されているが、平成25年度に実施すべき業務は達成されている。当該運営費交付金債務については、引き続き業務を適正に実施していく上で必要なガバナンス強化のためのシステム改修や各種サーバの更新のための財源の確保が必要な状況であるため、平成26年度において収益化する予定である。</li> </ul> |  |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。</p>   | <p><b>【実績：○】</b></p> <p><b>1 保有資産の状況</b></p> <p>事業の廃止等に伴い不要となっている財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。</p> <p>なお、機構の主な財産である職員宿舎については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づき国庫納付又はその手続きを進めているところである。</p> <p>≪国庫納付又はその手続きの状況≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿舎の処分に向けた入居者の退去については、大阪支店において転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成25年9月に完了した。</li> <li>○ 各宿舎について処分までの間を前提とした最小限の管理（近隣の居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪定、不法侵入防止等）を行いながら、国庫納付するために必要な現況の詳細確認（境界杭の有無、境界確定協議書の有無、都市計画等の制限の確認等）を優先して実施した。</li> <li>○ 国庫納付の方法（現物納付又は金銭納付）については、厚生労働省及び財務省と協議を行い、機構が宿舎を売却したうえでの金銭納付によることとした。</li> <li>○ 土地の境界確定業務については、平成25年12月に一般競争入札を行い、落札業者に業務を委託、平成26年8月に完了する予定である。（ただし、高槻宿舎は暫定的に宿舎として使用しているため、また、千里山宿舎及び小金井宿舎は隣地売却の動きがあり、その過程で境界確定が見込まれたため、別途対応とした。）</li> </ul> <p><b>2 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012.4.3 行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（2012.12.14 行政改革担当大臣決定）を踏まえた職員宿舎の見直し状況（宿舎戸数見直しによる廃止等措置状況、宿舎使用料の見直し状況）について</b></p> <p>機構において、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に掲記されている職員宿舎は17棟となっている。</p> <p>対象となっている宿舎の処分に向けた入居者の退去については、大阪支店において転勤者が退去するまで暫定的に使用する高槻宿舎を除き、平成25年9月に完了した。</p> <p>今後、国庫納付に向けて境界確定測量等必要な調査を実施し（小金井宿舎の一部の土地境界につき境界確定を実施済み）、着実に国庫納付を進めていく予定である。</p> <p>なお、宿舎使用料については、国家公務員の見直し状況を踏まえ適切に対応する。</p> <p><b>3 固定資産の減損</b></p> <p>平成25年度中に入居者の退去が完了した次の宿舎については、不使用の決定を行ったため、減損の認識に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舎（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舎（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舎（大阪府吹田市、集合住宅1棟）</li> </ul> |  |
| <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。</p> <p>当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。</li> </ul>  |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等はない。</li></ul> |  |
|---|--|--|

| 中期目標   | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績  |
|--|--|--|---|
| <p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p><b>人事に関する事項</b></p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p> | <p><b>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p>独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 職員の人事に関する計画</b></p> <p>(1) 方針</p> <p>① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。<br/> (参考1) 期初の常勤職員数 299人<br/> (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,187百万円<br/> ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時</p> | <p><b>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1 職員の人事に関する計画</b></p> <p>(1) 方針</p> <p>① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。</p> <p>② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。</p> <p>③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。<br/> また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>平成25年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p> | <p><b>【適正な人員配置】#101</b></p> <p>○ 【業務運営体制の継続的見直し】に同じ</p> <p>○ 組織の活性化に向けた取組みとして、55歳を超える課長、課長代理について、段階的に参事、副参事への移行を促進し、中堅職員を上位職階に積極的に登用する仕組みを構築し、平成26年度から実施することを決定した。</p> <p><b>【人事評価制度の運用】#102</b></p> <p>○ 人事評価制度の適正な運用により、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。</p> <p><b>【研修の充実】#103</b></p> <p>○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「交渉力向上研修」ほか）、通信教育（「企画&amp;プレゼンスキルアップコース」ほか）及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。（公開セミナー参加者：43名、通信教育受講者：19名）<br/> また、国の政策動向を踏まえた平成25年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「今後の生活困窮者自立支援」に関する勉強会を開催するなど、内外の講師による計12回の勉強会を実施した。（延べ参加人数514人）<br/> さらに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度における指定講座に医業経営コンサルタントを新たに加えるとともに、民間金融機関への研修派遣を継続して実施した。</p> <p>○ 機構の各事業を実施するにあたっての基礎知識を習得するため、係員を対象とした研修を平成26年度より実施することを決定した。</p> <p><b>【人員に係る指標】#104</b></p> <p>○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数は259人（再雇用職員2人を含む）となった。</p> |

| 中期目標 | 中期計画   | 25年度計画   | 25年度業務実績 |
|------|--|--|----------|
|      | <p>間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p><b>2 施設及び設備に関する計画</b><br/>なし</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b><br/>前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。</p> | <p><b>2 施設及び設備に関する計画</b><br/>なし</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b><br/>前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。</p> |          |



| 評価の視点等   | 自己評価  | A | 評価項目16 | 評 定  |  |
|--|---|---|--------|--|--|
|  | <p>人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。</p> <p>研修の充実については、国の政策動向を踏まえた平成25年度若手職員勉強会年間計画を策定したうえで、12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年度から導入した資格取得支援制度を引き続き実施するとともに、役職（職制）に応じた研修や部署ごとにおける固有の能力を習得するための研修メニューを実施するなど、教育・訓練プログラムの効果的な運用に努めた。</p> <p>さらに、機構の各事業を実施するにあたっての基礎知識を習得するため、係員を対象とした研修を平成26年度より実施することを決定しており、引き続き、専門性の向上を推進していくこととしている。</p> <p>人員に関する指標については、平成25年度末の常勤職員数は259人（再雇用職員2名を含む）、期初の常勤職員数の86.6%となった。</p>   |   |        | <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>（業務への提言）</p> |  |
| <p><b>【数値目標】</b></p> <p>○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p>             | <p>○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成25年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の86.6%となり、年度計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P105【人員に係る指標】#104参照</p>  |   |        |  |  |
| <p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。</p> | <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織の活性化に向けた取組として、中堅職員を上位職階に積極的に登用する仕組みを構築し、平成26年度から実施することを決定した。<br/>※ 業務実績P105【適正な人員配置】#101参照</li> <li>人事評価制度については、適正な運用を図るため、引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映させている。<br/>※ 業務実績P105【人事評価制度の運用】#102参照</li> <li>業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「交渉力向上研修」ほか）、通信教育（「企画&amp;プレゼンスキルアップコース」ほか）及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。（公開セミナー参加者：43名、通信教育受講者：19名）<br/>また、国の政策動向を踏まえた平成25年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「今後の生活困窮者自立支援」に関する勉強会を開催するなど、内外の講師による計12回の勉強会を実施した。（延べ参加人数514人）<br/>さらに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度における指定講座に医業経営コンサルタントを新たに加えるとともに、民間金融機関への研修派遣を継続して実施した。</li> <li>機構の各事業を実施するにあたっての基礎知識を習得するため、係員を対象とした研修を平成26年度より実施することを決定しており、引き続き専門性の向上を推進していくこと</li> </ul> |   |        |  |  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。</p> <p>○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。</p> <p><b>(政・独委評価の視点等)</b></p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</p> <p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</p> | <p>としている。<br/>※ 業務実績P105【研修の充実】#103参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。<br/>※ 業務実績P105【人事評価制度の運用】#102参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標】と同じ。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員の再就職者は、役員・職員ともいない。なお、国家公務員の再就職者が就く嘱託ポストに該当するものは設置していない。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当ポストなし</li> </ul> |  |
|--|---|--|